



太子町 都市計画 マスタープラン

令和8年3月
大阪府太子町

ごあいさつ

本町では、平成30年3月に改訂した都市計画マスタープランに基づき、都市計画道路の整備、地区計画の策定、景観計画区域の追加、開発許可基準の整備など、豊かな自然や歴史・文化資源など既存資源を有効に活用し、質の高い住環境と地域活力の向上を図り、まちづくりを進めてまいりました。



しかし、前回の改訂以降、本町を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、急速な人口減少と少子高齢化の進行、自然災害の激甚化、公共交通の維持・確保、都市基盤施設の老朽化への対応など、都市づくりに関する課題は一層多様化・複雑化しています。加えて、社会のあり方や人々の価値観、ライフスタイルにも変化が見られ、将来を見据えた持続可能なまちづくりがこれまで以上に求められています。

このような状況を踏まえ、本町では、第6次太子町総合計画に即し、前回計画の考え方を継承しながら、近年の課題や社会情勢の変化に対応した都市づくりの方向性を示すものとして、このたび「太子町都市計画マスタープラン」の改訂を行いました。

本計画は、「自然と歴史に寄り添い、暮らしを支え、未来へつなぐ持続可能な都市づくり」を基本理念に掲げ、土地利用、都市施設、交通、防災、景観・環境の保全と形成など、都市計画の基本方針を定めています。

今後、本計画を推進し、より良いまちづくりを進めていくためには、住民の皆様、事業者の皆様、関係機関、行政がそれぞれの役割のもと連携・協力し、さまざまな課題に着実に対応していくことが必要です。先人たちが築いてこられたこの素晴らしい郷土太子町を、より良いかたちで次世代へ引き継ぐことができるよう、本計画に基づくまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の改訂にあたり、ご審議いただきました本町都市計画審議会各委員の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、本計画の推進に向けて、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8（2026）年3月
太子町長 田中祐二

<目次>

序章 計画の概要	1
1. 都市計画マスタープランの目的	1
2. 都市計画マスタープランの位置づけ	1
3. 計画区域	2
4. 計画期間	2
第1章 太子町の概況	3
1. 地理・歴史	3
2. 人口	5
3. 産業	9
4. 土地利用	14
5. 都市施設	23
6. 公共交通	31
7. 観光	32
8. 防災	35
9. 自然・文化	36
第2章 住民アンケート調査	41
1. 調査概要	41
2. 調査結果	42
第3章 社会の潮流	48
第4章 上位・関連計画の整理	50
1. 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）	50
2. 第6次太子町総合計画	53
第5章 まちづくりの基本的課題	55
1. 都市構造に関する課題	55
2. 住環境に関する課題	56
3. 産業・交流に関する課題	57
4. 安心・安全に関する課題	58
5. 協働の推進に関する課題	59
第6章 まちづくりの基本的方向性	60
1. 基本理念	60
2. まちづくりの基本目標	61
3. 将来都市構造	63
第7章 都市づくりの方針	64
1. 都市づくりの方針の考え方	64
2. 土地利用方針	65
3. 市街地及び周辺地域の整備方針	67
4. 都市基盤施設の整備方針	72
5. 環境・景観の方針	79
6. 都市防災の方針	83
第8章 計画実現に向けた方策	85
1. 住民等との協働によるまちづくりの推進	85
2. 計画の進行管理	86
3. 見直しの方針	86

序章 計画の概要

1. 都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき策定するものであり、太子町における都市計画の基本的な施策方針を示すものです。

本計画は、大阪府が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画と整合を図りながら、太子町の将来像や土地利用、都市施設に関する基本的な考え方を明らかにします。本町では、平成 30（2018）年の都市計画マスタープラン改訂以降、計画的な都市づくりを進めてきましたが、改訂から 8 年が経過し、上位計画の見直しや、町を取り巻く社会情勢、環境も大きく変化しています。

現在、本町では、貴重な自然や歴史的な資源を守りつつ、安心して暮らし続けられる、住みやすく活力あるまちを実現していくことが重要な課題です。

このような背景を踏まえ、本計画では、土地利用や都市施設の整備、環境の保全・形成など、都市計画に関する総合的な指針を定めることを目的とします。

2. 都市計画マスタープランの位置づけ

本都市計画マスタープランは、都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、「第 6 次太子町総合計画」などの関連計画との整合を図りながら、まちづくりを進めるための指針と位置づけられます。

なお、市町村が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならぬものとされています。

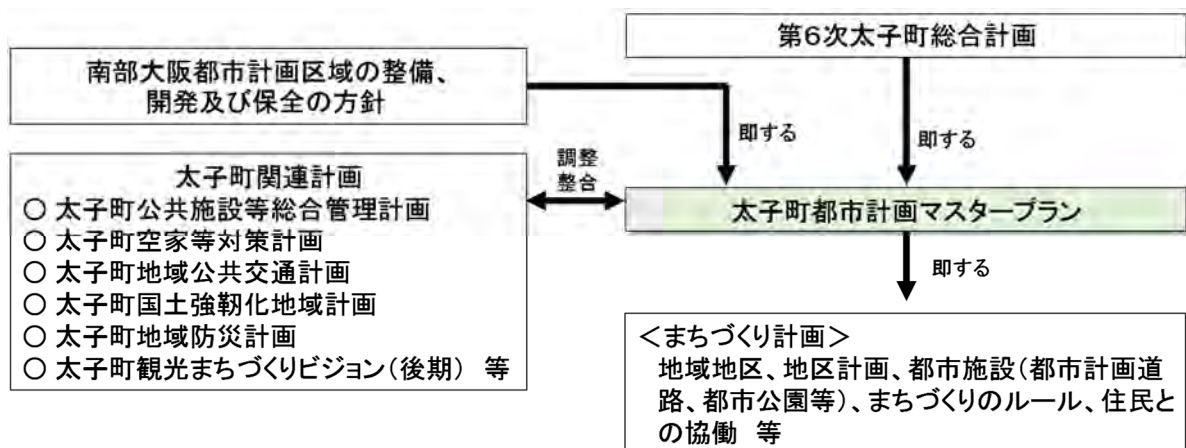


図1 太子町都市計画マスタープランの位置づけ

3. 計画区域

本計画は、都市計画区域である太子町全域を対象としています。

4. 計画期間

本都市計画マスタープランは、おおむね 20 年先を見据えながら、中間点の 10 年後を目標年度とします。

第1章 太子町の概況

1. 地理・歴史

1-1. 位置

太子町は大阪府の東南部に位置し、北を羽曳野市、西を富田林市、南を河南町に接し、東は金剛生駒紀泉国定公園を境に奈良県と接し、町の総面積は14.17km²、町域の約40%を山林、30%を田畑、10%を市街地、20%をその他（雑種地、河川等）が占める緑豊かな自然環境に恵まれた町です。

町中央部より西に向かって緩やかな傾斜となっており、居住地域は町中央部から西部にかけてコンパクトに収まっており、概ね市街化区域と一致しています。

町内の主要道路は、東西方向に南阪奈道路、国道166号及び府道美原太子線が通っており、大阪市中心部から本町まで約20kmの距離にあります。

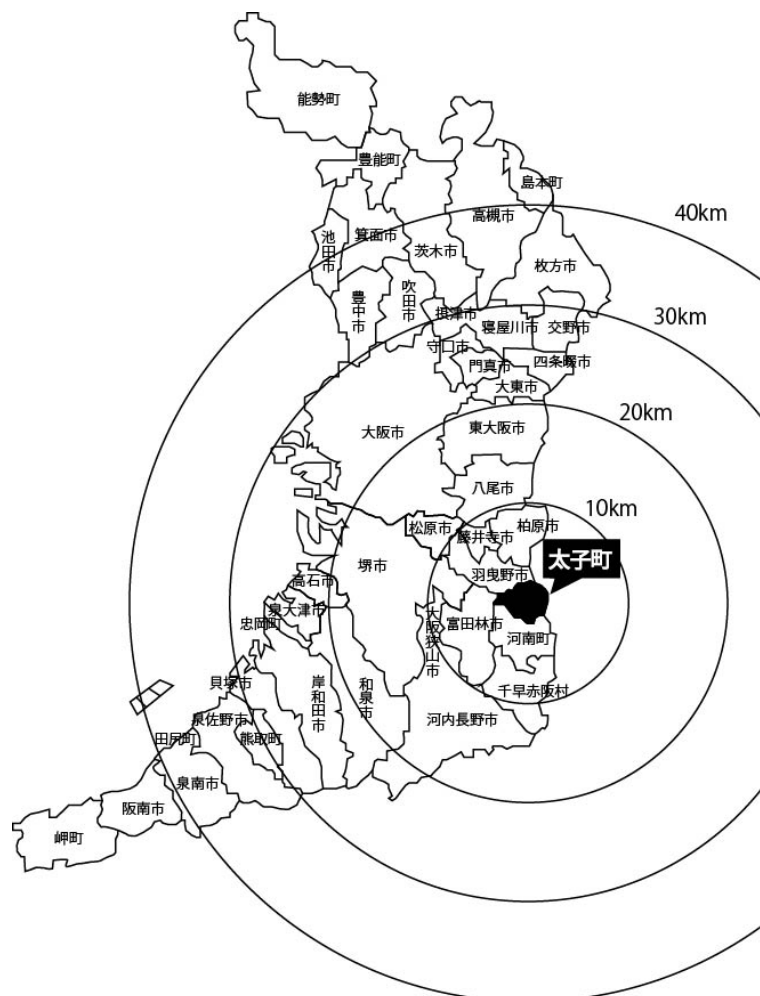


図2 位置図

1-2. 地勢

太子町は、北東部から南東部にかけて、二上山及び葛城・金剛の名峰に囲まれ、中央部より西に向かって、緩傾斜をなしています。

町内を流れる河川については、二上山及び葛城・金剛山系を源として、北部では飛鳥川、南部では太井川と梅川があり、石川に合流し、大和川に注いでいます。

1-3. まちの成り立ち

■町の歴史

太子町は、大阪府内でも古くから栄えた地域です。この地域には二上山の火山岩・サヌカイト（かね石）が広く分布しており、二上山のサヌカイトで作られた石器が近畿一円の遺跡で発掘されており、本町が当時の近畿地方の人々の生活を支える重要な拠点であったことを示しています。

飛鳥時代には、政権を担当した蘇我氏の本拠地となり、蘇我氏の庇護の下に大陸から渡来した人々が多く移り住みました。

古代では、難波からみて奈良の飛鳥を「遠つ飛鳥」と呼んだのに対し、太子町一帯は「近つ飛鳥」と呼ばれ、都のあった飛鳥と難波津を結ぶ我が国最古の官道である「竹内街道」も町域を横断して開通し、遣隋使・小野妹子や大陸からの使者が往来するシルクロードの東端の地として繁栄しました。

また、推古天皇や聖徳太子らの陵墓を中心に豪族の墳墓が多く残っており、磯長谷古墳群は「王陵の谷」と呼ばれています。

竹内街道はその後、現在の堺市と二上山の竹内峠を越えて奈良県葛城市を結び、堺と奈良をつなぐ経済の道として栄えました。

■町の沿革

明治21（1886）年4月の町村制発布に伴い、同22（1887）年4月に春日村、太子村、葉室村を併せて磯長村となり、山田村と畑村を併せて山田村となりました。そして、昭和31（1956）年9月に磯長村、山田村が合併して太子町が発足しました。

2. 人口

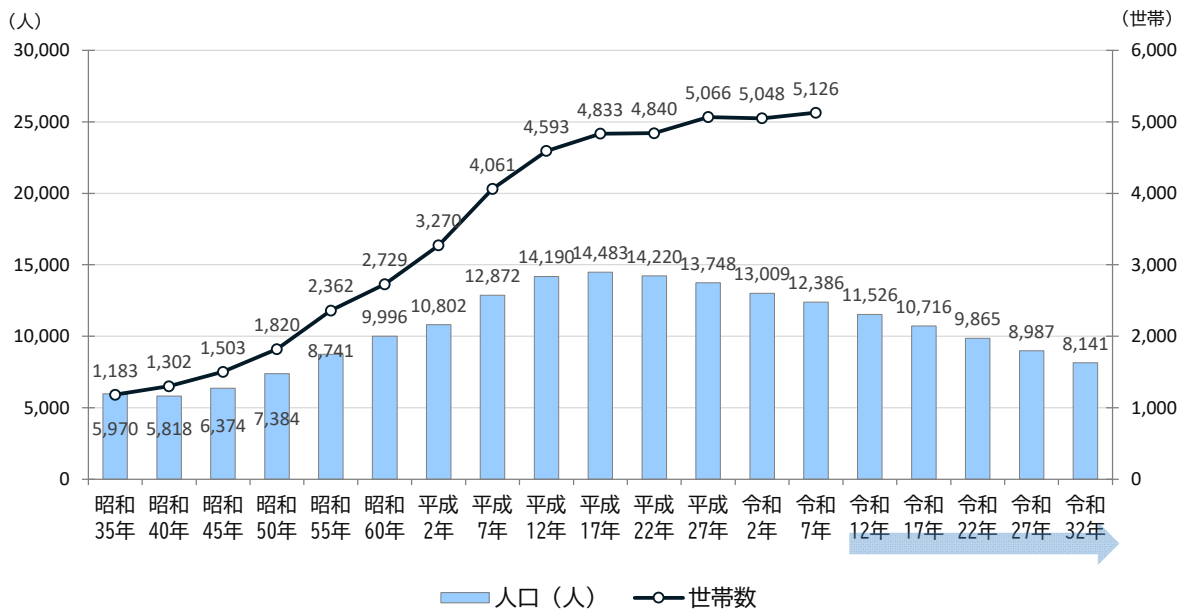
2-1. 人口の推移

① 総人口の推移

本町の人口は、国勢調査によると昭和35（1960）年時点で5,970人でした。その後、昭和40（1965）年以降に増加傾向に転じました。特に平成2（1990）年からの10年間は、府内でも有数の人口増加率を示しました。

人口のピークは平成17（2005）年の14,483人であり、町制施行時から約9千人の増加となりました。その後は減少に転じ、令和2（2020）年では13,009人となり、令和7（2025）年では12,386人と推計されています。

また、今後も人口減少が進み、令和22（2040）年には人口が1万人を切ると推計されています。



— 人口 (人) ○— 世帯数

図3 町人口、世帯数の推移

出典：昭和35（1960）年～令和2（2020）年 国勢調査

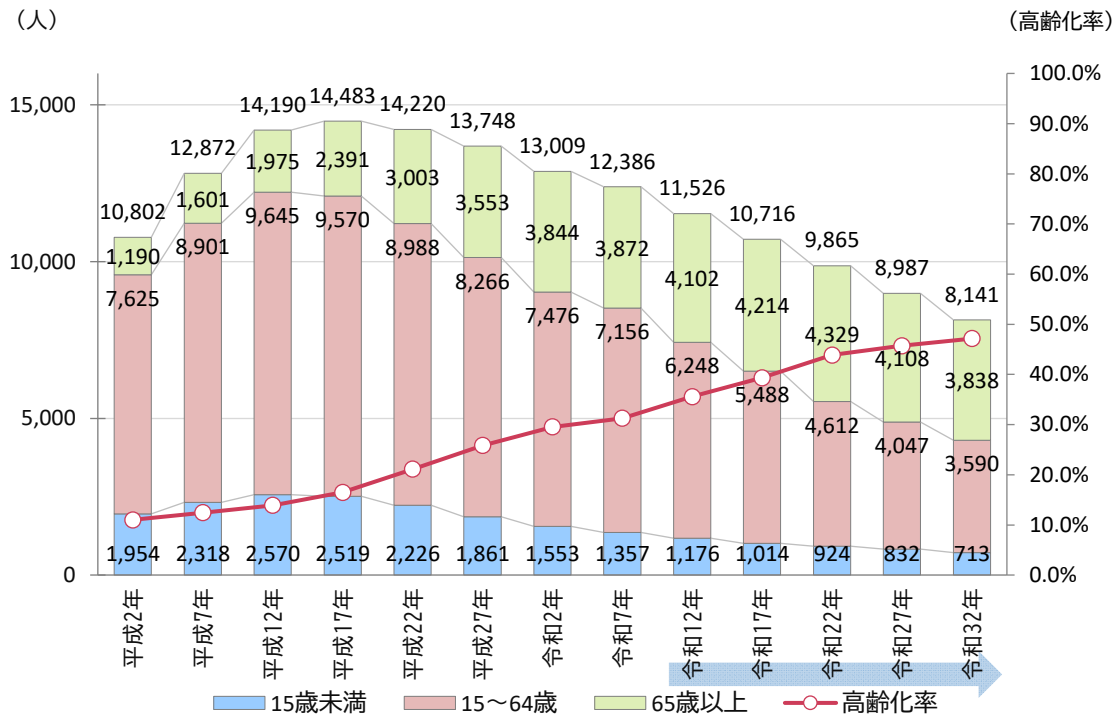
令和7（2025）年 大阪府推計人口（令和7（2025）年3月1日現在）

令和12（2030）年～令和32（2050）年 国立社会保障・人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

② 年齢3区分別人口の推移

本町の年齢階層別の人口構成をみると、令和7（2025）年の高齢化率（65歳以上人口の比率）は31.3%となっており、人口のピークであった平成17（2005）年と比べると高齢化率は16.5%から14.8ポイント上昇し、高齢者数は1,481人の増加となっており、急速に高齢化が進んでいます。また、15歳未満の若年層も平成17（2005）年から減少しており、本町でも少子・高齢化の傾向が顕著になってきています。

また、今後も少子・高齢化は進み、令和32（2050）年には高齢化率が約50%となると推計されています。



注) 平成2年～令和2年：総数は年齢不詳の人口を含むため、年齢階層別人口の合計と合わない場合がある。
 令和7年：推計人口を総数とし、それに住民基本台帳上の年齢（5歳階級）ごとの構成比を乗じて算出するため、年齢階層別人口の合計と総数が一致しない。

図4 年齢階層別人口の推移

出典：平成2（1990）年～令和2（2020）年国勢調査、令和7（2025）年大阪府推計人口（令和7（2025）年3月1日現在）
 令和12（2030）年～令和32（2050）年国立社会保障・人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

2-2. 人口の分布状況

① 現況の人口分布

人口の分布状況を見ると、聖和台と春日の西側地区、山田の役場周辺地区の人口が多く集中していることが分かります。

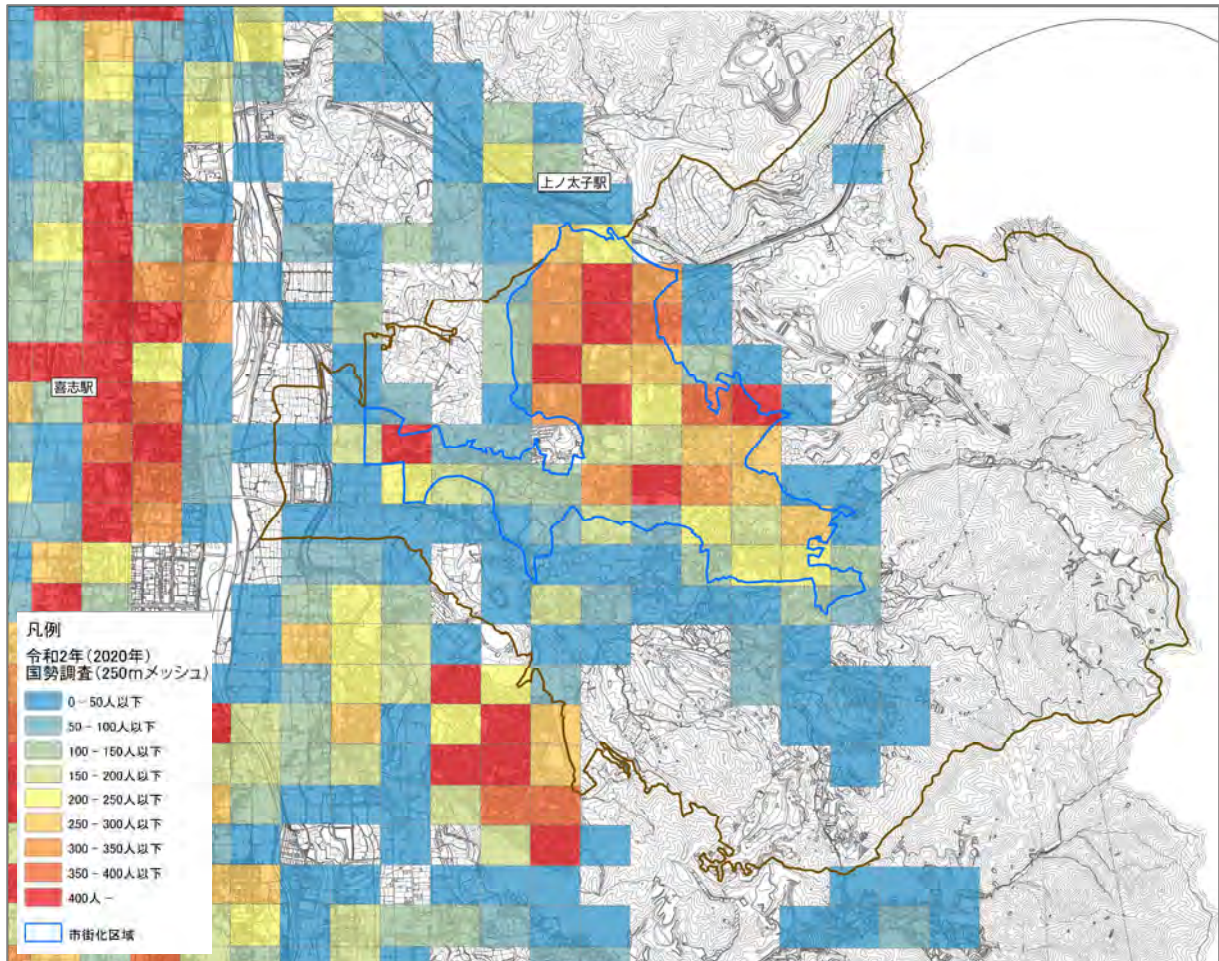


図5 人口分布図(令和2(2020)年)

出典: 令和2年度国勢調査(250mメッシュ)

② 将来の人口分布

令和27(2045)年の将来人口分布の推計では、町全体として人口の減少傾向が見られ、現時点で人口が集中している地域でも密度が低下し、人口分布がよりまばらになることが想定されます。

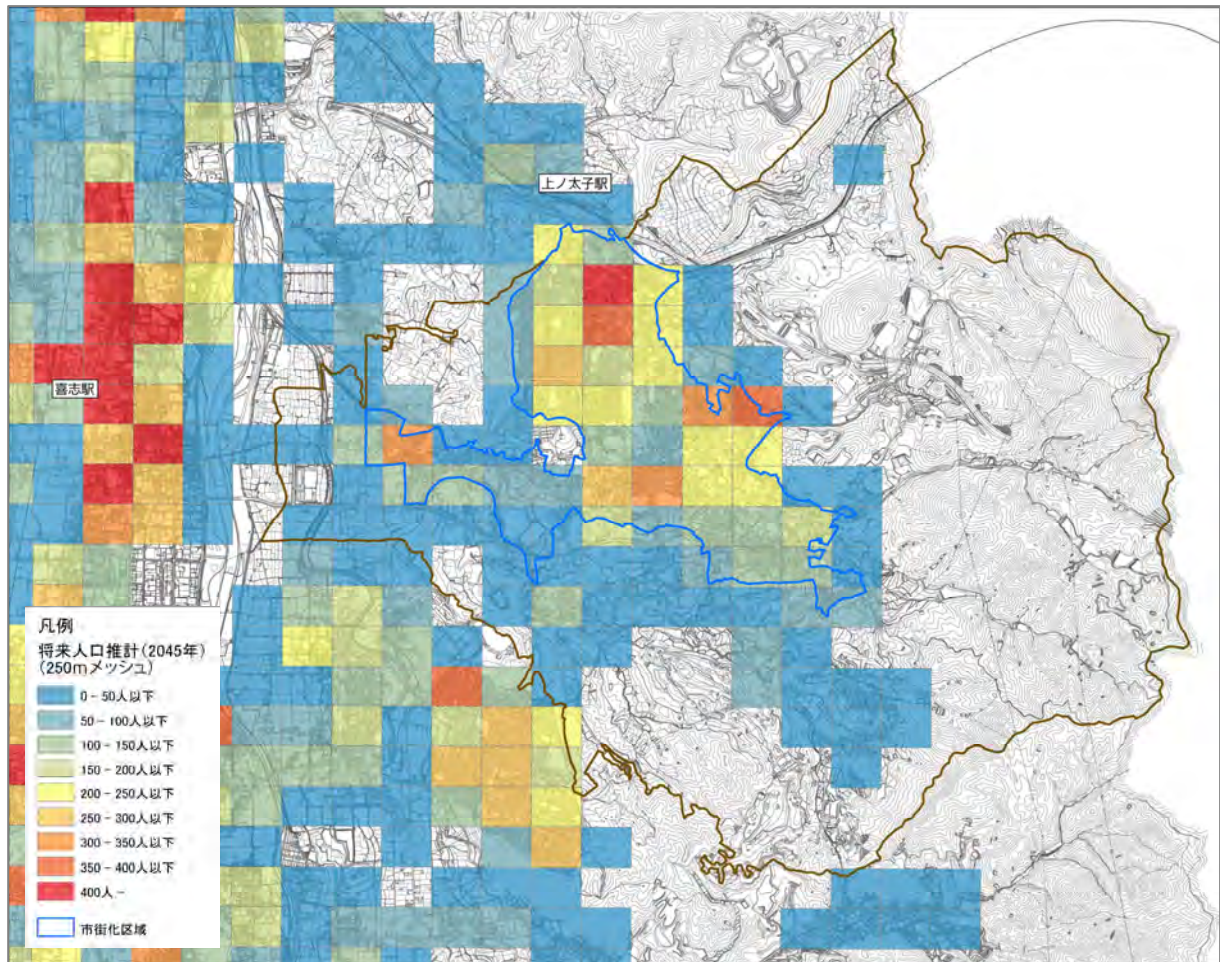


図6 将来人口分布図(令和27(2045)年)

出典：国土数値情報

3. 産業

3-1. 産業構成

本町に常住している人の就業者数は、平成17（2005）年の6,489人がピークとなり、その後減少傾向となっています。令和2（2020）年では、就業者数の66.9%が第3次産業と大半を占めています。一方、第1次産業は減少傾向にあり、令和2（2020）年では196人と全体の3.3%となっています。



図7 産業分類別就業者数（常住地）の推移

出典：国勢調査

3-2. 農業

本町は、大阪府の農業で重要な位置を占めており、大都市近郊の特性を生かした「ブドウ」、「ミカン」といった果樹園芸作物が主となっています。

令和2（2020）年農林業センサスによれば、本町の1経営体当たりの農業産出額については6.2百万円で、大阪府平均の3.7百万円の1.7倍となっています。また、「ブドウ」と「ミカン」を中心とした果樹園芸作物の生産が重要な位置を占めており、経営耕地面積の内訳では、樹園地の割合が57.1%で大阪府平均の11.2%を大きく上回っています。

しかしながら、近年では耕地面積、農家数とも減少が顕著となっており、令和2（2020）年の経営耕地面積は82ha、農家数は232戸となっています。



図8 経営耕地面積、農家数の推移

出典：農林業センサス

3-3. 工業

本町の製造品出荷額は、近年では平成26（2014）年以降は漸減傾向で推移しています。令和3（2021）年は112億円となっています。

従業者数は、平成30（2018）年以降は減少傾向にあり、令和3（2021）年は295人となっています。



図9 製造品出荷額、従業者数の推移

出典：工業統計調査、経済センサス

3-4. 商業

本町の卸・小売業の年間商品販売額についてみると、平成28(2016)年にそれまで減少傾向であった状況から増加に転じています。また、平成30(2018)年に町内に大型商業施設が開業したことから、令和3(2021)年の年間商品販売額は8,998百万円に達し、従業者数も576人と増加しています。



図10 年間商品販売額、事業所数、従業者数の推移

出典：商業統計調査、経済センサス

3-5. 地域経済循環構造

地域経済は、「生産・販売」（地域の企業が所得を稼ぐ金額）、「分配」（地域住民が所得を受け取る金額）、「支出」（地域の住民や企業が所得を使う金額）の3つの要素で構成されています。地域経済の最終的な目標は、「住民の所得」（分配）の向上であり、そのためにも「地域の稼ぐ力」と「所得の循環」で構築される地域経済循環構造を強くすることが重要となります。

本町の地域経済循環構造をみると、本町の「分配」は、「生産・販売」に比べて大きいですが、これは住民が町外で働くことによりもたらされているところが大きいです。一方、本町の「支出」は、住民が日常の買い物を町外で行うなどの他地域での消費が大きくなっており、町内に所得が落ちていません。本来であれば、生産・販売→分配→支出→生産・販売への還流で、所得が地域内でバランスよく循環していることが好ましいですが、本町はそうなってはいません。

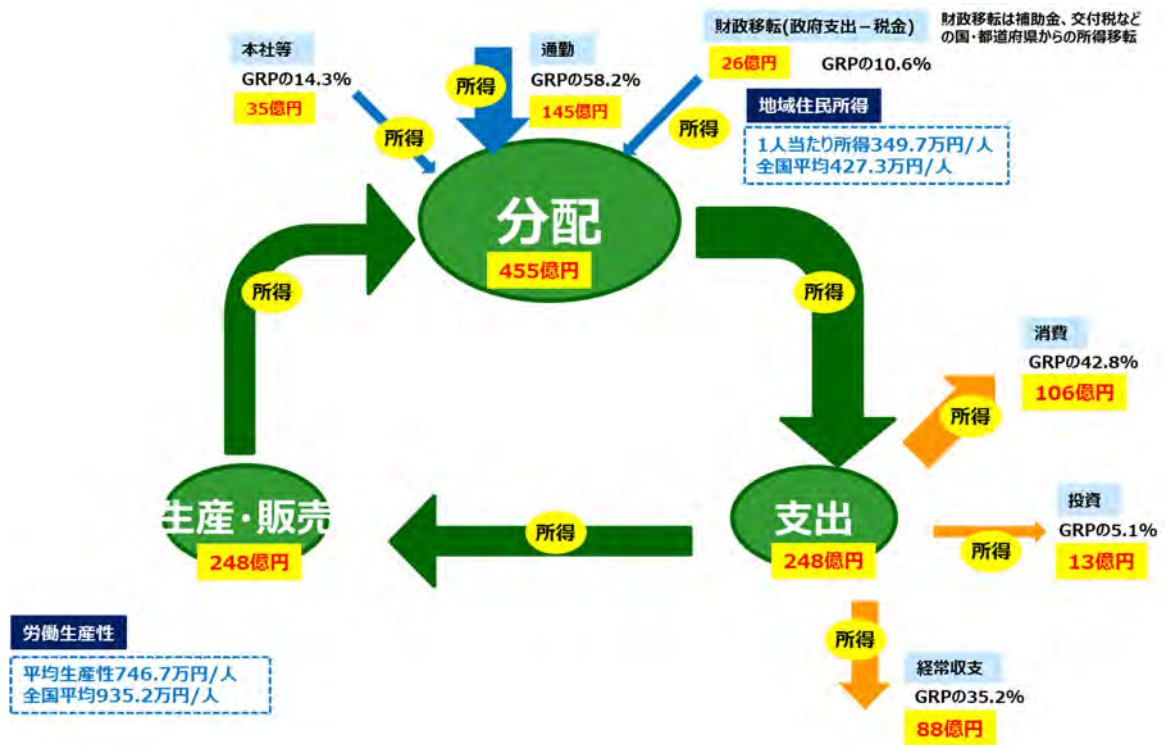


図11 地域経済循環分析結果

出典：「地域経済循環分析」（環境省、株式会社価値総合研究所）

<用語>

- ※生産・販売：地域の企業が所得を稼ぐ金額
- ※分配：地域住民が所得を受け取る金額
- ※支出：地域の住民や企業が所得を使う金額
- ※労働生産性：企業の生産活動により生み出された価値を、従業員一人当たりで割ったもの
- ※GRP：企業の生産活動により生み出された価値（付加価値額）
- ※経常収支：地域間でモノ・サービスの取引を行った際の収入と支出の関係

4. 土地利用

4-1. 都市計画

①区域区分

本町の都市計画では、無秩序な市街化を防止し、健全で計画的な市街化を図るため、都市の発展動向を勘案しながら都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。町域全域が都市計画区域となっており、このうち市街化区域が238ha、市街化調整区域が1,179haとなっています。

表1 都市計画区域及び区域区分

(単位：ha)

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
1,417	238	1,179

(平成16年3月30日大阪府告示第687号)

出典：太子町統計書

②用途地域

用途地域は、それぞれの地域の特性に応じて建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ等を規制することにより、居住環境の保護や商工業等の都市機能の維持増進を図り、都市のあるべき土地利用を実現するために定められます。

本都市計画区域においては、低層住宅に係る良好な環境を保護する地域として第一種低層住居専用地域が、中高層住宅に係る良好な環境を保護する地域として第一種中高層住居専用地域が、住居の環境を保護する地域で大規模な店舗・事務所の立地を制限する地域として第一種住居地域が、住民のための店舗・事務所等の利便を増進する地域として近隣商業地域が、それぞれ指定されています。

表2 用途地域一覧

用途地域	面積(ha)
第一種低層住居専用地域	51
第一種中高層住居専用地域	16
第二種中高層住居専用地域	—
第一種住居地域	166
第二種住居地域	—
近隣商業地域	5
準工業地域	—
合計	238

(平成16年12月28日大阪府告示第2419号)

出典：太子町統計書

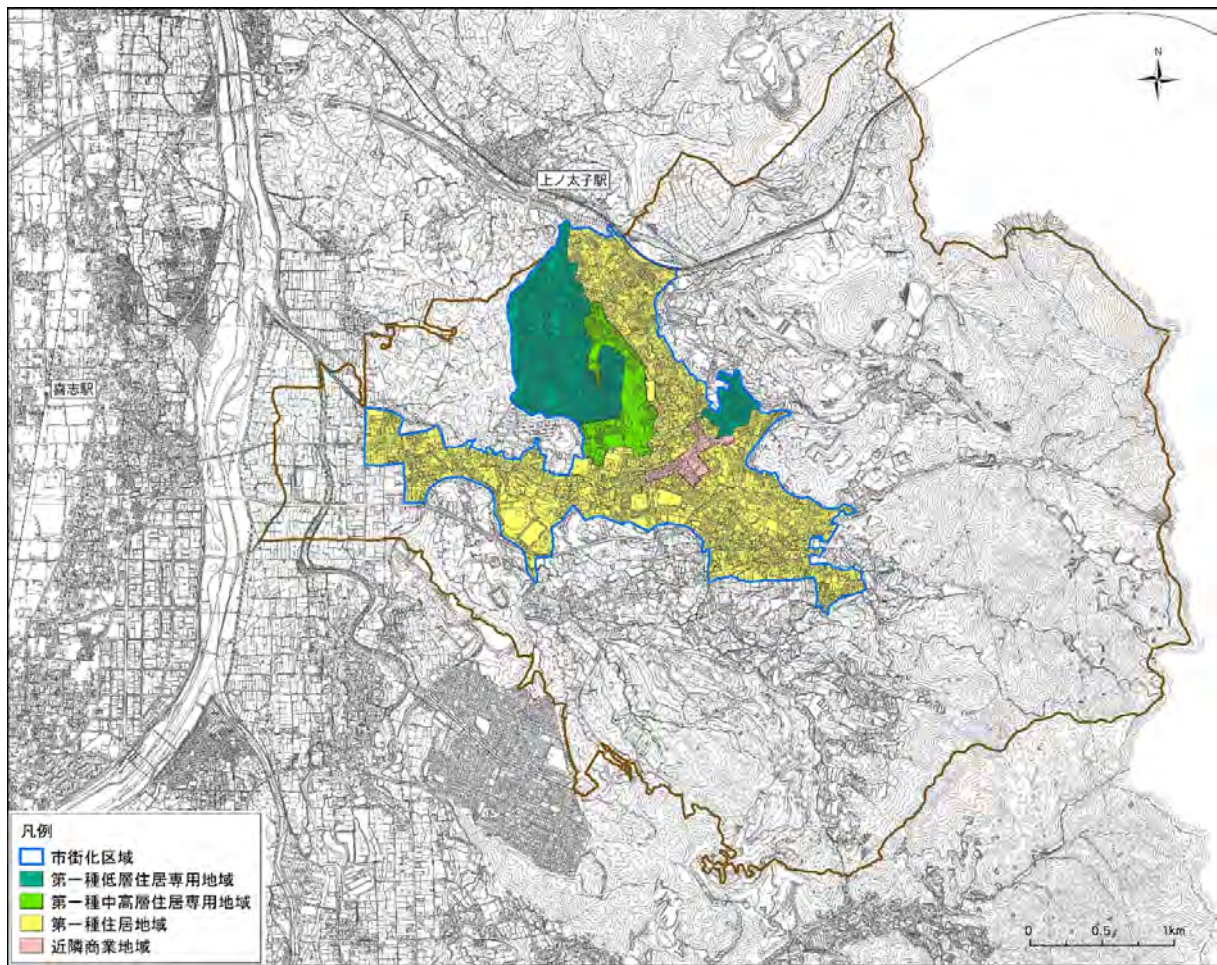


図12 市街化区域、用途地域

出典：太子町資料

4-2. 法規制

本町における主な法的規制として、自然公園(国定公園)が505ha、近郊緑地保全区域が548ha指定されています。さらに、農業振興地域が708ha、そのうち農用地区域が229haとなっています。

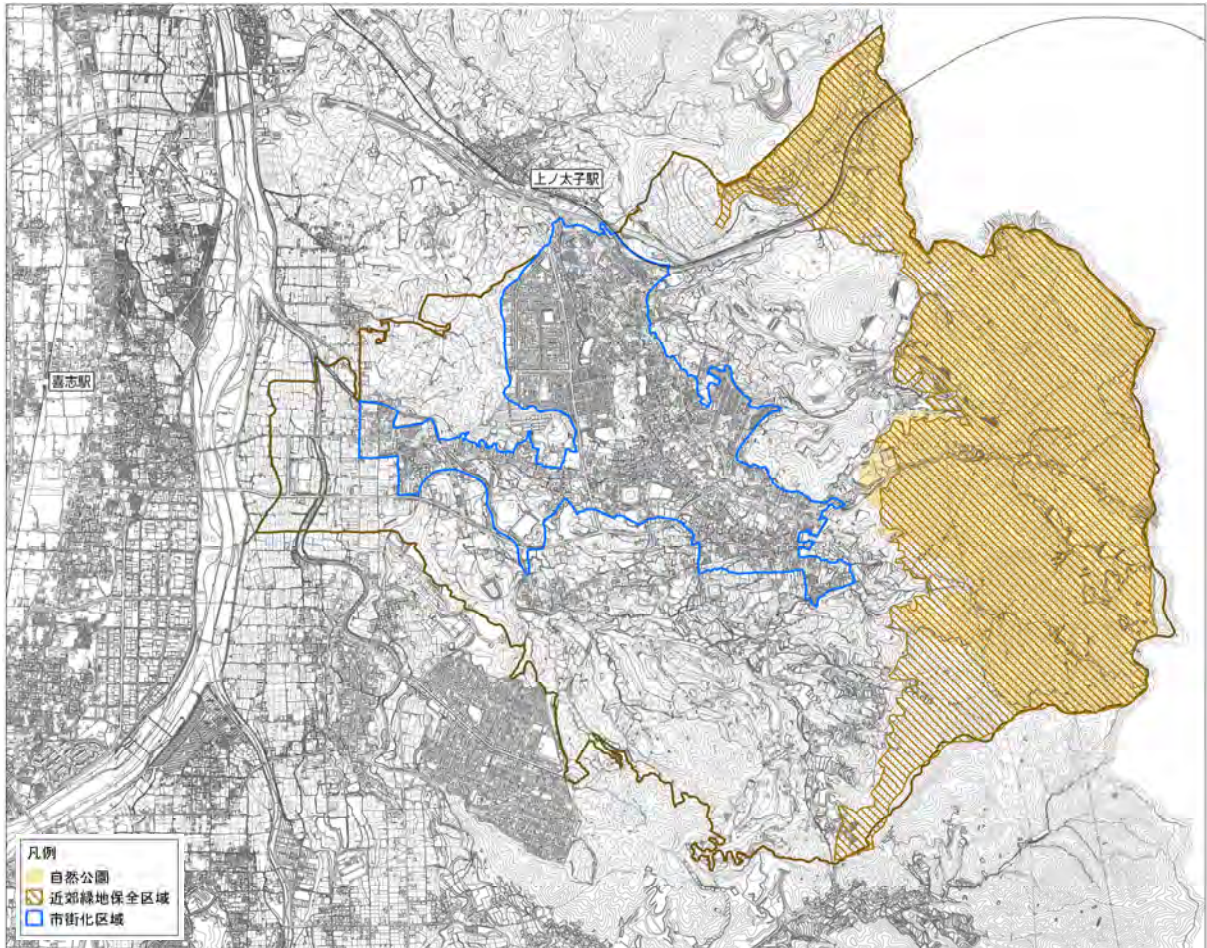


図13 自然公園、近郊緑地保全区域

出典：国土数値情報、太子町資料

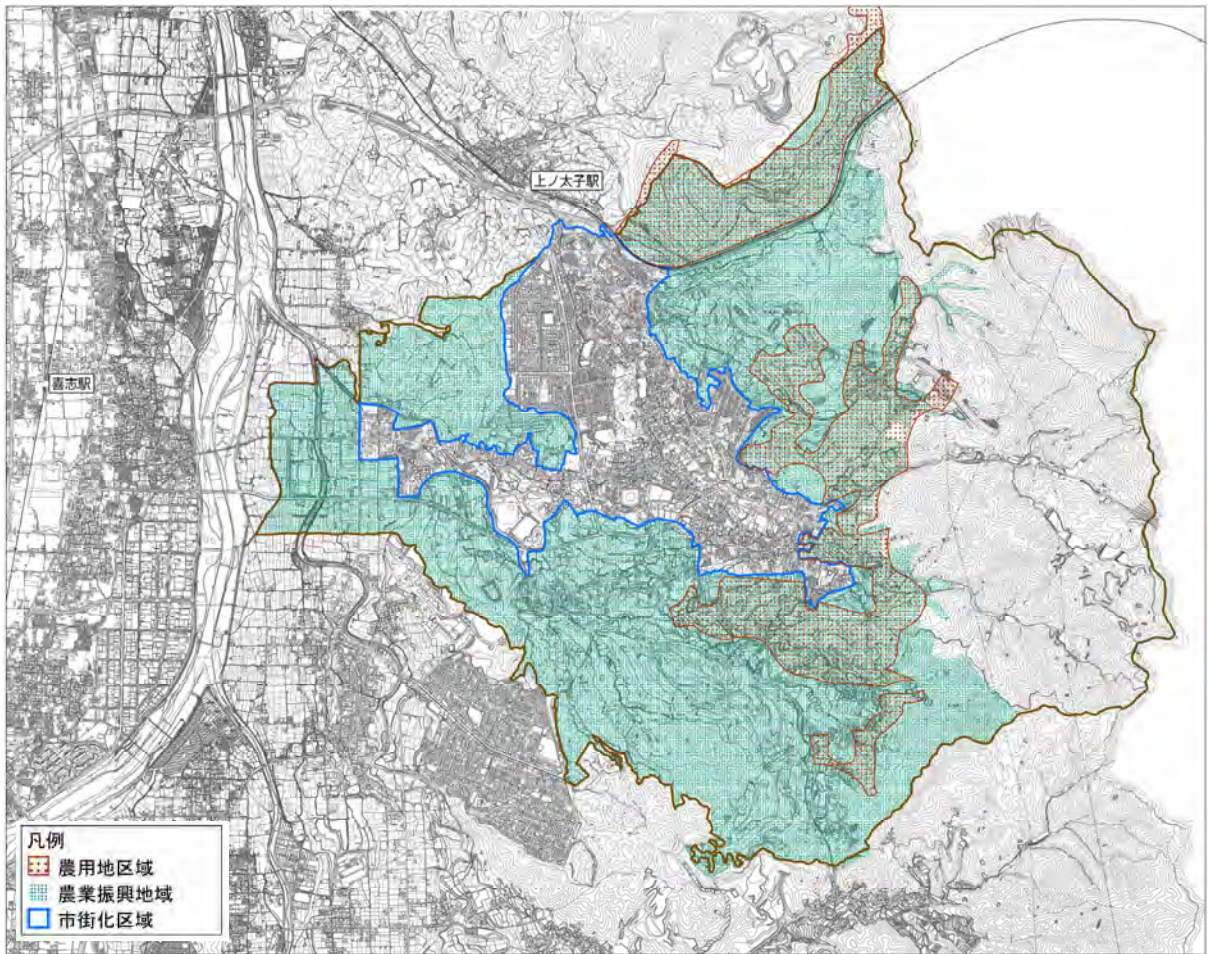


図1-4 農用地区域、農業振興地域

出典：国土数値情報、太子町資料

4-3. 土地利用

土地利用現況調査（令和2（2020）年度）によると、農地が412.5ha（29.1%）、山林が522.2ha（36.9%）で、あわせて全体の約7割を占めています。また、宅地は201.3ha（14.2%）であり、その他が279.9ha（19.8%）となっています。

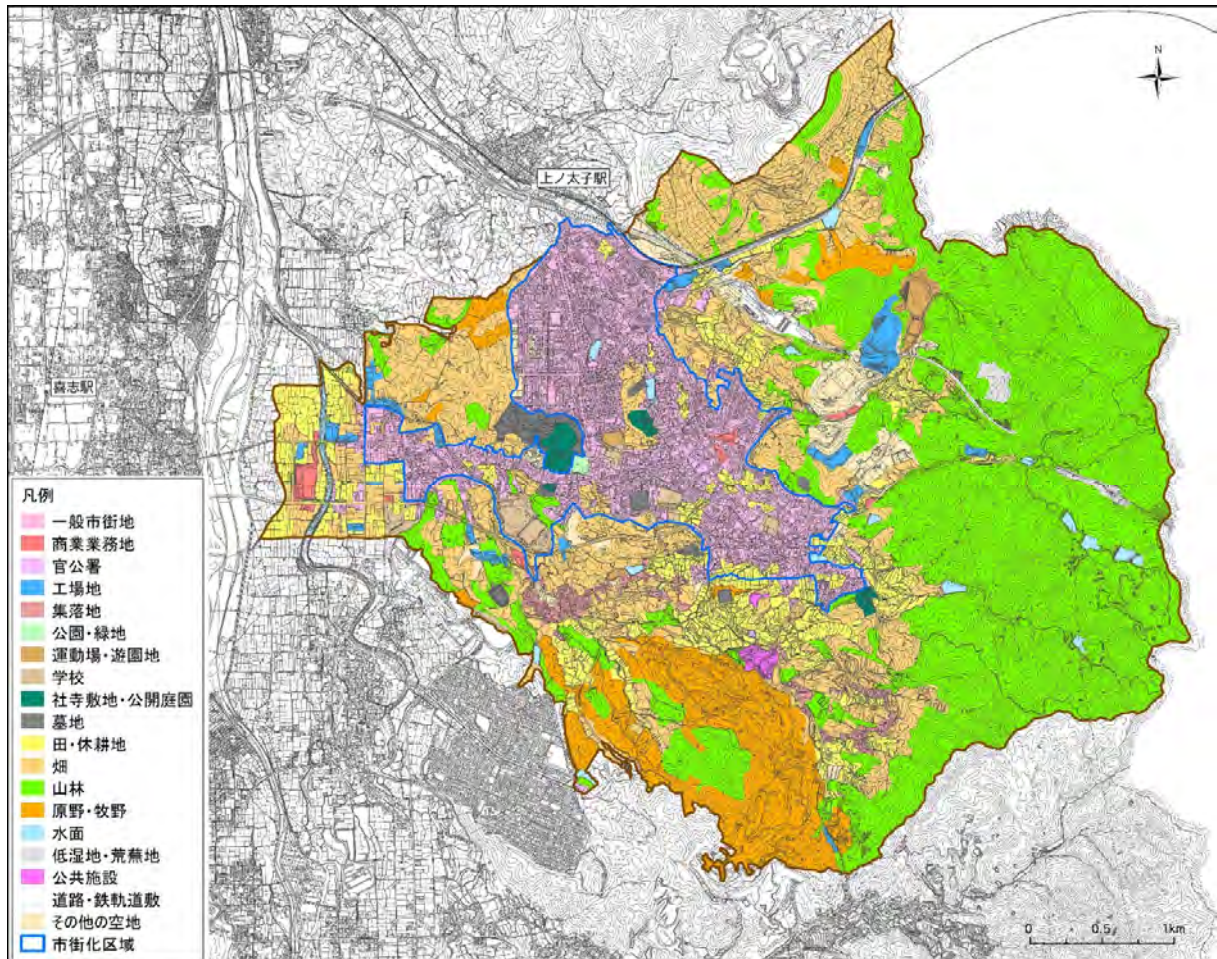


図15 土地利用現況図（令和2（2020）年度）

出典：土地利用現況調査

4-4. 空家

本町における空家等の戸数は、令和3（2021）年度で111戸、空家率は2.2%となっています。

地区別では、春日が53戸で全体の約5割を占め、次いで山田が28戸となっています。

表3 空家率の推移、空家等地区別分布状況

空家率の推移

	建築戸数※	空家等戸数	空家率（%）
平成27年度	4,932	158	3.2%
平成28年度	4,981	152	3.1%
令和3年度	5,045	111	2.2%

※太子町統計書（税務課）

空家等地区別分布状況（令和3年度）

地区名	太子	春日	山田	葉室	畑	聖和台	合計
空家等戸数	12	53	28	8	5	5	111
構成比	10.8%	47.7%	25.2%	7.2%	4.5%	4.5%	100.0%

出典：太子町空家等対策計画

4-5. 市街地開発、地区計画等

① 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、面的なまちづくりを計画的に推進するための手法であり、本町ではこれまでに、西山地区（聖和台）において特定土地区画整理事業が実施されています。

表4 市街地開発事業

種別	地区の名称	計画決定面積	備考
特定土地区画整理事業	西山地区	36.2ha	施行済（聖和台）

出典：太子町資料

② 地区計画

本町では、以下の4地区において、当該制度が活用されています。

地区計画は、適正な施設配置や美しいまちなみの形成を目的に、比較的規模の小さな「地区」を単位として都市環境を整える制度です。

都市計画制度の見直しにより、市街化調整区域において計画的な土地利用を行う場合には、地区計画に基づくものとされています。

地区の状況や特性に応じて、地区レベルで必要となる道路や公園などの公共施設の配置、ならびに建築物の形態、用途、敷地などに関する事項を一体的・総合的に定め、区域内における開発行為や建築行為などを当該計画に沿って誘導・規制することで、計画の実現を図ります。

本町では、以下の4地区において本制度が活用されています。

表5 地区計画一覧

地区計画名称	告示年月日	告示番号
聖和台地区地区計画	平成元（1989）年8月10日	太子町告示第28号
叡福寺周辺地区地区計画	平成21（2009）年5月7日	太子町告示第33号
太子町西条地区地区計画	平成27（2015）年1月8日	太子町告示第1号
太子町西条南地区地区計画	令和2（2020）年8月11日	太子町告示第54号

出典：太子町都市計画図

③ 景観計画

本町では、良好な景観の形成と保全を図るため、平成20（2008）年2月に景観行政団体となり、同年4月には「太子町景観計画」を策定しました。これにより、叡福寺周辺地区を景観計画区域に指定し、歴史的・文化的資源を活かした景観形成を推進しています。

また、令和3（2021）年9月には竹内街道周辺地区を新たに景観計画区域として指定し、竹内街道の歴史的景観と周辺環境の調和を図る取り組みを推進しています。

本計画では、地域の特性に応じて建築物の色彩、高さ、形態などの基準を定めるとともに、屋外広告物の規制や、開発行為等に対する届け出制度を通じて、周辺景観との調和や良好な景観の創出をめざしています。

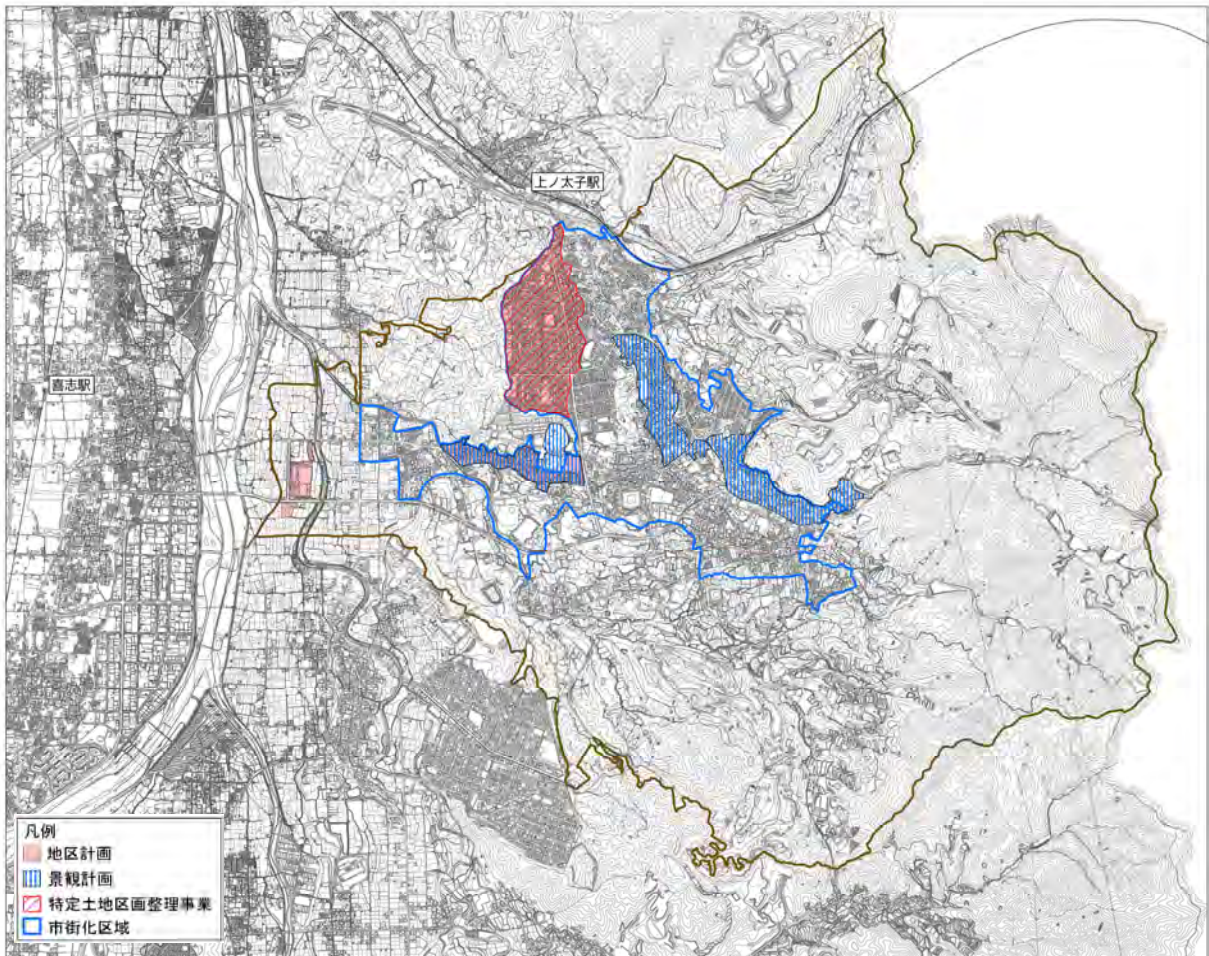
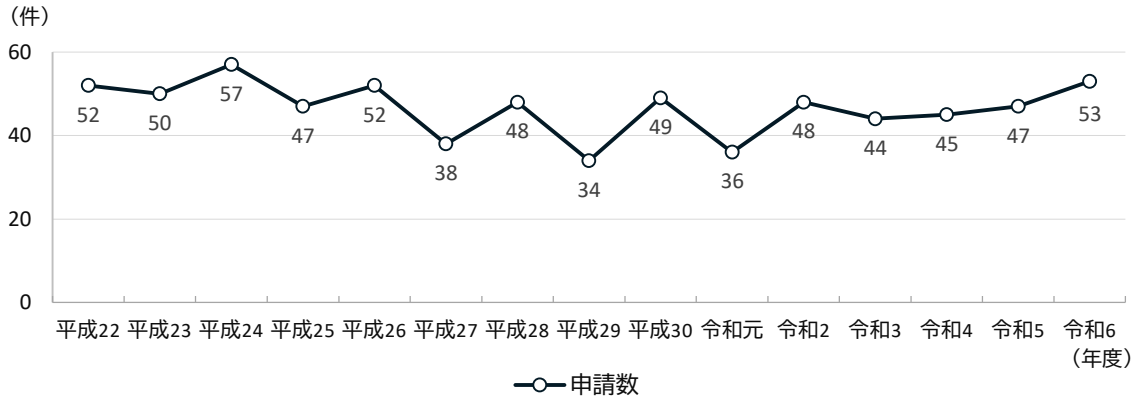


図16 市街地開発事業、地区計画位置図

出典：太子町資料

4-6. 開発動向

本町における建築確認申請数の推移をみると、平成22（2010）年度以降は年間34～57件で推移しており、令和3（2021）年度以降はやや増加傾向にあります。



注) 建築確認申請数は、広告塔、広告板等を除く

図 17 建築確認申請数の推移

出典：太子町資料

また、開発許可申請数は平成22（2010）年度以降、年間5件以下で推移しています。開発許可面積については、令和元（2019）年度を除くとおおむね33,000㎡以下で推移しています。なお、令和元（2019）年度には、河南町（本町の一部を含む）に立地する大阪芸術大学による学科棟及び倉庫の開発申請があり、大規模な面積となりました。



図 18 開発許可申請数の推移

出典：太子町資料

5. 都市施設

5-1. 道路

広域幹線道路である南阪奈道路により広域的なネットワークを形成しており、国道166号と府道美原太子線、町道六枚橋太子線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、府道香芝太子線の主要な幹線道路等が市街地の骨格を形成しています。また太子中央線は、町域の南北をつなぐ重要な役割を担っています。

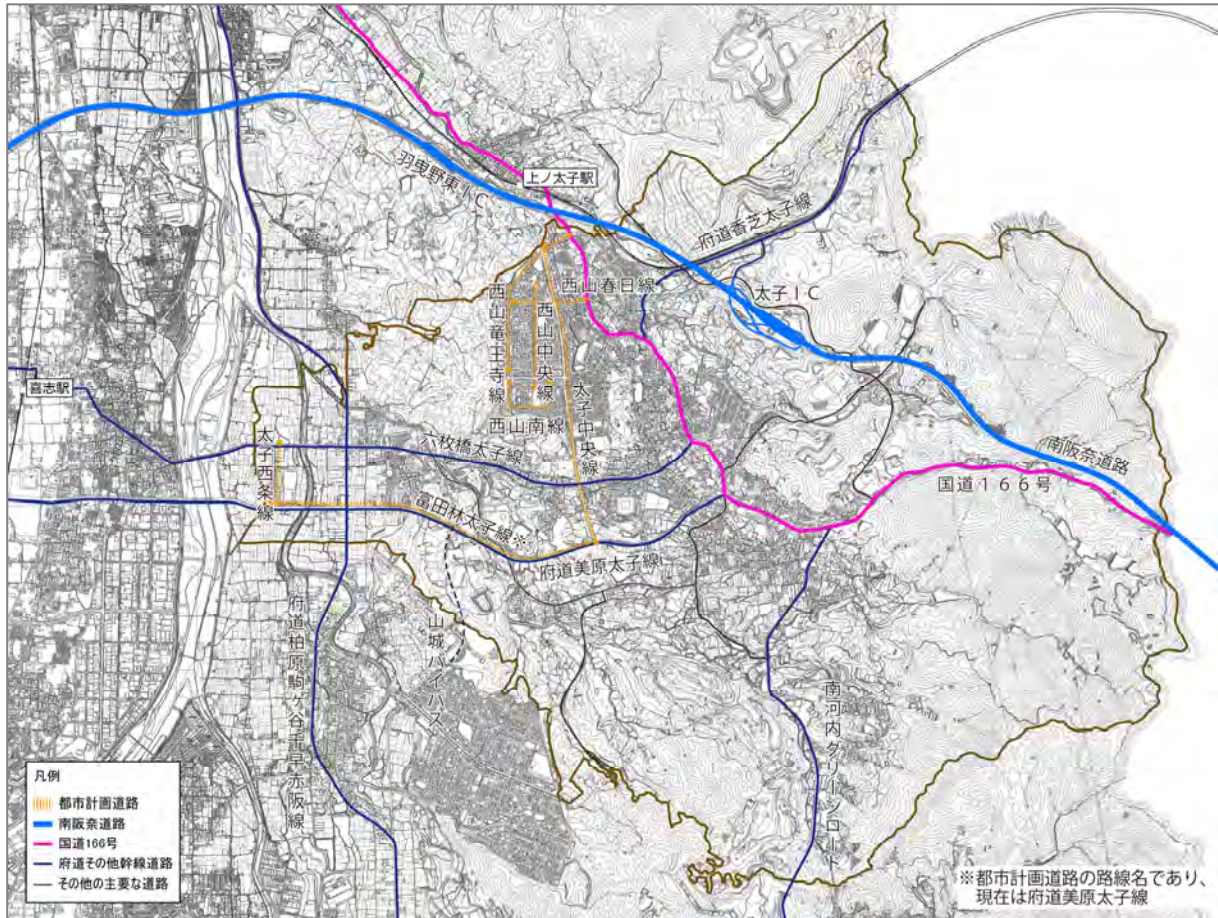


図19 道路網図

出典：太子町資料

表6 都市計画道路一覧

区分 路線名	当初計画決定 年 月 日	計画 幅員	計画 延長	改良済 延長	整備済 率	未整備 延長	未整備 率
太子西条線	昭和45(1970)年 6月12日	16m	340m	340m	100%	—	—
太子中央線	昭和45(1970)年 6月12日	18m	1,720m	1,720m	100%	—	—
富田林太子線	昭和45(1970)年 6月12日	16m	1,930m	1,930m	100%	—	—
西山竜王寺線	昭和54(1979)年 9月17日	12m	950m	950m	100%	—	—
西山春日線	昭和54(1979)年 9月17日	12m	450m	450m	100%	—	—
西山南線	昭和54(1979)年 9月17日	9m	560m	560m	100%	—	—
西山中央線	昭和54(1979)年 9月17日	8m	560m	560m	100%	—	—
合 計	—	—	6,510m	6,510m	100%	—	—

出典：太子町資料

表7 町道の管理延長と舗装延長

道路区分	管理延長	舗装延長		舗装率
		As舗装	Co舗装	
1級市町村道	2.028 km	2.028 km	0.000 km	100%
2級市町村道	12.396 km	12.170 km	0.226 km	100%
その他市町村道	60.310 km	49.889 km	10.098 km	99%
計	74.734 km	64.087 km	10.324 km	99%

※As舗装は簡易舗装を含む

出典：舗装の個別施設計画（令和6年（2024）4月 太子町）

5-2. 公園

本町では、都市計画公園及び都市公園として、街区公園 18 か所、近隣公園 1 か所を整備しています。

このうち「太子・和みの広場」は、聖徳太子御廟、竹内街道、二上山を望む立地にあり、遊びや交流の場として親しまれています。

このほかにも、9 か所の公園が整備されています。

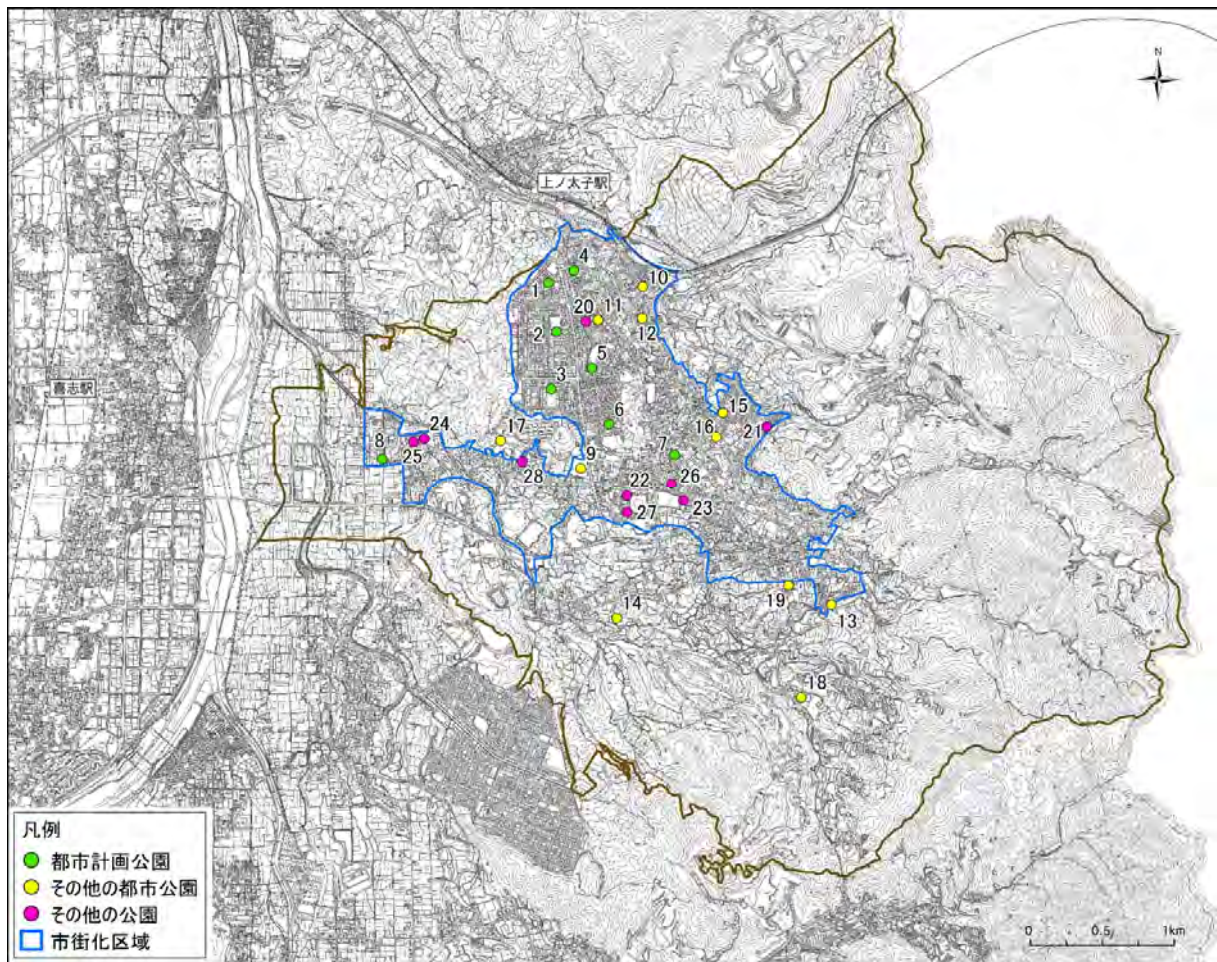


図20 公園位置図

出典：太子町資料

表8 公園一覧

区分	番号	名称	面積(ha)	種類
都市計画公園 (南部大阪都市計画公園)	1	聖和台第1公園	0.37	街区公園
	2	聖和台第2公園	0.24	街区公園
	3	聖和台第3公園	0.22	街区公園
	4	聖和台第4公園	0.25	街区公園
	5	磯長台第1公園	0.22	街区公園
	6	磯長台第2公園	0.20	街区公園
	7	宗門池公園	0.19	街区公園
	8	太子第1号公園	0.11	街区公園
その他の都市公園	9	太子・和みの広場	1.09	近隣公園
	10	塚の前公園	0.06	街区公園
	11	落原公園	0.03	街区公園
	12	金井戸公園	0.01	街区公園
	13	東条公園	0.01	街区公園
	14	葉室公園	0.49	街区公園
	15	中山第1公園	0.27	街区公園
	16	中山第2公園	0.11	街区公園
	17	内之町公園	0.13	街区公園
	18	畑薬師山公園	0.30	街区公園
	19	どろんこふれあい広場	0.12	街区公園
その他の公園	20	落原第2公園	0.02	-
	21	葵公園	0.02	-
	22	陵西台公園	0.01	-
	23	さくら公園1	0.01	-
	24	四季の街公園1	0.01	-
	25	四季の街公園2	0.01	-
	26	さくら公園2	0.02	-
	27	さつきヶ丘公園	0.03	-
	28	(株)吉村一建設開発公園	0.02	-

出典：太子町資料

5-3. 下水道

本町の下水道事業は、大和川下流東部流域関連公共下水道として、平成2（1990）年に事業に着手し、平成5（1993）年より一部供用を開始しました。

令和4（2022）年度時点での整備状況は、整備普及率30.7%、人口普及率93.6%、処理面積244haとなっています。



図2-1 下水道整備状況

出典：太子町統計書



図2-2 下水道整備人口と人口普及率

出典：太子町統計書

5-4. 河川

町内を流れる河川は、二上山及び葛城・金剛山系を源とし、北部には飛鳥川、唐川、山ノ谷川、南部には太井川、善秀寺川、浦ン川、梅川があり、いずれも石川を経て大和川に注いでいます。このうち、1級河川である飛鳥川（下流部）、太井川（下流部）、梅川については大阪府が管理しており、それ以外の普通河川・準用河川は町が管理しています。なお、町管理河川の改修状況については、以下のとおりです。

表9 河川の改修状況（町管理）

河川名	改修状況
太井川	・大阪府により下流1級河川区間の改修が完了している。災害復旧事業等や他事業関連による部分的な改修のほか、ゴルフ場の開発事業に伴い、一定の区間は改修が行われている。
浦ン川	・災害復旧事業等や他事業関連による部分的な改修のほか、住宅開発事業に伴い、一定の区間は改修が行われている。
山ノ谷川	・市街化区域内は住宅開発及び計画的な改修事業により改修済みである。上流域も南阪奈道路整備事業関連により改修事業が行われ、未改修区間はわずかである。
飛鳥川	・1級河川と砂防流路工に挟まれた下流域は、改修計画に基づき改修済みであるが、上流域は山地の自然溪流で未改修となっている。下流の1級河川区域は、計画的な改修が行われていない。
唐川	・災害復旧事業により一部改修されている。
善秀寺川	・全区間において準用河川の指定を受け、改修工事が完了している。

出典：普通河川個別施設計画（令和5（2023）年4月 太子町）

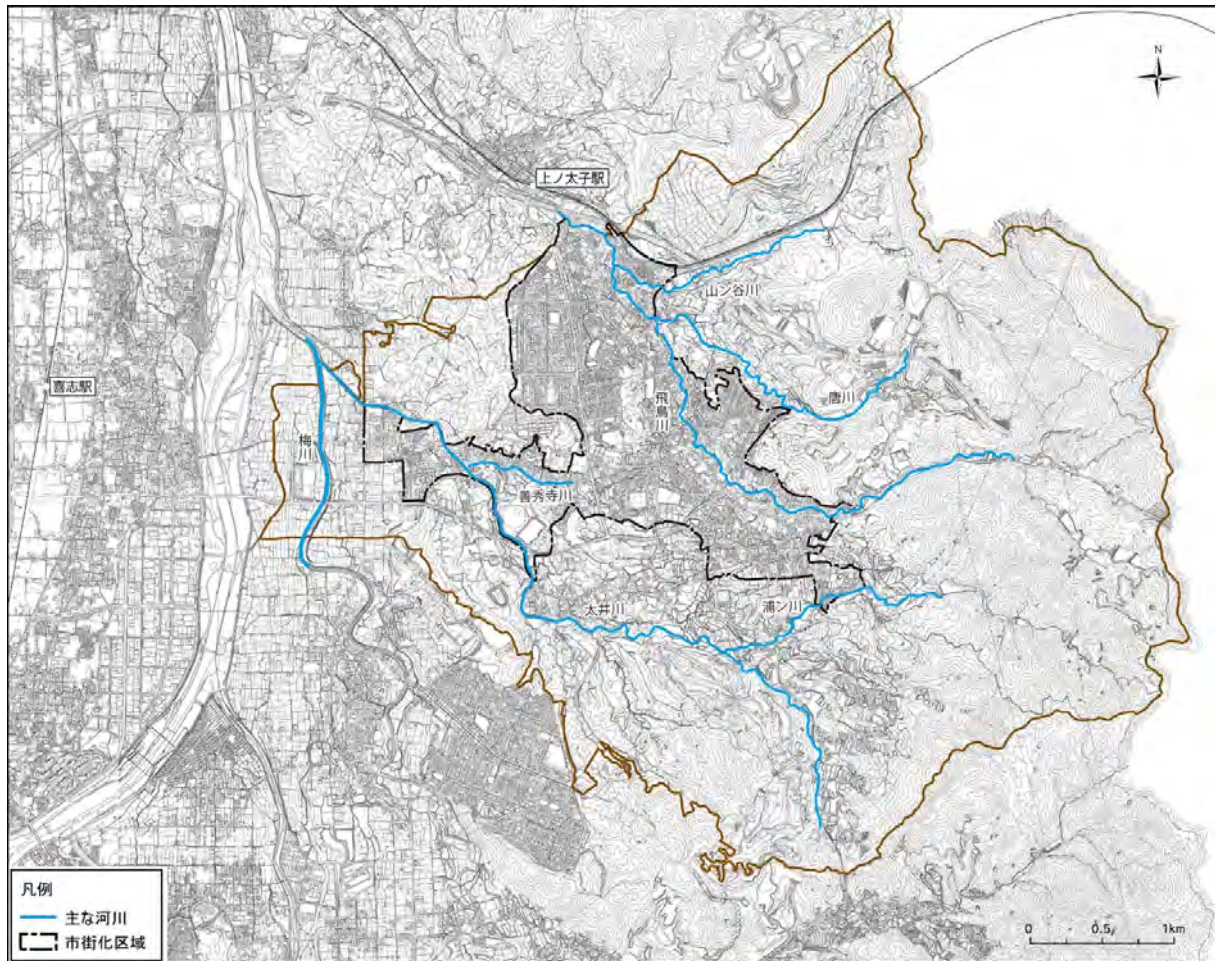


図23 河川整備状況

出典：太子町資料

5-5. 主要施設

役場や保健センター、生涯学習センター等の公共施設の中でも主要なものは町の中心部に位置していますが、スーパーやコンビニエンスストア、学校、診療所等の施設は町全域に分散立地しています。また、大型商業施設は中心部から離れた町の西部に位置しています。

最寄駅としては、上ノ太子駅、喜志駅があげられますが、町内には鉄道駅はありません。

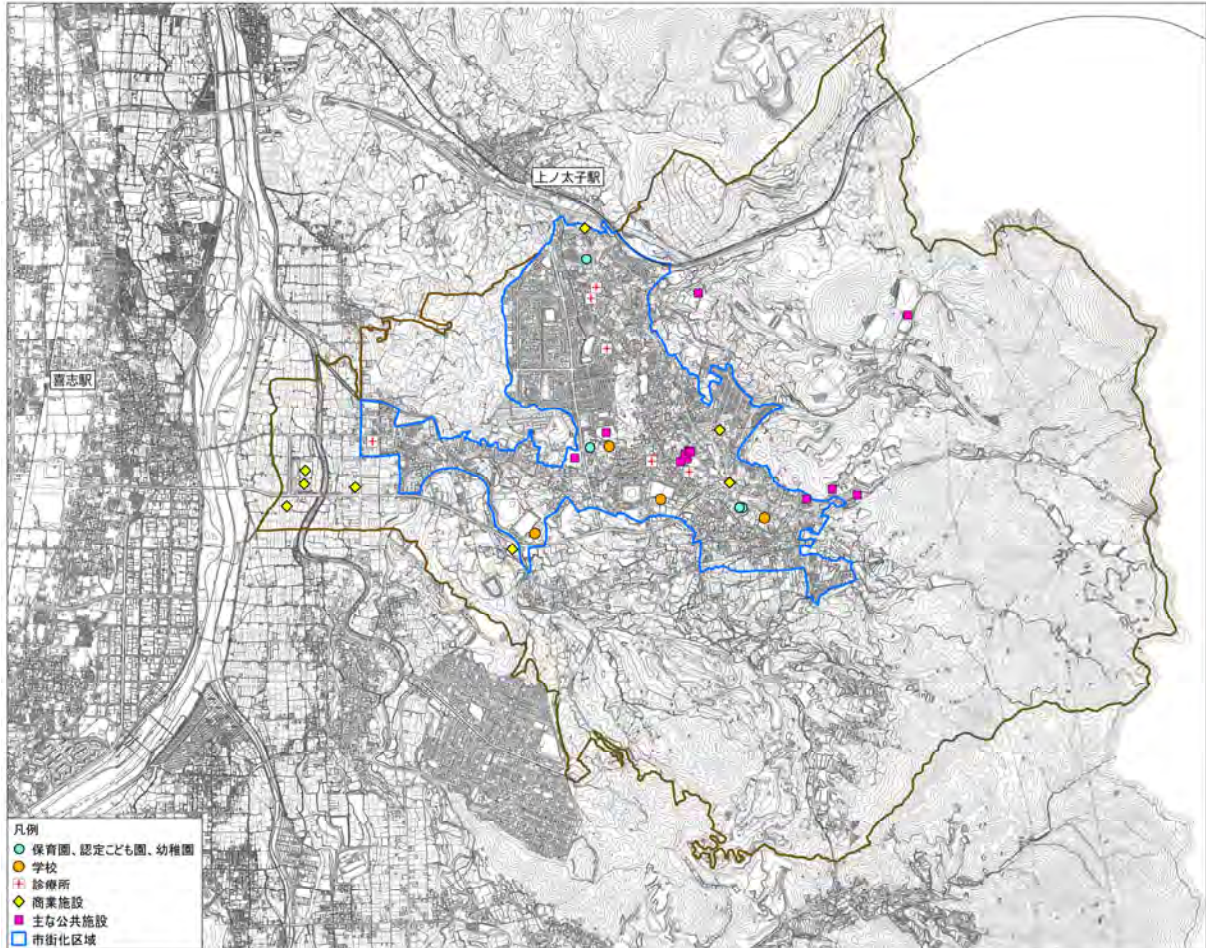


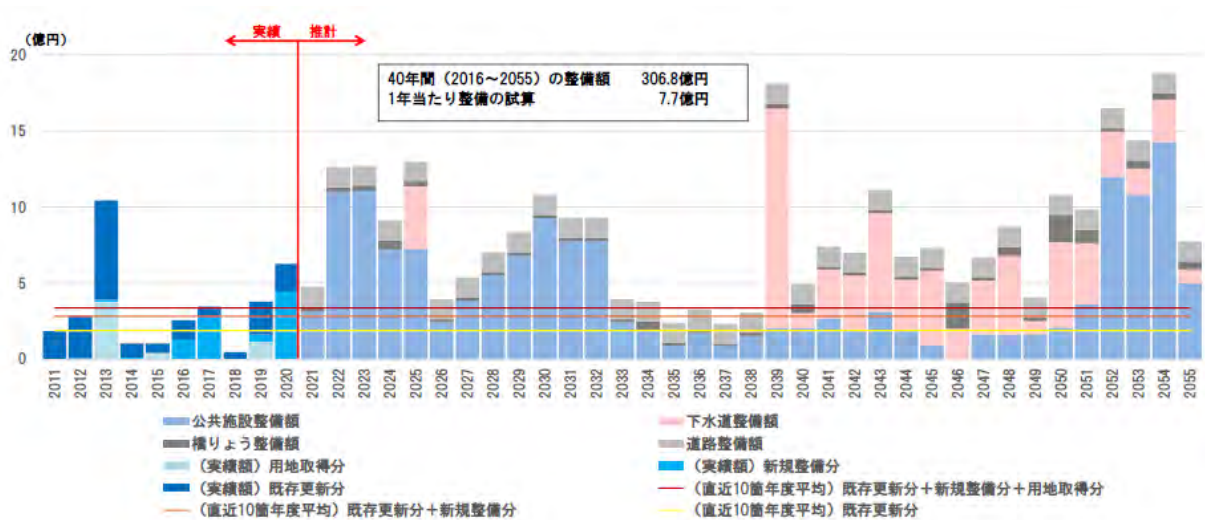
図24 主要施設位置図

出典：太子町資料

5-6. 公共建築物及びインフラ施設の更新費用

公共建築物とインフラ施設の更新費用は、平成 28（2016）年度から令和 37（2055）年度の 40 年間で 307 億円程度であり、1 年当たり 7.7 億円程度の経費が必要であると推計されています。

平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までの 10 年間の公共建築物、道路、橋りょう及び下水道にかかる投資的経費（既存更新分及び新規整備分）の平均は 2.8 億円程度であり、平成 28（2016）年度から令和 37（2055）年度で、公共建築物及びインフラ施設を維持する場合には、2.7 倍の経費が必要となります。



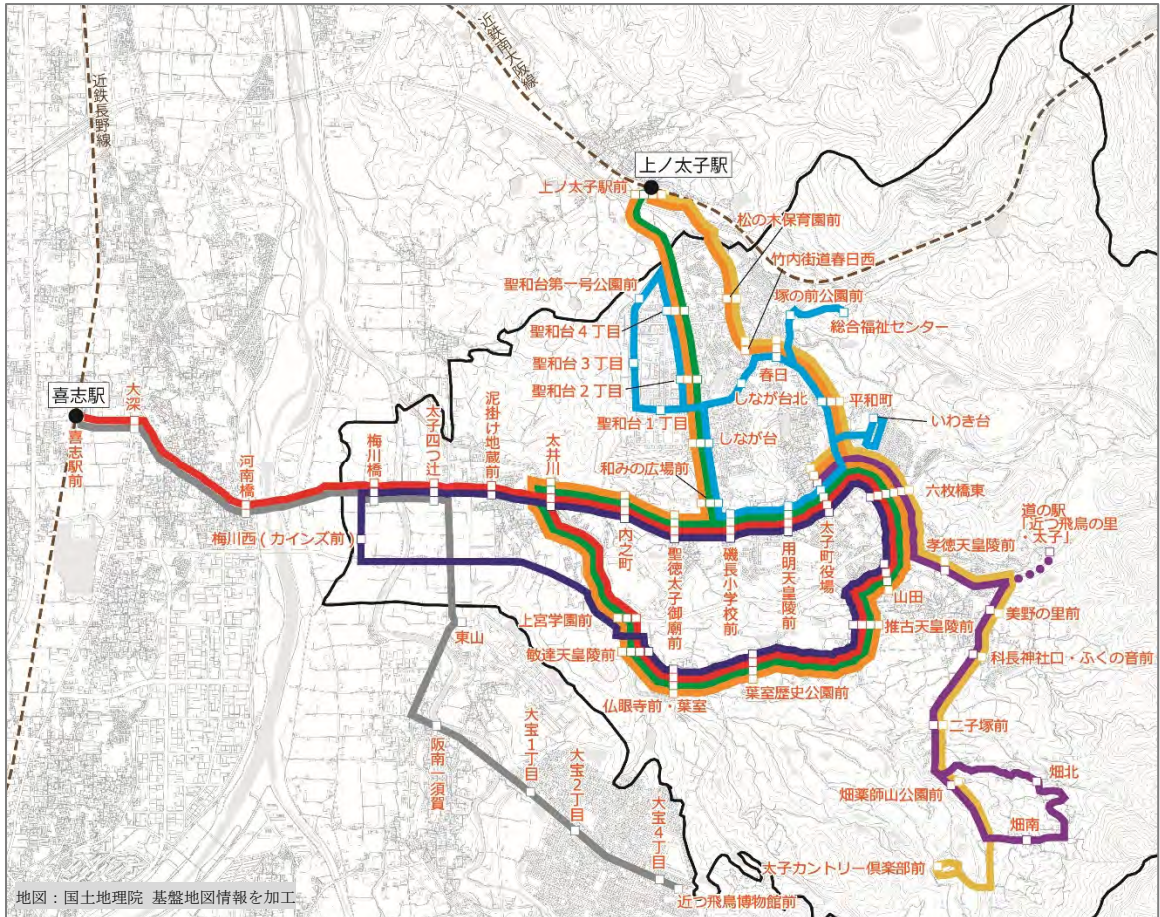
※公共施設等更新費用試算ソフトに算入出来ない為、トンネル施設の更新費用は除く。

図 2 5 公共建築物及びインフラ施設の更新費用の推計

出典：太子町公共施設等総合管理計画（平成 29（2017）年 3 月策定 令和 4（2022）年 3 月一部修正）

6. 公共交通

本町では、近鉄バス（金剛ふるさとバス）、太子町コミュニティバス（たいしのってこバス）が、喜志駅、上ノ太子駅を起点として、住宅地を中心に周回しています。近鉄バス（金剛ふるさとバス）では2路線、太子町コミュニティバス（たいしのってこバス）では6路線が運行しています。



近鉄バス（金剛ふるさとバス）	
■ 喜志循環線	■ 阪南線
太子町コミュニティバス（たいしのってこバス）	
■ 春日・畑線	■ 太子中央循環線
■ 総合福祉センター役場線	■ 上ノ太子駅町内周回線
■ 畑・山田役場線	
■ 太子・役場線	

図26 バス路線図
 出典：「太子町地域公共交通計画（改訂第1版）」（令和7（2025）年6月）

7. 観光

本町には、豊かな自然に加え、歴史ある竹内街道や聖徳太子にゆかりのある数多くの史跡や文化財が点在しています。

また、道の駅「近つ飛鳥の里・太子」、太子温泉、太子カントリー倶楽部、上の太子観光みかん園など、多様な観光資源を有しており、これらは町内各地に分散して立地しています。



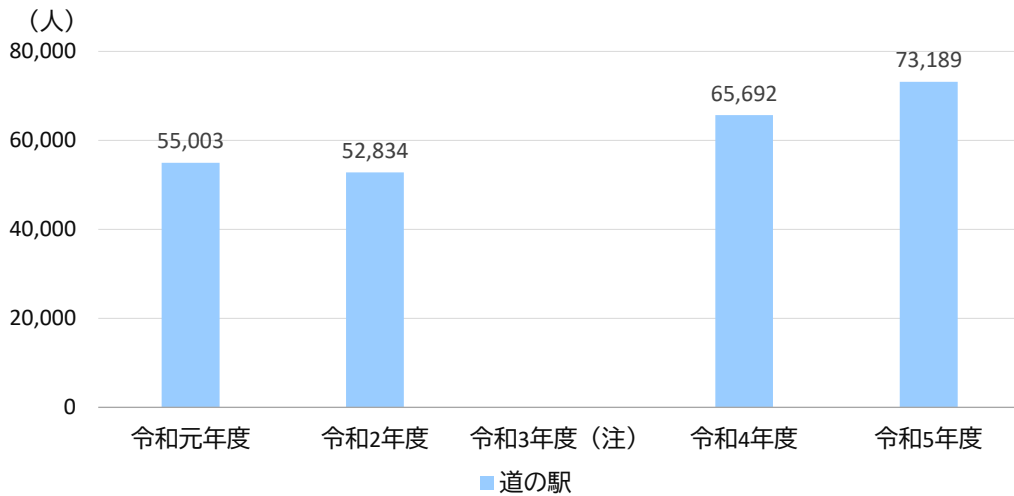
図27 主要観光施設位置図

出典：太子町観光まちづくりビジョン

本町の主要な観光施設である道の駅「近つ飛鳥の里・太子」の利用者数は、概ね増加傾向にあり、令和5（2023）年度は73,189人を記録しています。月別では、8月から10月にかけて利用者が多くなっています。

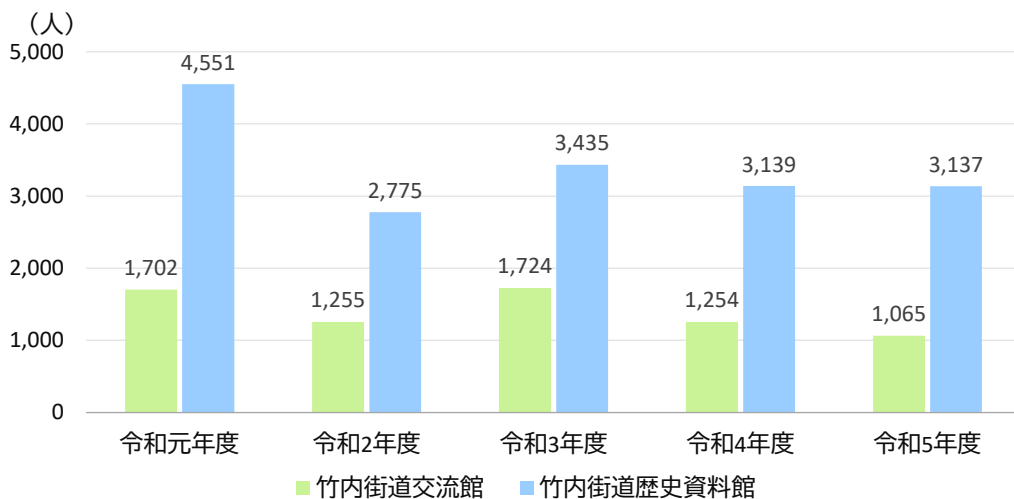
竹内街道交流館の利用者数は、令和3（2021）年度以降やや減少傾向にあり、令和5（2023）年度は1,065人となっています。月別の利用状況をみると、12月にやや少ない傾向があるものの、大きな変動はみられません。

竹内街道歴史資料館の利用者数は、令和3（2021）年度以降ほぼ横ばいで推移しており、令和5（2023）年度は3,137人となっています。月別では、10月に利用者が多くなっています。



(注) 令和3年度は、利用者数の把握ができなかったため空欄
 図28 主要な観光施設の利用者数の推移（道の駅）

出典：太子町資料



(注) 令和元～3年度は新型コロナウイルスの影響による閉館日あり
 図29 主要な観光施設の利用者数の推移（竹内街道交流館、竹内街道歴史資料館）

出典：太子町資料



図30 主要な観光施設の月別利用者数の状況（令和5年度）（道の駅）

出典：太子町資料



図31 主要な観光施設の月別利用者数の状況（令和5年度）（竹内街道交流館、竹内街道歴史資料館）

出典：太子町資料

8. 防災

大雨により、大和川水系の石川及びその支川である梅川、太井川、飛鳥川が氾濫した場合、洪水浸水想定区域として、町域西側の梅川周辺地区では浸水深が3.0～5.0mに達すると想定されています。

また、急傾斜地の崩壊や土石流の発生が懸念される土砂災害警戒区域は、町域東側の山地部の谷筋を中心に分布しています。

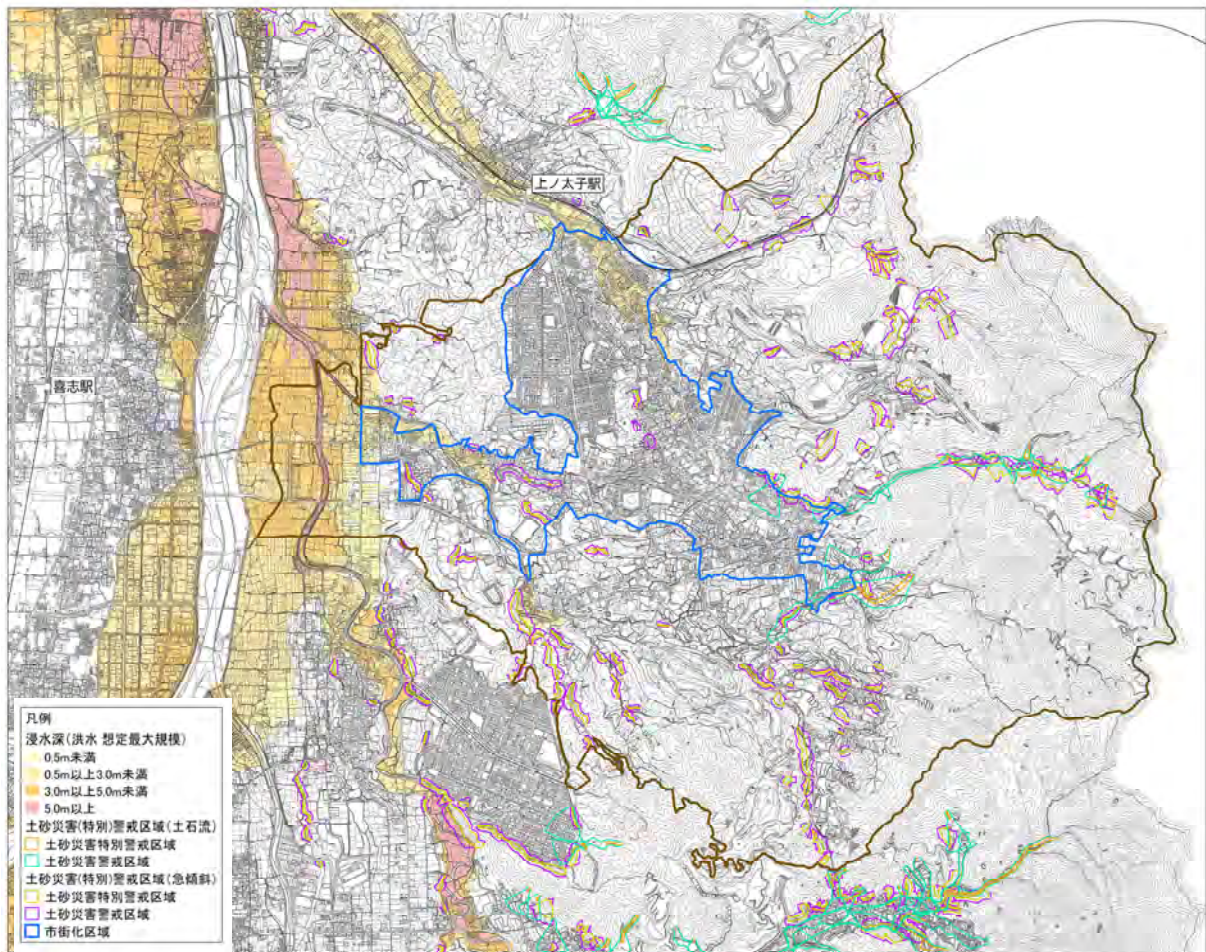


図3-2 太子町ハザードマップ

出典：太子町ハザードマップ

9. 自然・文化

9-1. 植生

本町の東側に広がる山地部には、アベマキーコナラ群集などの二次林や、アカマツを中心とした植林地が分布しています。

また、市街地に近い丘陵部には外来種の植林地や農耕地（樹園地）がみられ、市街地周辺では外来種の植林地や農耕地（水田・畑）が広がっています。

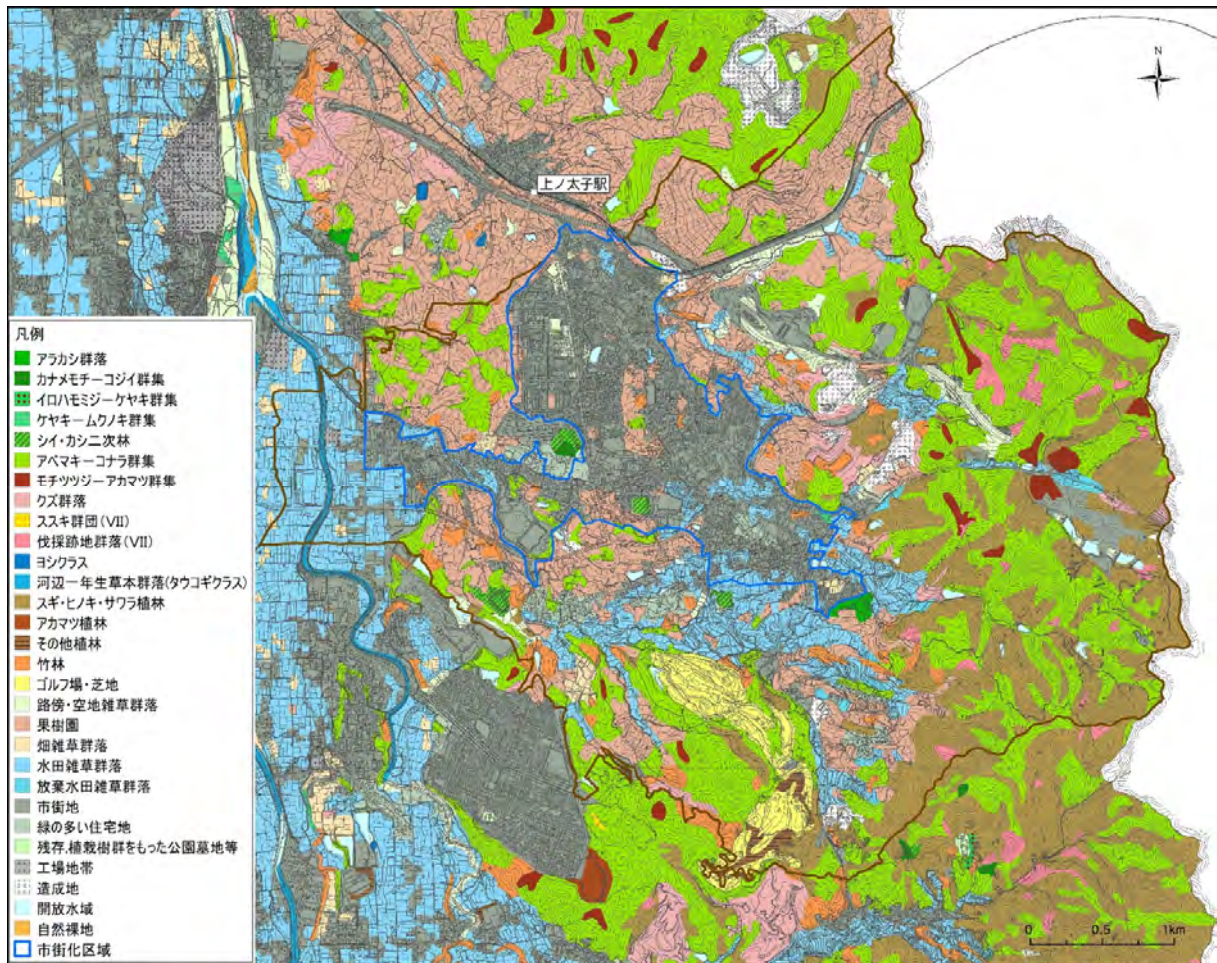


図3-3 現存植生図

資料：第6回、第7回自然環境保全基礎調査（植生調査）

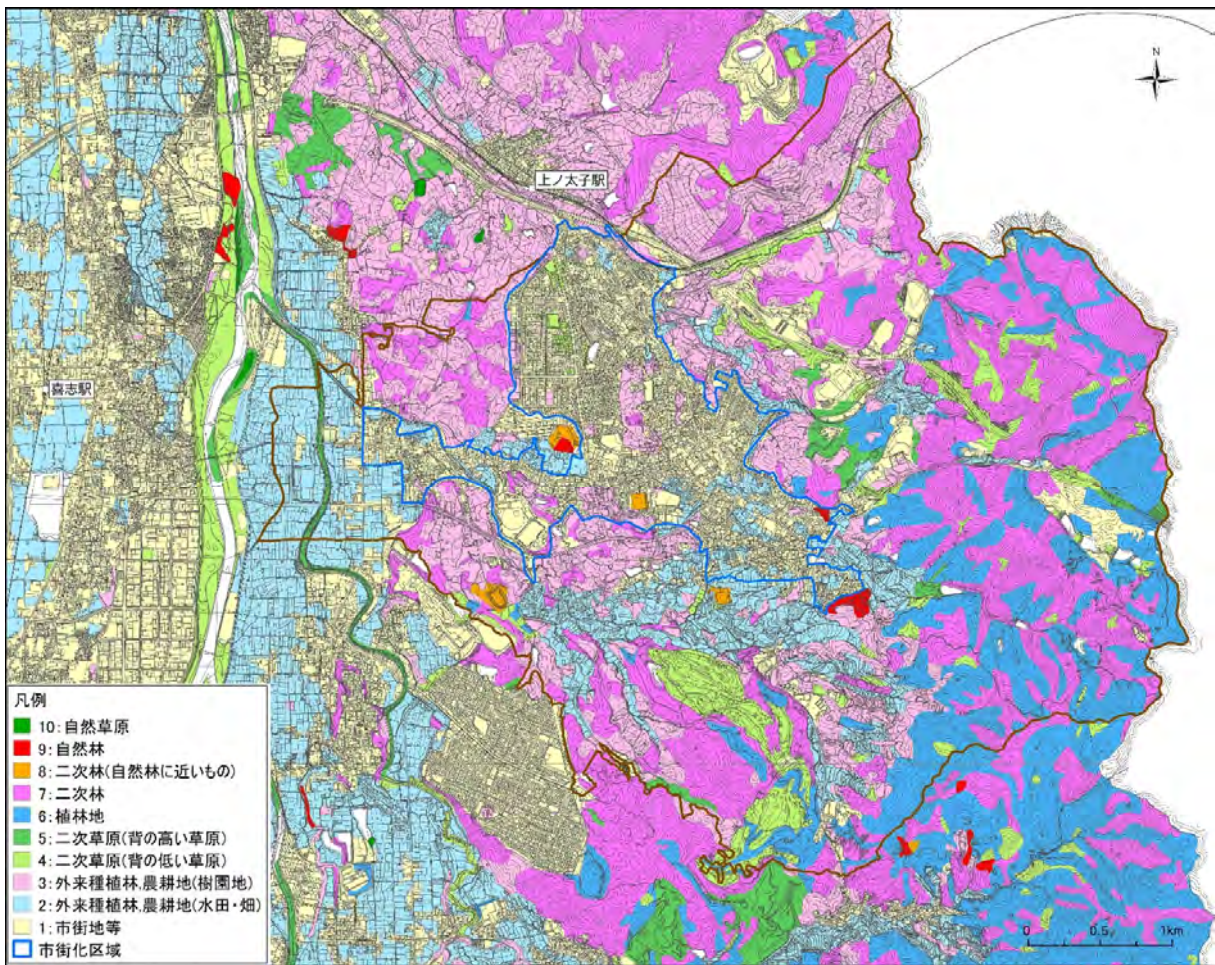


図3-4 植生自然度図

資料：第6回、第7回自然環境保全基礎調査（植生調査）

9-2. 貴重な自然

本町の貴重な自然として、環境省の「自然環境保全基礎調査」では、町内に所在するケヤキ、イチョウ、クスノキの巨樹・巨木が挙げられています。

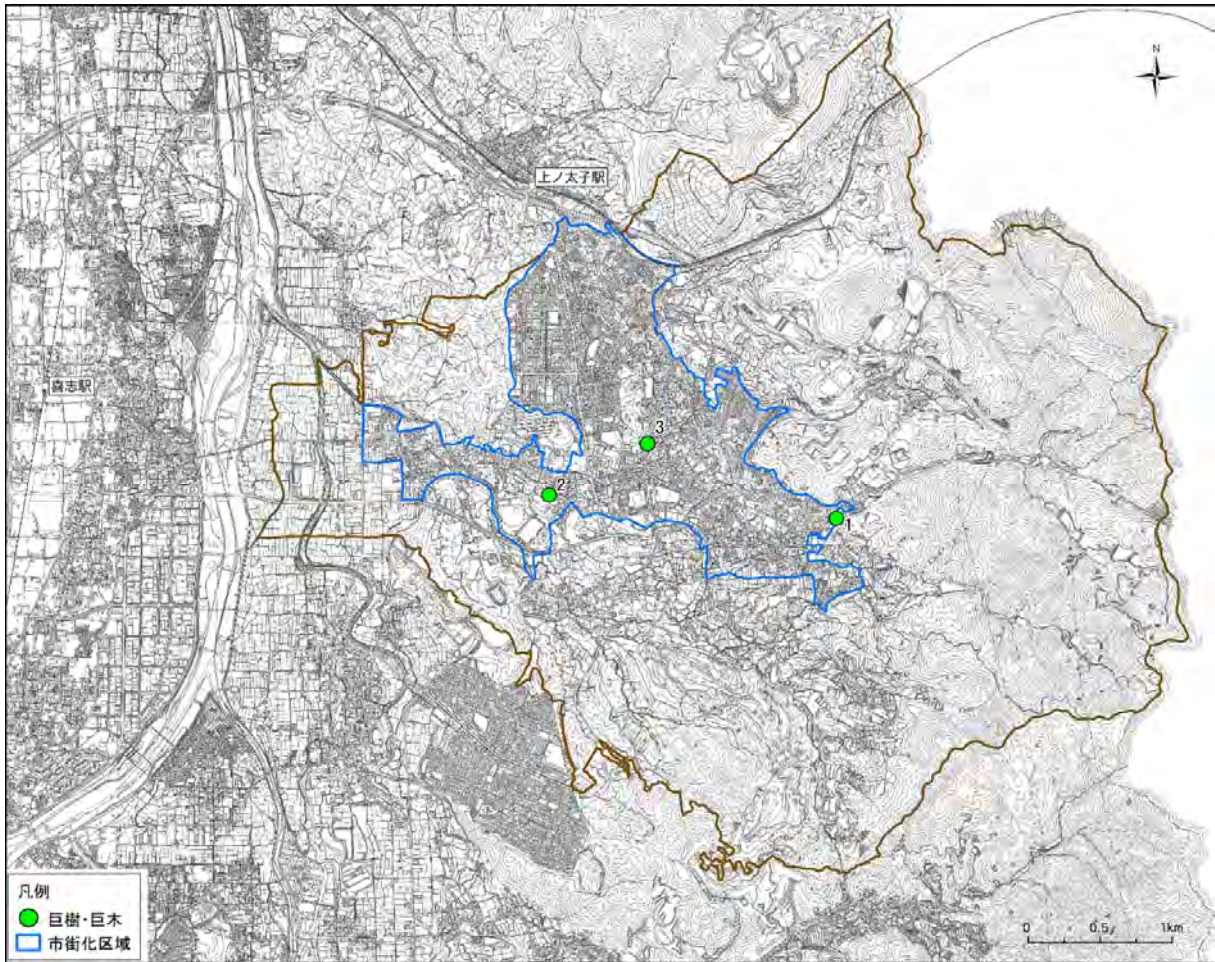


図35 貴重な自然分布図
資料：第4回、第6回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）

表10 貴重な自然分布一覧

分類	番号	名称
巨樹・巨木	1	ケヤキ
	2	イチョウ
	3	クスノキ

9-3. 文化財

本町には、叡福寺、二子塚古墳等の国指定文化財が5つ、叡福寺石造五輪塔、御嶺山古墳等の府指定文化財が8つ、国登録文化財が8つ、合計21の指定・登録文化財（動産を除く）があります。

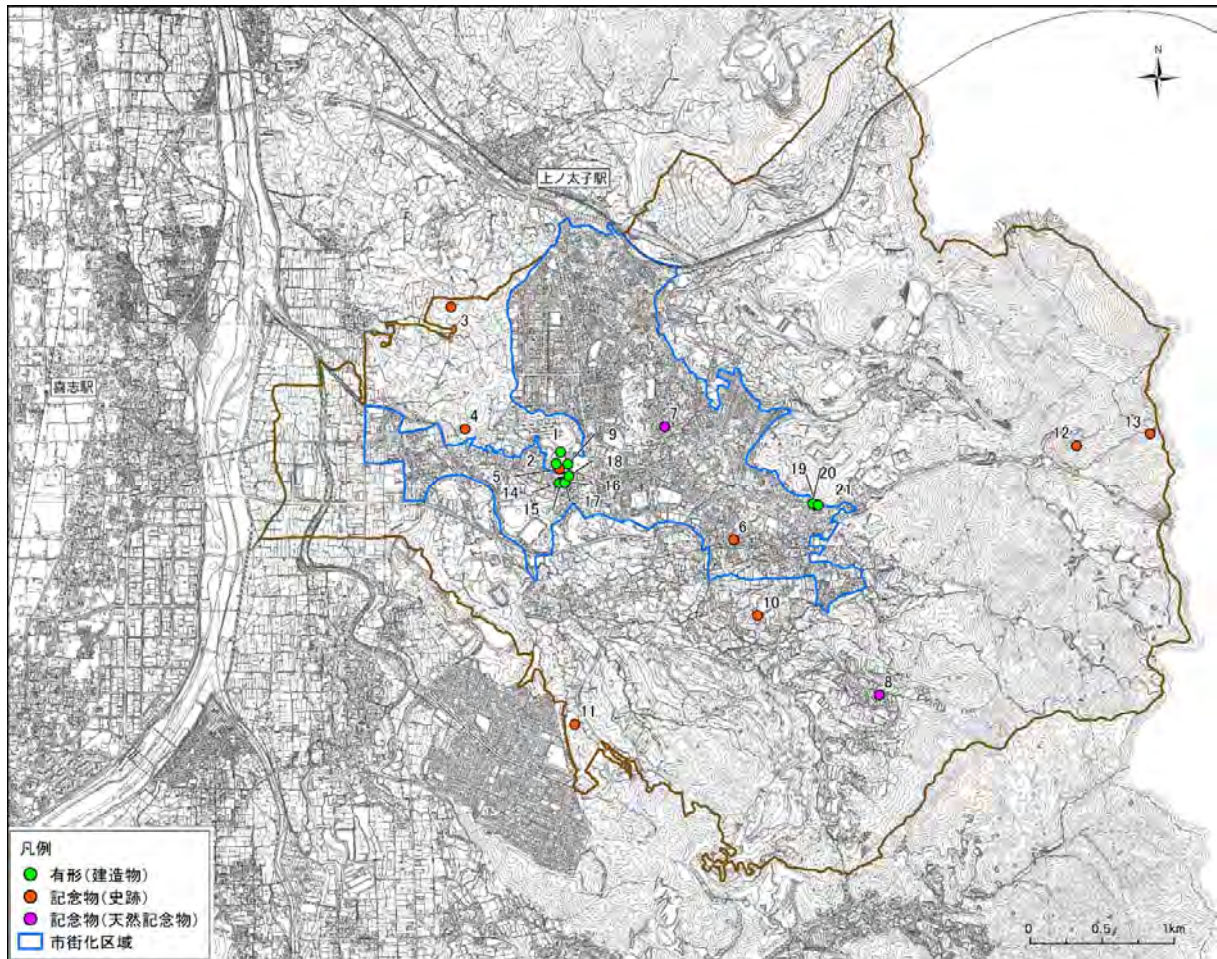


図3.6 指定・登録文化財位置図（動産を除く）

出典：太子町資料

表1-1 指定・登録文化財一覧（動産を除く）

指定者	分類	番号	名称
府指定文化財	有形（建造物）	1	叡福寺石造五輪塔
		2	叡福寺金堂附棟札、鐘楼
	記念物（史跡）	3	御嶺山古墳
		4	伽山墳墓
		5	叡福寺境内
		6	仏陀寺古墳
	記念物（天然記念物）	7	鎌田邸のくす
		8	太子町梅井邸の椿
国指定文化財	有形（建造物）	9	叡福寺
	記念物（史跡）	10	二子塚古墳
		11	一須賀古墳群
		12	鹿谷寺跡
		13	岩屋
国登録文化財	有形（建造物）	14	山本家住宅西蔵
		15	山本家住宅主屋
		16	山本家住宅東蔵
		17	山本家住宅高塀
		18	三好家住宅主屋一棟
		19	大道旧山本家住宅離れ
		20	大道旧山本家住宅主屋
		21	大道旧山本家住宅蔵

出典：太子町資料

第2章 住民アンケート調査

「第6次太子町総合計画」の策定に向けた基礎資料として、太子町のまちづくりに関する現状や方向性、重要度などについて、住民アンケート調査を実施しました。

このうち、都市計画マスタープランの見直しに関連する項目の調査結果を抜粋し、以下に掲載します。

1. 調査概要

調査期間	令和6(2024)年8月23日(金)～令和6(2024)年9月11日(水)																				
調査対象	18歳以上の太子町在住の住民																				
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳から2,000人を無作為抽出し、アンケート調査票を郵送で配布。回答は郵送またはWebにて回収。 太子町ホームページにもアンケート調査票を掲載し、誰でもWebから回答可能とした。 																				
調査規模	<ul style="list-style-type: none"> 配布数2,000部、回答数684人 郵送による回収数539人、WEBによる回収数(調査対象者)83人、WEBによる回収数(調査対象者以外:ホームページからの回答)17人、WEBによる回収数(不明:分類前の回答)45人 																				
回収状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>回答者数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙</td> <td>539</td> <td>78.8%</td> </tr> <tr> <td>WEB(対象者)</td> <td>83</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>WEB(非対象者)</td> <td>17</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>WEB(不明)</td> <td>45</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>684</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>		回答者数	割合	紙	539	78.8%	WEB(対象者)	83	12.1%	WEB(非対象者)	17	2.5%	WEB(不明)	45	6.6%	合計	684	100.0%	<p>紙: 郵送で回答を依頼し、郵送で返ってきた人</p> <p>WEB(対象者): 郵送で回答を依頼し、WEBで返ってきた人</p> <p>WEB(非対象者): HPを見て回答した人</p> <p>WEB(不明): 種類の設定をする前に回答した人</p>	
	回答者数	割合																			
紙	539	78.8%																			
WEB(対象者)	83	12.1%																			
WEB(非対象者)	17	2.5%																			
WEB(不明)	45	6.6%																			
合計	684	100.0%																			

2. 調査結果

2-1. 定住意向

本町における今後の定住意向については、約6割の住民が「住み続けたい」と回答しています。その理由として最も多かったのは「土地・家などがあるから」で、次いで「自然が豊かで環境も良いから」が挙げられています。

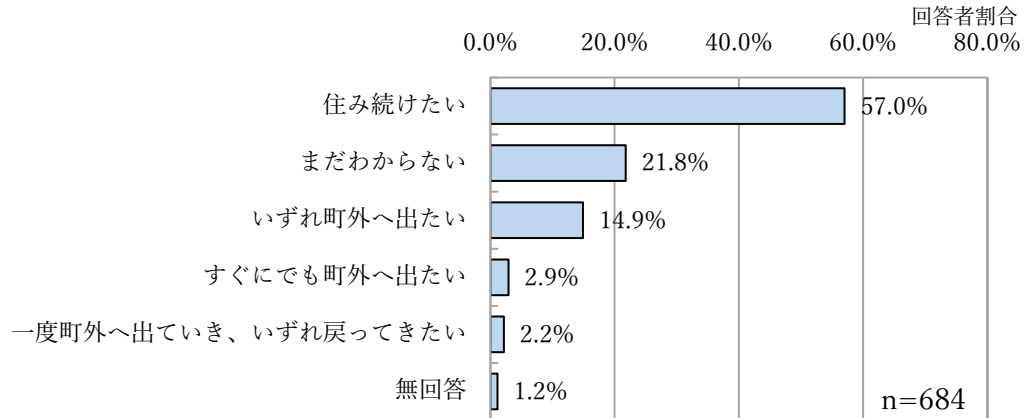


図37 定住意向

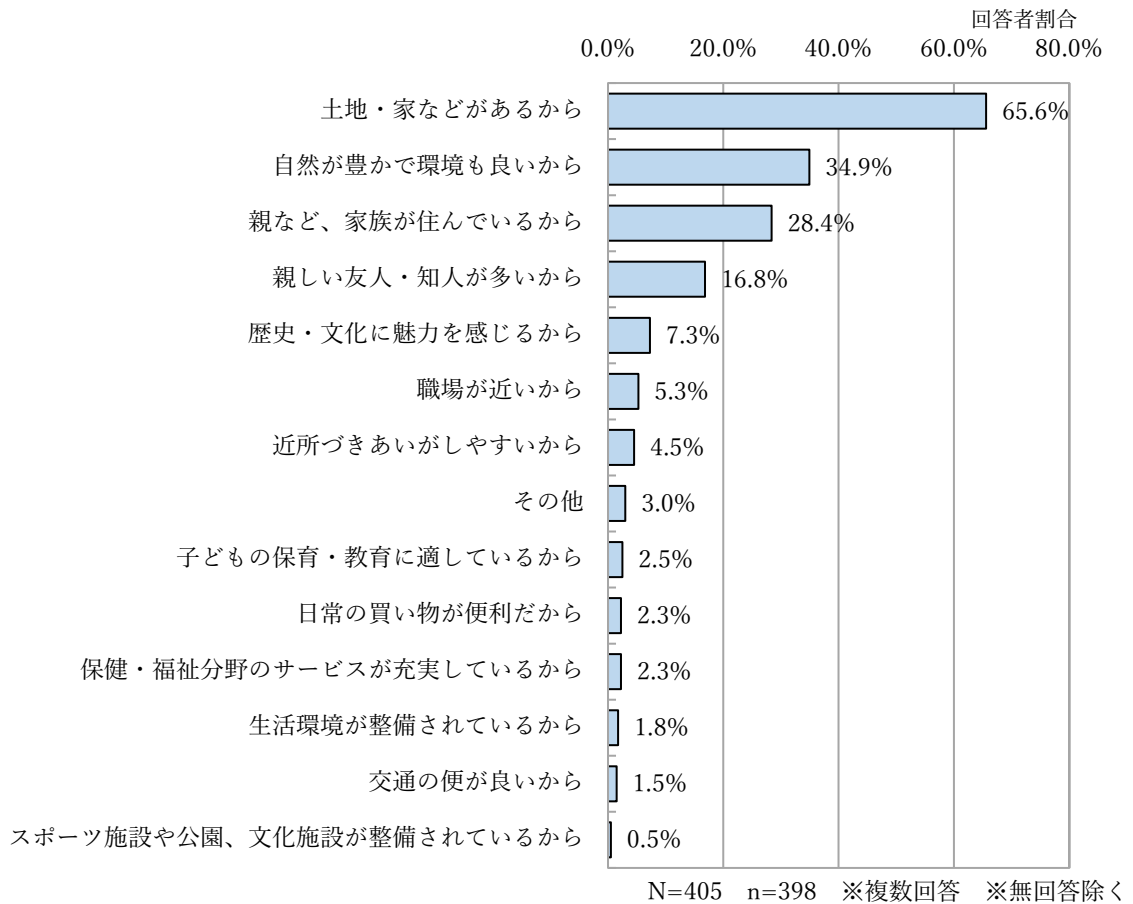


図38 「住み続けたい」「一度町外へ出ていき、いずれ戻ってきたい」回答者の理由

2-2. 現在の太子町のまちづくりについて

■【安心・安全、都市基盤、環境】分野における項目ごとの現在の満足度と今後の重要度
現在の満足度

「安心・安全」「都市基盤」「環境」の各分野において、満足度が低い項目（「やや不満」「不満」と回答した割合が高い項目）は、「バスなど公共交通の利便性向上への取り組み」が最も多くなっています。

そのほか、「身近な道路の安全性や快適性向上への取り組み」「町内外を結ぶ主要道路の利便性向上への取り組み」「建物・道路・橋梁・下水道などの老朽施設の保全・更新」など、道路関連の取り組みに対する満足度が総じて低い傾向にあります。

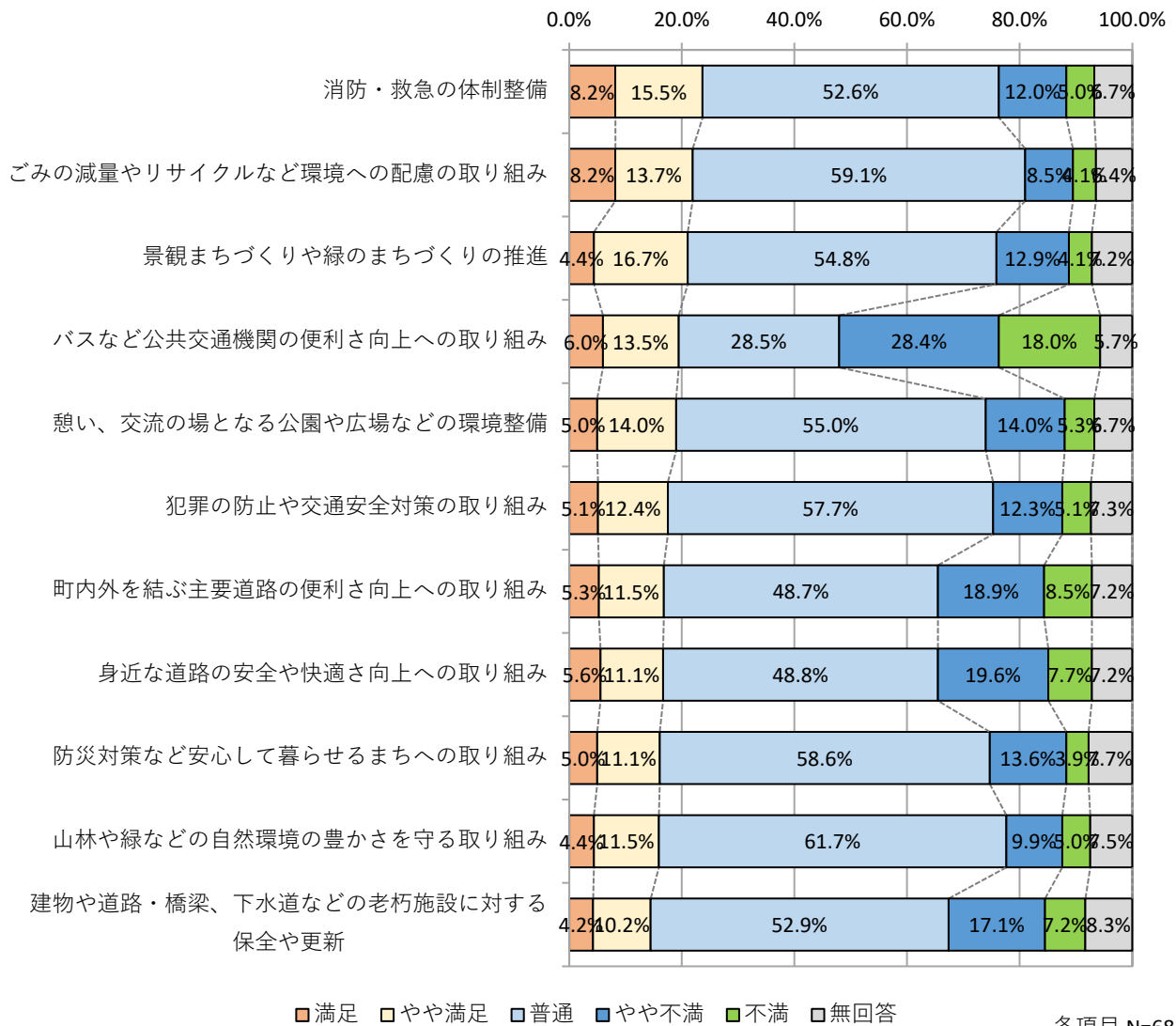
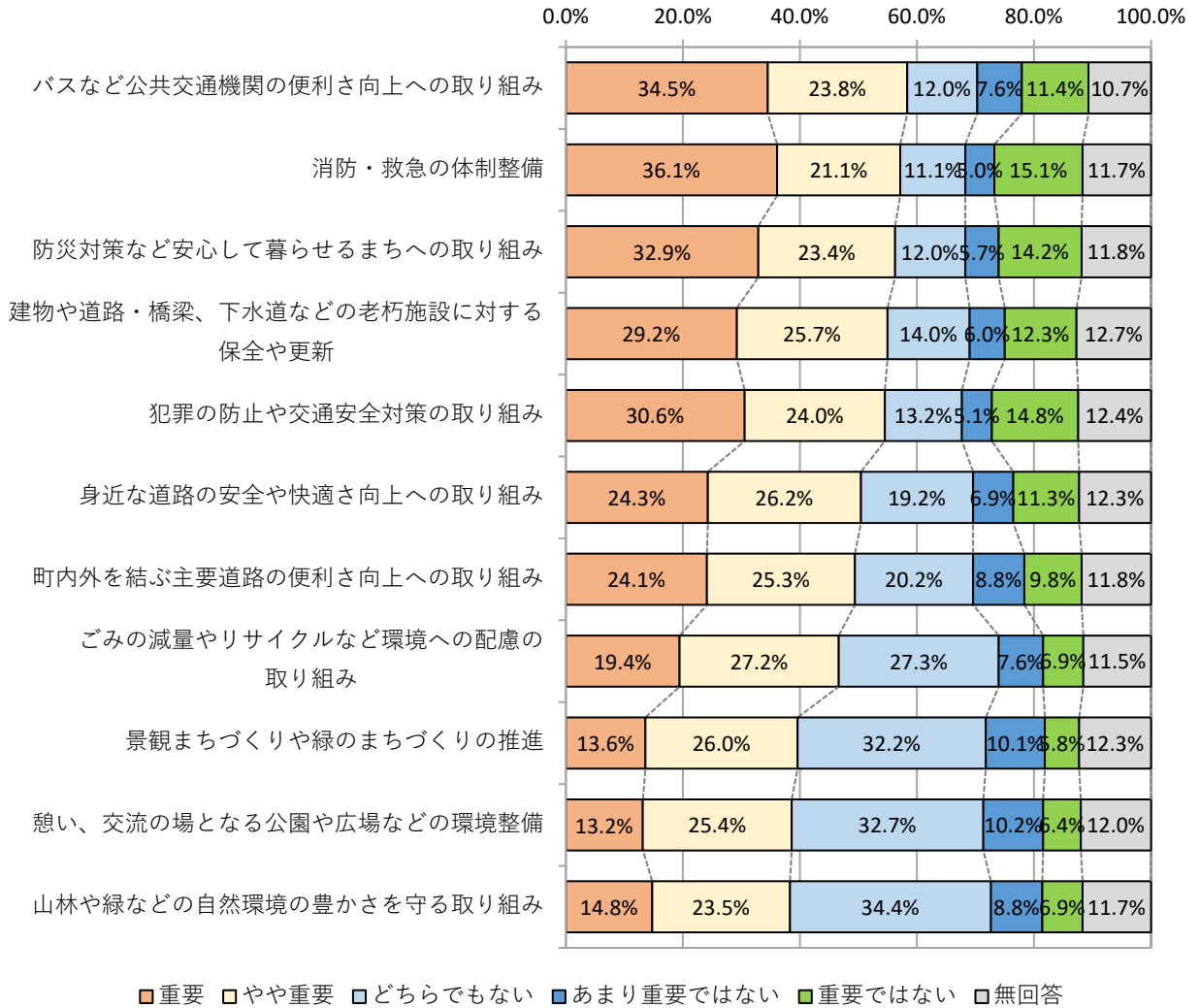


図3-9 【安心・安全、都市基盤、環境】分野における満足度

今後の重要度

今後の重要度に関しては、満足度が低かった「バスなど公共交通の利便性向上への取り組み」が最も重要視されています。次いで、「消防や救急体制整備」や「防災対策など、安心して暮らせるまちづくりへの取り組み」が重要視されています。



各項目 N=684

図40 【安心・安全、都市基盤、環境】分野における重要度

2-3. 今後の太子町のまちづくりについて

■【安全・安心、住環境】分野における今後さらに充実してほしい施策

今後さらに充実してほしい施策としては、「地域公共交通の利便性向上」が最も多く挙げられています。次いで、「防犯灯や防犯カメラの設置」が多く挙げられています。

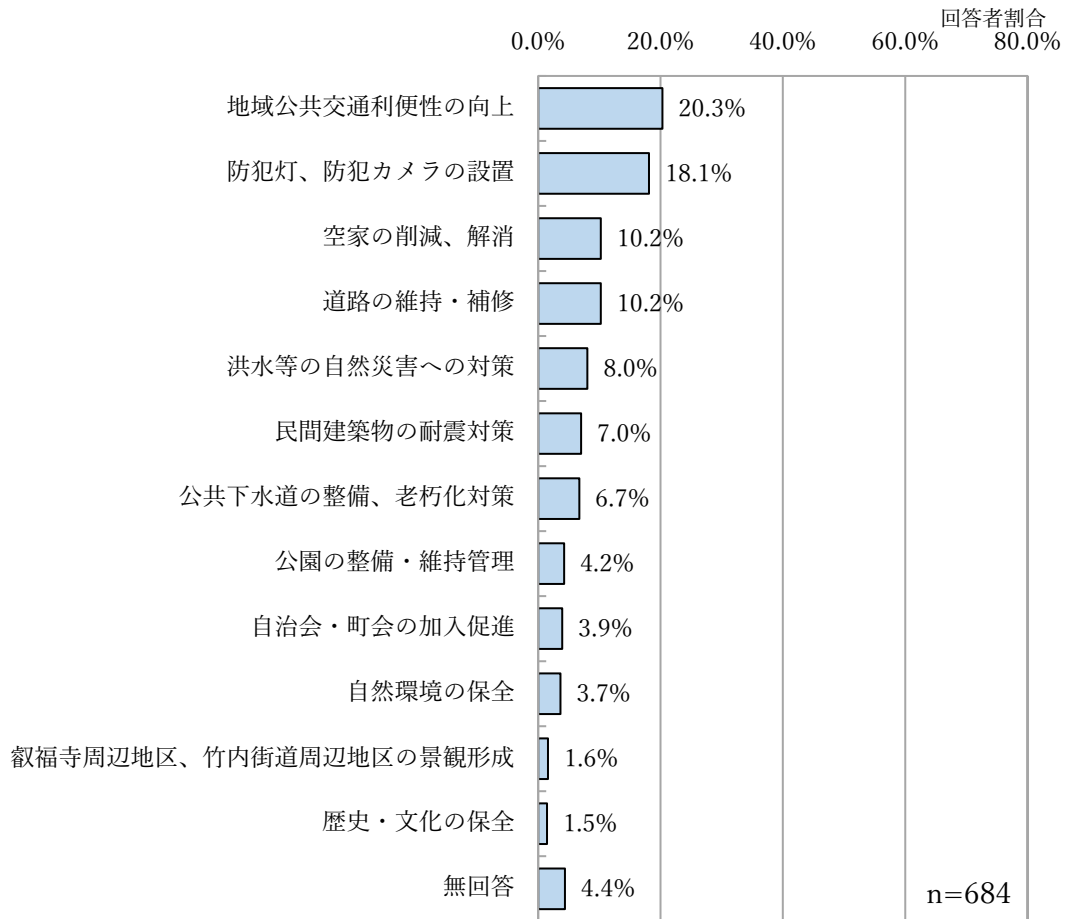
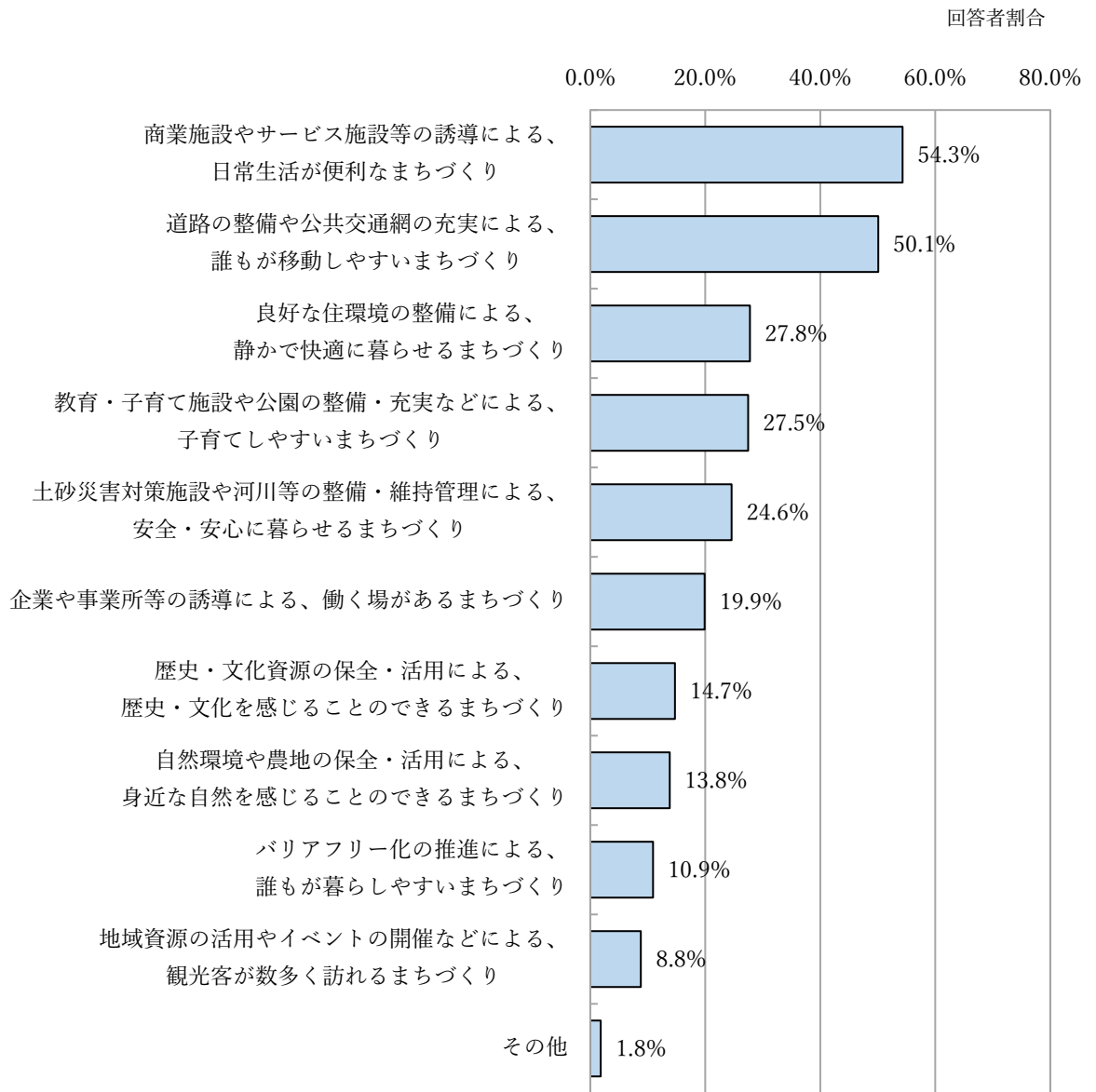


図4-1 【安全・安心、住環境】分野における今後さらに充実してほしい施策

■今後の太子町のまちづくり（特に都市計画）において、重要だと思うもの

「商業施設やサービス施設の誘導による、日常生活が便利なまちづくり」が最も多く挙げられています。次いで、「道路の整備や公共交通網の充実による、誰もが移動しやすいまちづくり」が続いています。

なお、満足度が低かった公共交通や道路に関する項目を上回って、商業施設やサービス施設に関する項目が最も重視される結果となっています。



N=684 n=659 ※複数回答 ※無回答除く

図4-2 今後の太子町のまちづくり（特に都市計画）において、重要だと思うもの

■参考：過年度比較

【安心・安全、都市基盤、環境】分野における項目ごとの現在の満足度と今後の重要度

満足度については、「バスなど公共交通機関の便利さ向上への取り組み」は、平成26(2014)年から令和6(2024)年へかけて改善傾向が見られますが、依然としてマイナス評価となっています。「身近な道路の安全や快適さ向上への取り組み」や「町内外を結ぶ主要道路の便利さ向上への取り組み」も、満足度がマイナスで推移しており、改善の必要があると考えられます。

重要度については、令和2(2020)年から令和6(2024)年にかけて、多くの施策で重要度が低下しています。特に、「防災対策など安心して暮らせるまちへの取り組み」は1.09から0.63へと大きく低下しています。一方で、「バスなど公共交通機関の便利さ向上への取り組み」は0.86から0.70への減少にとどまり、他の施策と比較して重要度の低下幅が小さくなっています。

	現在の満足度		
	平成26年調査	令和2年調査	令和6年調査
6 建物や道路・橋梁、下水道などの老朽施設に対する保全や更新	-0.21	-0.29	-0.14
7 犯罪の防止や交通安全対策の取り組み	0.05	0.03	0.00
8 消防・救急の体制整備	0.11	0.21	0.11
9 防災対策など安心して暮らせるまちへの取り組み	0.12	-0.01	0.00
10 景観まちづくりや緑のまちづくりの推進	-	-0.03	0.05
11 身近な道路の安全や快適さ向上への取り組み	-0.48	-0.08	-0.14
12 町内外を結ぶ主要道路の便利さ向上への取り組み	-0.26	0.07	-0.15
13 バスなど公共交通機関の便利さ向上への取り組み	-1.22	-0.25	-0.41
14 山林や緑などの自然環境の豊かさを守る取り組み	0.92	0.11	0.00
15 憩い、交流の場となる公園や広場などの環境整備	0.15	0.02	-0.01
16 ごみの減量やリサイクルなど環境への配慮の取り組み	0.15	0.24	0.14

	今後の重要度		
	平成26年調査	令和2年調査	令和6年調査
6 建物や道路・橋梁、下水道などの老朽施設に対する保全や更新	-	1.04	0.61
7 犯罪の防止や交通安全対策の取り組み	-	1.01	0.58
8 消防・救急の体制整備	-	1.02	0.66
9 防災対策など安心して暮らせるまちへの取り組み	-	1.09	0.63
10 景観まちづくりや緑のまちづくりの推進	-	0.62	0.36
11 身近な道路の安全や快適さ向上への取り組み	-	0.85	0.52
12 町内外を結ぶ主要道路の便利さ向上への取り組み	-	0.77	0.51
13 バスなど公共交通機関の便利さ向上への取り組み	-	0.86	0.70
14 山林や緑などの自然環境の豊かさを守る取り組み	-	0.57	0.35
15 憩い、交流の場となる公園や広場などの環境整備	-	0.60	0.33
16 ごみの減量やリサイクルなど環境への配慮の取り組み	-	0.68	0.51

※各項目に対する「満足度」「重要度」の回答を点数化し、平均値をとったもの

【満足度】満足：2点 やや満足：1点 普通：0点 やや不満：-1点 不満：-2点

【重要度】重要：2点 やや重要：1点 どちらでもない：0点 あまり重要ではない：-1点 重要ではない：-2点

第3章 社会の潮流

近年、国内では少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化、災害リスクの高まり、情報通信技術の進展など、社会の潮流が大きく変化しています。このような状況の中、今後のまちづくりにおいて考慮すべき社会の潮流をまとめると以下に整理されます。

①急激な人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口はすでに減少局面に入り、令和 52 (2070) 年には総人口が 9,000 万人を下回り、高齢化率は 39%に達すると見込まれています。また、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年には、75 歳以上人口が全体の約 18%、令和 22 (2040) 年には 65 歳以上人口が約 35%に達するとの推計もあります。

こうした社会構造の変化を見据え、全国的な人口減少・少子高齢化を踏まえたまちづくりの推進が求められています。

②巨大な自然災害リスク

近年、全国各地で風水害の激甚化・頻発化が顕著となっており、気候変動の進行によってさらに深刻化することが懸念されています。また、大規模地震も各地で発生しており、南海トラフ巨大地震などのリスクも高まっています。

このため、災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくりが重要となっています。

③インフラ老朽化の進行

我が国の社会基盤施設の多くは、建設から 50 年以上が経過しつつあり、今後老朽化施設の割合はさらに増加する見込みです。

このため、持続可能なインフラの維持管理や更新に関する戦略的な対応が喫緊の課題となっています。

④高度情報化社会の到来

ICT (情報通信技術) の発展により、情報やモノ、資本が相互に結びつき、社会全体に影響を及ぼす高度情報化社会が到来しています。

ロボットや AI (人工知能) の活用が進み、IoT (モノのインターネット) を通じて生活のさまざまな場面に技術が浸透しつつあります。これに伴い、都市基盤施設の整備・維持管理や公共交通サービスのあり方も、大きな転換が求められる時代となっています。

⑤地球規模の環境問題への対応

平成 27 (2015) 年の「パリ協定」により、平均気温の上昇抑制をめざす世界共通の目標が設定され、気候変動への対応は喫緊の課題となっています。

また、海洋プラスチックごみの生態系への影響など、新たな環境問題も深刻化しており、各自治体においても環境施策の一層の強化が求められています。

⑥市民ニーズや価値観の多様化

働き手の多様化が進み、女性や高齢者の就業が拡大しています。あわせて、ワークライフバランスを重視する働き方や、新型コロナウイルスの影響を受けたテレワーク、副業、フリーランスといった働き方の多様化も進行しています。

これらと連動して市民の価値観やライフスタイルも多様化しており、まちづくりの方向性にも柔軟な対応が求められています。

⑦インバウンドの増加と観光産業の発展

近年、訪日外国人観光客（インバウンド）の増加が顕著であり、観光産業は地域経済の活性化に寄与する重要な要素となっています。政府の観光推進政策や航空路線の拡充、円安の影響などにより、訪日する観光客は今後も増加が見込まれます。

これに伴い、観光資源の整備や、多言語対応、キャッシュレス決済の普及などの受け入れ環境の向上が求められます。また、これと同時にインバウンド需要を波及させるため、地域ごとの特色を活かした観光施策の展開が重要です。

⑧農業の担い手の減少と耕作放棄地等の増加

農業の担い手不足や高齢化は深刻な課題であり、基幹的農業従事者の減少と高齢化が進行しています。

その結果として耕作放棄地や荒廃農地の増加が顕在化しており、地域農業の持続可能性を確保するための抜本的な対策が求められています。

⑨公共のあり方の変化

人口減少と少子高齢化により地域課題が複雑・多様化する一方、生産年齢人口の減少により、従来型の公共サービスだけでは対応が困難になることが予想されます。

このため、自治体と住民、民間企業等が協働して課題解決に取り組む「オープンガバナンス」の推進など、持続可能な社会の構築が重要になっています。

第4章 上位・関連計画の整理

1. 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

（令和2（2020）年10月（令和7（2025）年10月一部改訂）、大阪府）

■目標年次

令和12（2030）年

■大阪の都市づくりの基本目標

- （1）国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成
- （2）安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現
- （3）多様な魅力と風格ある大阪の創造

■区域区分（線引き）の決定に関する方針

- ・目標年次におけるおおむねの人口

区 分 \ 年 次	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)
都市計画区域内人口	2,303.0 千人	2,117.0 千人
市街化区域内人口	2,152.8 千人	1,963.5 千人

■主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する方針

各地域がそれぞれの資源を活かし多様性を育み、ネットワークを強化していくことで、大阪全体の魅力を高めていくことができます。そのために、現在の土地利用状況を踏まえつつ、主要鉄道駅周辺等の中心市街地、主要幹線道路沿道地域、ベイエリア、優れた居住環境や自然環境の維持されている地域等その立地特性を活かした都市づくりを行い、豊かさを享受できる都市を形成します。

また、これらの実現のため、各地域が創意工夫により土地利用計画制度を柔軟に活用することが重要です。

2. 都市施設の整備に関する方針

（1）交通施設に関する方針

国際競争力を持つ大阪都市圏の形成を促進するため、国土軸や環状交通機能の強化、阪神港や関西国際空港等の広域拠点施設や国土軸へのアクセスの強化、関西圏の連携強化等、鉄道ネットワークや道路ネットワークの充実・強化を進めます。

あわせて、ICTの活用による交通手段のシームレス化、公共交通の利用促進を図ることにより、ストックを活用した利便性の高い交通を目指します。

また、リニア中央新幹線や北陸新幹線は国土軸の強化に寄与するなど重要な広域交通インフラであることから、その全線早期整備に向けた取組を推進します。

(2) 河川整備の方針

近年では、急速な都市化の進展や多発する集中豪雨等により、甚大な被害が発生しています。「人命を守ることを最優先」とする基本理念のもと、洪水・土砂災害リスクを府民と共有するとともに、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を効率的・効果的に組み合わせるトータルマネジメントにより対策を進めます。

さらに、河川環境の改善や水辺のにぎわい創出の基盤整備等による地域の特色を活かした川づくりを進めていきます。

(3) 下水道整備の方針

流域下水道の安定的な運営、府民の生活や大阪の企業活動を支え続けていくために策定した経営戦略に基づき、老朽化施設の改築更新を優先的に進めながら、水質の改善や浸水対策等の取組を進めます。

(4) 公園整備の方針

広域公園は、「都市の風格を高めるみどりのネットワークの拠点」及び「安全・安心で快適な暮らしを支える重要な都市基盤」、「多様な個性で都市の活力と魅力を高める府民共有の資産」という基本理念に基づき、大阪の活力と魅力を高め、府民の豊かで、安全・安心な生活を支えるとともに、みどりの少ない大阪の貴重な自然環境を保全し、次世代に継承する公園づくりを進めます。

長期未着手区域については、必要性や代替性等を考慮し、必要に応じて適宜見直しを進めます。

3. 市街地開発事業に関する方針

産業・暮らしを支える都市環境を整備し、地域資源を活かしたより質の高い都市づくりを推進するために、主要な鉄道駅周辺の都市拠点等の再整備による中心市街地の活性化や既存市街地の再生、幹線道路沿道等の大規模低未利用地における産業拠点等の形成による産業の活性化を促進します。

これら拠点の整備にあたっては、人口・産業等の動態を適切に勘案し、各地域が持つ資源や特性、都市基盤等の良質なストックを最大限活用し、周辺環境、景観、みどりの創出に配慮して、計画的に進めます。

市街地開発事業等の導入にあたっては、「都市再開発方針」等を踏まえ、地域の実情や課題に応じ、用途地域等の地域地区、道路、駅前広場、公園等の都市施設、地区計画等も活用し、良好な市街地の一体的整備を目指します。

また、土地区画整理事業の長期未着手地区については、適時適切に都市計画の見直しも含め、市街地のあり方を検討し、市街地環境の改善に努めます。

4. その他の方針

(1) 都市防災に関する方針

「大阪府地域防災計画」との整合を図り、災害に強い都市づくりを推進します。

近年、自然災害が激甚化、広域化する中で、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた、防災性

の高い都市づくりを推進します。

自然災害等のリスクの公表を行い、府民や企業へその危険性を周知するとともに、事前の防災対策の強化を促進します。

また、市町村における防災マップの作成や避難訓練の実施等地域コミュニティを活かした防災活動を推進し、避難対策の確立を支援するとともに、防災訓練の実施や防災教育等による、地域の防災意識の向上に努めます。

(2) みどりに関する方針

「みどりの大阪推進計画」に即して、みどりの保全や創出に努め、多様性ある豊かな都市の形成に努めます。

(3) 居住環境に関する方針

住生活基本法に基づく「大阪府住生活基本計画」として定める「住まうビジョン・大阪」に即して、大阪ならではの魅力を存分に活かし、「住まうなら大阪」と思える、多様な人々が住まい、訪れる居住魅力あふれる都市を創造することを基本目標とし、安全・安心の確保とあわせて、環境に配慮された住まいと都市の実現、多様な人を惹きつけ生き生きとくらすことができる住まいと都市の実現に向け、施策の展開を図ります。

(4) 都市環境に関する方針

大阪府環境基本条例に基づき定める「2030 大阪府環境総合計画」に即して、暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市の構築を目指し、あらゆる主体の参加・行動のもと、脱炭素・省エネルギー社会、資源循環型社会、全てのいのちが共生する社会、健康で安心して暮らせる社会を構築することにより、魅力と活力ある快適な都市づくりを進めます。

(5) 都市景観に関する方針

大阪府景観条例に基づき定める「都市景観ビジョン・大阪（大阪府景観形成基本方針）」に即して、景観形成の目標である「きらめく世界都市・大阪の実現」を目指して、広域的な観点から景観形成を推進します。

■都市づくりの推進に向けて

1. 広域的な都市づくりの推進
2. 産・公・民・学との連携・協働
3. エリアマネジメントの推進と民間活力の活用
4. 効率的な都市基盤整備の方針
5. ICT 等を活用した都市マネジメントの推進

2. 第6次太子町総合計画

(令和8(2026)年3月、太子町)

■目標年次

○基本構想

令和8(2026)年度～令和17(2035)年度

○基本計画

前期：令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

後期：令和13(2031)年度～令和17(2035)年度

○実施計画

3年間のローリング

■まちづくりの基本方針

○基本理念

和の心を次世代へつなぐまち

～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」ふるさと“たいし”～



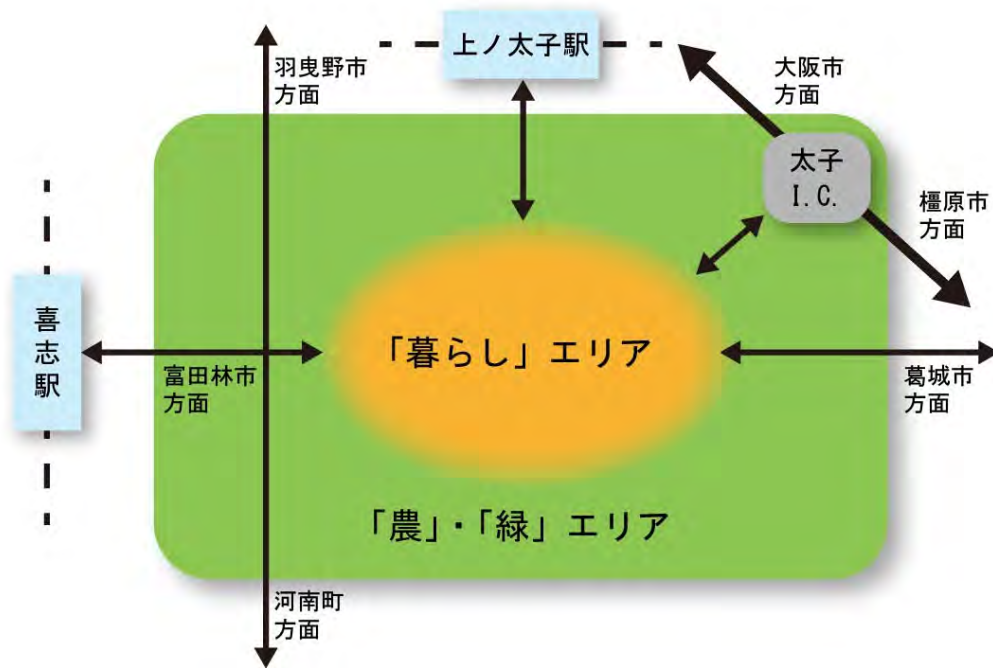
基本理念イメージ

○基本目標

- 目標1 未来を担う子どもたちが元気に育つまちづくり（子育て・教育）
- 目標2 郷土愛溢れたコミュニティ豊かなまちづくり（人づくり・コミュニティ）
- 目標3 全ての人々が健康でいきいきとした生活が営めるまちづくり（健康・福祉）
- 目標4 地域経済・産業を高める活力溢れるまちづくり（経済・産業）
- 目標5 誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくり（生活環境・生活基盤）
- 目標6 持続可能なまちづくりを支える行財政運営（行財政運営）

○まち空間の考え方

本町のまち空間は、大きくは「暮らし」のエリアと「農」・「緑」のエリアからなります。そして、「暮らし」のエリアは周辺市町村や駅、インターチェンジと幹線道路により結ばれます。まちづくりにあたっては、このような基本的な都市構造を踏まえながら、自然環境の保全と開発のバランスを適切に図りながら進めていきます。



まち空間の考え方（概念図）

第5章 まちづくりの基本的課題

まちづくりに関する本町の現状、住民意向、社会潮流等を踏まえ、まちづくりの基本的な課題を次のように整理しました。

1. 都市構造に関する課題

○市街地整備と自然環境・農村環境保全との適切なバランス

課題	<p>人口の社会増や利便性向上をめざした市街地整備を進める中で、豊かな自然や農村環境との調和を図り、適切な土地利用のバランスを確保することが必要です。</p>
課題の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケートの結果、「今後のまちづくりにおいて重要だと思うこと」として最も多い回答は、「商業施設やサービス施設の誘導による、日常生活が便利なまちづくり」でした。 ・町域の約8割が市街化調整区域であり、豊かな自然環境や農村環境が保たれています。日常の中で、自然と触れ合うことができる環境は重要な地域資源です。 ・人口が平成17（2005）年以降減少しています。

○地域全体での公共交通維持

課題	<p>公共交通を持続的に維持していくためには、地域全体で公共交通の必要性を共有し、住民の理解と協力のもと、利用促進や担い手の確保等に取り組んでいくことが必要です。</p>
課題の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケートの結果、「今後のまちづくりにおいて重要だと思うこと」として2番目に多い回答は、「道路整備や公共交通網の充実による、誰もが移動しやすいまちづくり」でした。 ・令和5年12月に、地域交通を担ってきた金剛バスが廃止され、公共交通の重要性について改めて地域内での認識が高まりました。 ・町内の都市施設は地理的に広範に分散しており、自動車での移動の依存度が高い状況ですが、高齢化社会の進行に伴い、自動車の運転が困難となる住民の増加が見込まれています。

2. 住環境に関する課題

○良好な住環境の更なる充実

課題	<p>良好な住環境は本町の特徴であり、今後もその維持を図るとともに、利便性や快適性の更なる向上に向けた取り組みが必要です。</p>
課題の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域の約8割が宅地です。 ・聖和台地区等の大規模な宅地開発により、平成17(2005)年までは人口が増加しました。 ・公共交通では、近隣の上ノ太子駅、喜志駅を利用することで大阪市中心部へのアクセスが可能であり、交通では太子 I.C. から大阪市中心部へのアクセスが可能であり、大阪市近郊の住宅都市ともいえます。 ・住民アンケートの結果、「住み続けたい」と約6割が回答し、その理由として「自然が豊かで環境も良いから」が上位に挙がっています。

○既存ストックの維持・管理

課題	<p>道路や公園といった既存施設については、利便性向上に向けた整備を進めるとともに、老朽化への対応や更新費用の縮減を見据えた、計画的かつ持続的な維持管理が必要です。</p>
課題の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路7路線の整備が完了し、公園については28箇所が整備されており、一定の都市基盤が形成されています。 ・下水道の整備率は約3割ですが、人口普及率は9割を超えており、生活基盤として一定の水準を確保しています。 ・各施設が老朽化していく中で、「公共施設等総合管理計画」においては、今後40年間で年間平均約2.7倍の更新・維持経費が必要になると試算されています。

3. 産業・交流に関する課題

○既存産業の活性化と新たな産業の創出

課題	<p>既存産業の支援・強化を図るとともに、新たな産業の創出や企業誘致などに取組み、地域内での経済循環の強化が必要です。</p>
課題の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の地域経済循環構造では、本町の住民が所得を受け取る金額である「分配」は、地域の企業等が所得を稼ぐ金額である「生産・販売」に比べて大きいですが、これは町外への通勤等によりもたらされており、全体的にバランスの取れた循環構造になっていません。 ・本町の基幹産業である農業については、後継者不足などの影響により農家数や耕地面積が減少傾向にあります。 ・地域経済の活性化を図るため、町外で稼ぐ所得を増やすだけでなく、町内の産業を活性化し、地域の「稼ぐ力」を高めていく必要があります。

○豊かな歴史・文化資源の活用

課題	<p>豊かな歴史・文化資源を適切に活用し、観光客の誘致をはじめとした交流人口の増加を図り、地域の活性化につなげていく必要があります。</p>
課題の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・叡福寺や二子塚古墳等の国指定文化財が5件、叡福寺石造五輪塔や御嶺山古墳等の府指定文化財が8件、さらに国登録文化財が8件あり、動産を除いて合計21件の指定・登録文化財が存在します。 ・町域を通る「竹内街道」は我が国最古の官道であり、日本遺産に認定されています。 ・近年、訪日外国人旅行者が全国的に増加しており、京都や奈良等の主要な観光地に加えて、あまり知られていない地方都市にも関心が高まっています。本町においても観光資源の発信や受け入れ体制の強化を図り、地域の魅力を高めていく必要があります。

4. 安心・安全に関する課題

○防災・減災機能の向上

課題	<p>防災・減災機能を高めるためには、道路、河川、公園などのインフラ整備の充実とあわせて、市街地及びその周辺における防災対策の推進が必要です。</p>
課題の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の河川は、狭小な区間が多く、地質的な特性から土砂の流出量も多いです。 ・河川沿いには洪水浸水想定区域が設定されています。また、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域も山間部を中心に指定されています。 ・今後 30 年以内に 70～80%の確率で発生するとされる南海トラフ地震において、本町も「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されており、地域全体での防災力の向上が必要です。

○防犯機能の向上

課題	<p>安心して暮らせるまちづくりのために、防犯灯や防犯カメラの設置など、適切な安全対策を着実に進めていくことが必要です。</p>
課題の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケートの結果、「【安全・安心、住環境】分野において今後さらに充実してほしい施策」として2番目に多い回答は、「防犯灯・防犯カメラの設置」でした。また、「【安心・安全、都市基盤、環境】分野における重要度」においても、「防犯や交通安全対策の取り組み」が多くの住民から重視されています。 ・今後のまちづくりにおいて、地域の安全性向上に向けた継続的な取り組みが必要です。

5. 協働の推進に関する課題

○住民等との協働の推進

課題	行政だけでなく、住民や事業者、地域団体等と協働し、持続可能なまちづくり施策の実施や公共サービスの提供を進めていくことが必要です。
課題の背景	<ul style="list-style-type: none">・役場の職員体制にも限りがある中で、多様化するまちづくりの課題に対して行政だけで対応することは、今後困難になることが想定されます。・全国的にも地域課題の多様化・複雑化や生産年齢人口の減少が進む中、行政単独で対応することには限界があり、今後は地域全体で課題を共有し、多様な主体による連携・協働によって解決を図っていく必要性が高まっています。・住民や地域団体等との協働体制を強化し、地域ぐるみで課題解決に取り組んでいくことが必要です。

第6章 まちづくりの基本的方向性

1. 基本理念

本町は大阪市近郊にありながら豊かな自然が残り、歴史・文化が息づく地域です。全国的な人口減少・少子高齢化が進む中、若者や子育て世代の流入を促し、まちの活力を高める必要があります。これまで自然と歴史を活かした交流のまちづくりを進めてきましたが、今後はその考えを継承しつつ、新たな施策にも挑戦することが求められています。「第6次太子町総合計画」では、「和の心を次世代へつなぐまち ～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」ふるさと“たいし”～」を基本理念に掲げ、自然保全と開発のバランスを取り、DXや広域連携、住民との協働を通じて、持続可能なまちづくりを進め、「和を以て貴しとなす」の精神のもと、誰もが暮らしやすい未来の太子町をめざすことを謳っています。

本都市計画マスタープランは、この総合計画の基本理念を踏まえ、都市計画の視点からまちづくりの基盤を支えるものとして位置づけられます。行政のみならず、近隣市町村や地域住民との連携を深めながら、これまで整備してきた社会基盤を維持・活用し、「自然」との共生を図りつつ、「暮らし」を育み、「未来を創る」持続可能なまちづくりを推進していきます。

このため、本都市計画マスタープランでは、「自然と歴史に寄り添い、暮らしを支え、未来へつなぐ持続可能な都市づくり」を基本理念とし、次のような考え方のもと、まちづくりを推進します。

■ 基本理念

自然と歴史に寄り添い、暮らしを支え、
未来へつなぐ持続可能な都市づくり

自然と歴史に寄り添い

自然環境の保全と開発とのバランスを図りながら、歴史・文化を尊重したまちづくりを進めます。

暮らしを支え

快適で安心・安全な生活基盤を築き、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

未来へつなぐ持続可能な都市づくり

次の世代に誇れる都市の姿をめざし、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めます。

これらの基本理念の実現に向けて、生活環境の整備、広域的な連携、住民との協働等によるまちづくりを推進していきます。

2. まちづくりの基本目標

基本理念を踏まえ、まちづくりの課題に対応していくため、次の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 自然環境との調和を図るコンパクトなまちづくり

1-1. 自然環境を活かしたコンパクトな都市構造のまち

- ・緑豊かな自然環境に恵まれ、居住地域がコンパクトにまとまった都市構造を維持し、住みよく活力のあるまちを形成します。

1-2. コンパクトな都市構造の核となる拠点のあるまち

- ・コンパクトな都市構造の核となる産業、交流、生活、歴史・文化など、各地区の特性を活かした拠点を整備し、都市機能の向上を図ります。

1-3. スムーズな移動を支える交通ネットワークのあるまち

- ・南阪奈道路等を活用し広域圏との連携を図るとともに、町内のスムーズな移動を支える道路ネットワークを構築し、駅や主要施設を結ぶ公共交通の維持・利便性向上・利用促進を進めます。

基本目標2 暮らしやすい緑豊かな住環境のあるまちづくり

2-1. 暮らしやすい緑豊かな住環境のあるまち

- ・良好な住宅地・集落地と周辺環境の保全、生活に便利な商業施設等の立地促進・維持、空家等の既存ストックの有効活用、町民の日常的な活動の場となる公共施設等の充実を図ります。

2-2. 居住を支える都市基盤施設が充実したまち

- ・道路や公園などのインフラ施設の整備を推進するとともに、既存インフラに情報通信技術を活用し、効率的な維持管理を進めます。

基本目標3 活力ある産業機能をめざすまちづくり

3-1. 産業機能の向上をめざす活力あるまち

- ・新たな産業の誘致や立地を促進し、農業の活性化を支援します。

3-2. 貴重な歴史・文化資源等を活かした交流のあるまち

- ・竹内街道をはじめとする貴重な歴史・文化資源を活用し、交流人口の増加を図ります。

基本目標4 安全・安心な暮らしが続くまちづくり

4-1. 災害に強い安全・安心なまち

- ・防災・減災機能の向上をめざし、道路、河川、避難所などのインフラを充実させ、市街地や周辺地域の防災対策を推進します。

4-2. 防犯に配慮した安全・安心なまち

- ・住民ニーズを踏まえた防犯灯や防犯カメラの設置など、暮らしの安全対策を推進します。

基本目標5 協働による持続可能なまちづくり

5-1. 関係者みんなが協働で創り出すまち

- ・住民や事業者など関係者が協働し、持続可能なまちづくりを推進します。

3. 将来都市構造

めざすべき将来像の実現に向けて、まちづくりの基本目標を踏まえ、本町がめざす将来都市構造を次のように定めます。

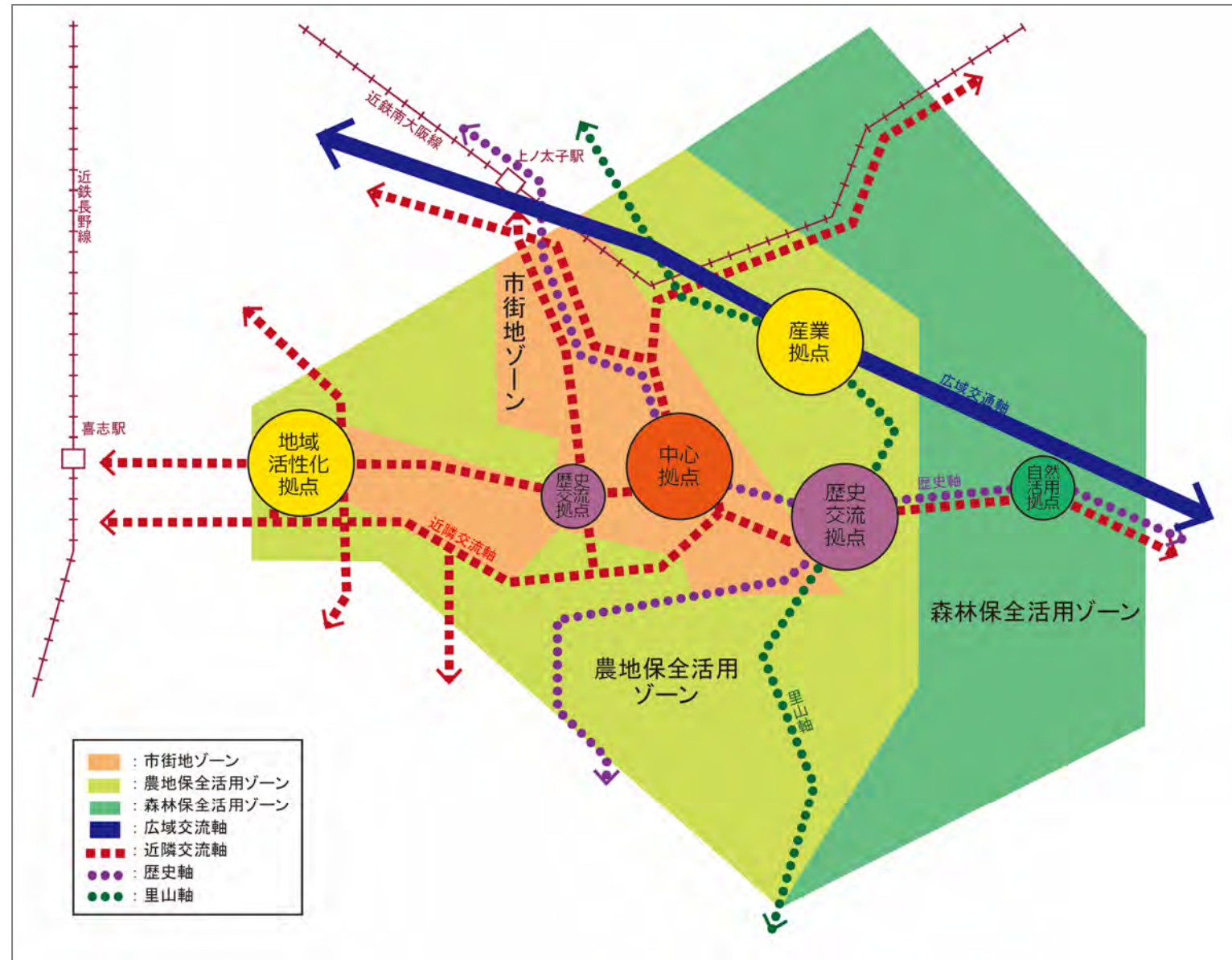


図4-3 将来都市構造図

ゾーン	市街地ゾーン	市街化区域を基本としたゾーン	
	農地保全活用ゾーン	農業振興地域を基本としたゾーン	
	森林保全活用ゾーン	自然公園や近郊緑地保全区域を基本としたゾーン	
拠点	主要拠点	中心拠点	役場や生涯学習センター、消防施設、商業施設などの都市機能が集積する拠点で、本町の行政・交流の中心となる地域です。各拠点をつなぐ軸が結節する地域でもあり、にぎわいのあるまちづくりを推進します。
		産業拠点	南阪奈道路太子 I.C. の周辺の地域であり、インターチェンジを活用した広域的な人・モノ・情報の交流拠点の形成に取り組みます。環境に配慮した産業の誘導を図り、都市機能の向上をめざします。
		地域活性化拠点	町域西部の府道美原太子線、府道富田林太子線、太子西条線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線が交差する周辺地域であり、主要な幹線道路の交流機能を活用し、住民生活の利便性の向上や地域経済の活性化をめざします。
	地域拠点	歴史交流拠点 (道の駅周辺)	道の駅近つ飛鳥の里・太子や太子町立竹内街道歴史資料館等を中心とした地域で、本町の歴史と交流の核となる拠点です。道の駅などを活用し、観光振興やにぎわいの創出を図ります。
		歴史交流拠点 (叡福寺周辺)	叡福寺や太子・和みの広場等を中心とした地域で、本町の歴史と交流の核となる拠点です。叡福寺等を活用し、観光振興やにぎわいの創出を図ります。
		自然活用拠点	二上山万葉の森登山口を中心とした地域です。豊かな自然資源を活かし、レクリエーション機能の向上を図ります。
軸	広域交流軸	南阪奈道路を中心とし、大阪都市圏や奈良県とを結ぶ広域的な人流、物流、情報流の軸です。関西国際空港とも接続し、国際交流の拠点としての活用も図ります。	
	近隣交流軸	国道や府道を活用し、南河内圏域の近隣市町村との連携を強化する軸です。沿道では、小売り、事務所、倉庫、飲食店等の誘致や、必要に応じて教育・文化、福祉、医療等の地域の活性化に資する施設の整備を推進します。また、この軸を活用し、鉄道駅と地域を結ぶ公共交通の維持を図ります。	
	歴史軸	竹内街道を基本とする軸と、「近つ飛鳥博物館」・「竹内街道歴史資料館」を結ぶ南北方向の軸で、歴史的景観の保全を図るとともに、沿道に位置する歴史的資源を活かし本町の歴史アイデンティティを演出します。	
	里山軸	二上山の麓を通る南河内フルーツロードを基本とする軸で、沿道では農・林業関連施設の整備を図るとともに、周辺農業資源等の景観保全やそれを活用したレクリエーション機能の向上を図ります。	

第7章 都市づくりの方針

1. 都市づくりの方針の考え方

都市づくりの方針では、まちづくりの基本的方向性に基づき、土地利用や都市施設整備といった分野ごとの基本的な考え方と整備の方針を定めます。

各方針は前章で設定した「まちづくりの基本目標」と結びついており、それぞれの施策が相互に連携しながら、めざすべき将来像の実現に向けて展開していきます。本章では、こうした体系的な構造を踏まえ、都市の形成に向けた分野別の取り組みの方向性を示します。

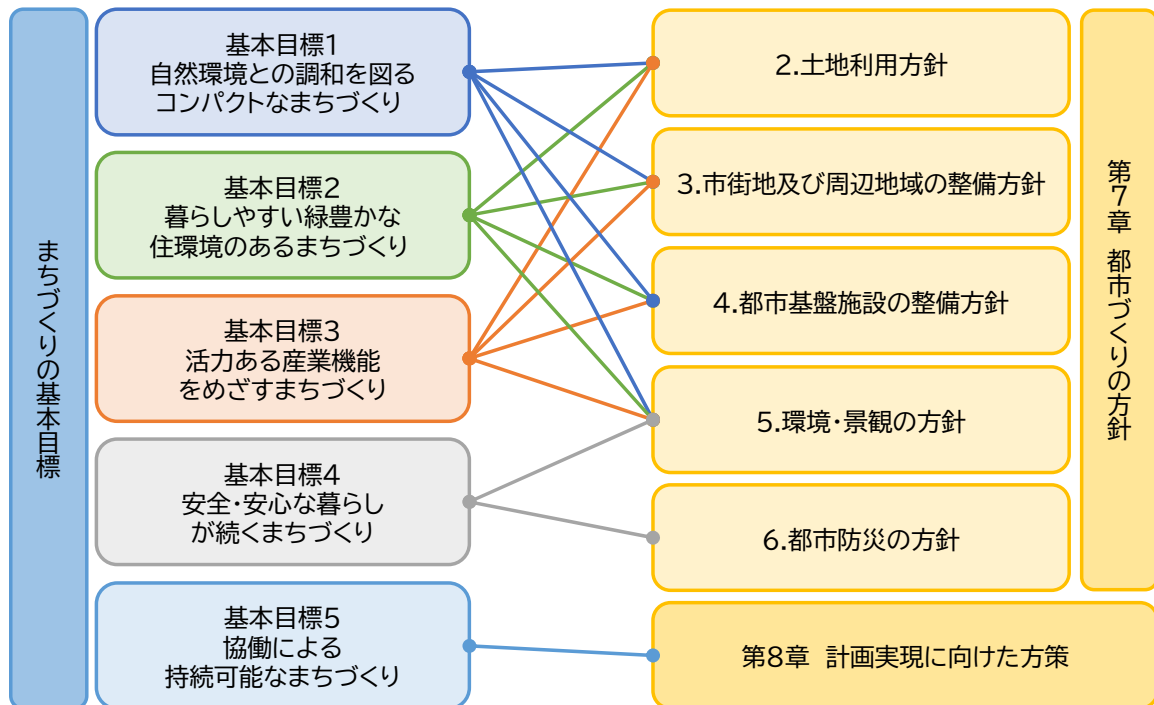


図4.4 「まちづくりの基本目標」と「都市づくりの方針」との関係

2. 土地利用方針

2-1. 基本的な考え方

【市街地ゾーン：良好な居住環境と交流拠点の形成】

- ・良好な居住環境を維持・形成するとともに、行政・交流機能や観光振興、歴史的景観の保全・活用を通じて、にぎわいと魅力ある都市空間の創出を図ります。

【農地保全活用ゾーン：田園環境と地域活性化拠点形成による地域活性化】

- ・農業振興や田園景観の保全と、地域活性化拠点や産業拠点の形成、沿道系施設の誘導を進め、地域経済の活性化と利便性向上をめざします。

【森林保全活用ゾーン：森林資源の保全と多様な活用】

- ・豊かな森林資源の保全を図りつつ、景観保全やレクリエーション、観光など多様な活用を推進します。

2-2. 基本方針（整備・開発・保全）

①【市街地ゾーン】

①-1：市街地エリア

- ・良好な居住環境の形成を図るとともに、都市機能や交流機能の強化を図り、にぎわいのある空間の創出を図ります。

①-2：中心エリア

- ・本町の行政・交流の中心となる地域であり、各拠点をつなぐ軸が結節する地域として、にぎわいのあるまちづくりを推進します。

①-3：歴史交流エリア

- ・叡福寺や道の駅などを活用して観光振興とにぎわい創出を図るとともに、歴史的景観を保全し、沿道の歴史的資源を活かして本町の歴史的特色を演出します。

②【農地保全活用ゾーン】

②-1：農地保全活用エリア

- ・農業振興を通じた農地や田園景観の保全を図るとともに、住民生活の利便性向上や地域経済の活性化を進めます。
- ・史跡や古墳等の歴史的資源を保全し、歴史的環境を守るため、資源の特性を踏まえ環境整備などを進めるとともに、現況の土地利用を保全します。
- ・主要道路沿道では農・林業関連施設の整備を進め、周辺農業資源を活用したレクリエーション機能の向上を図ります。
- ・将来の開発ニーズに応じて、環境や周辺との調和に配慮した開発の検討も行います。
- ・人口減少が続く中、集落の維持発展を図るための土地利用に努めます。

②-2：地域活性化エリア

- ・主要幹線道路の交流機能を活用し、住民生活の利便性向上と地域経済活性化を図ります。
- ・主要道路沿道では、必要に応じて地区計画制度の適切な運用などにより住民生活の利便性の向上につながる商業施設や地域活性化施設、医療施設のほか、小売り、事務所、倉庫、飲食店等の施設の誘導を図ります。

②-3：産業エリア

- ・インターチェンジを活用した広域的な人・モノ・情報の交流拠点の形成を進め、環境に配慮した産業の誘導により都市機能の向上を図ります。
- ・インターチェンジにアクセスする主要道路沿道では、必要に応じて工業施設、流通系施設等のほか、小売り、事務所、倉庫、飲食店等の地域活性化に資する施設の誘導を図ります。

③【森林保全活用ゾーン】

③-1：森林保全活用エリア

- ・豊かな森林環境の保全を図りながら、森林を活用したレクリエーション機能の向上を図ります。

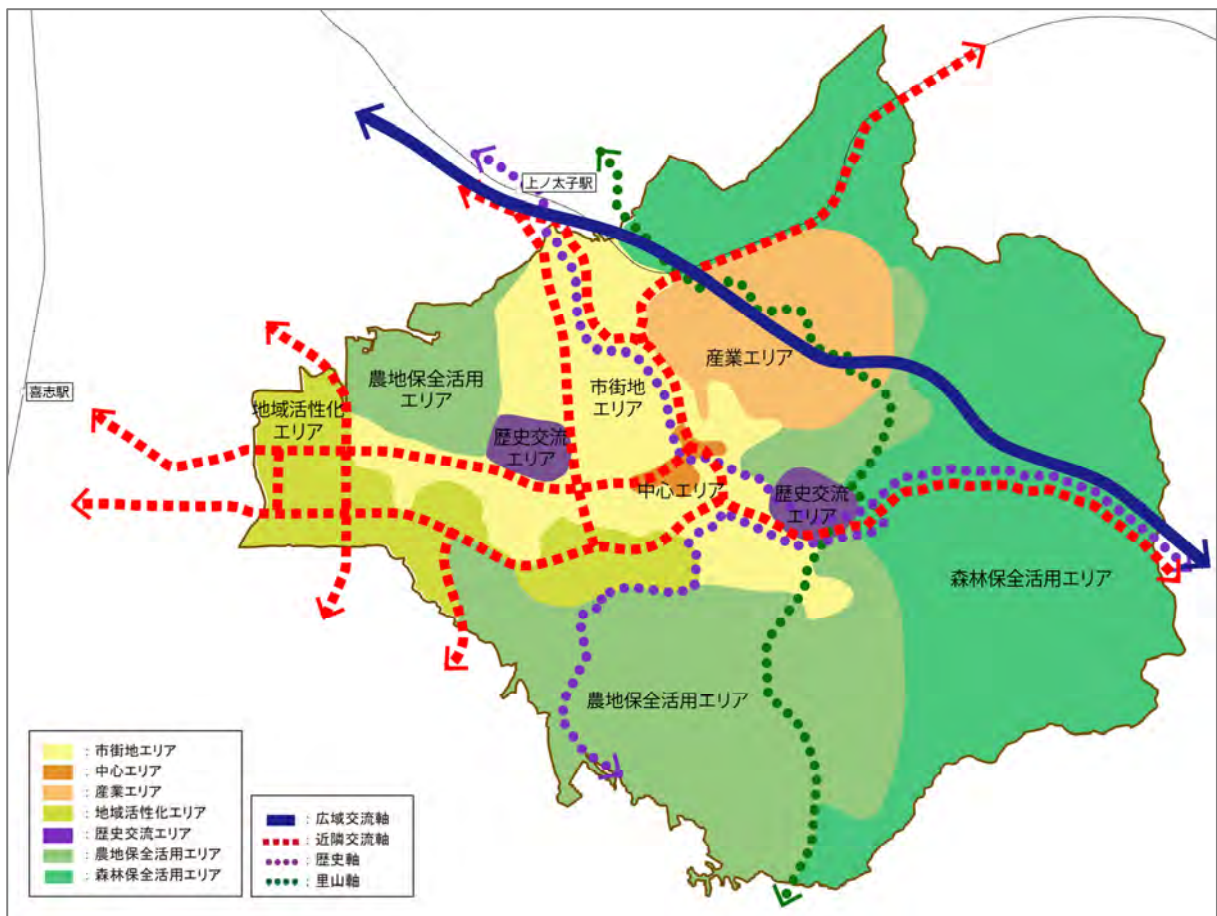


図4.5 土地利用方針図

3. 市街地及び周辺地域の整備方針

3-1. 基本的な考え方

【市街地エリア：良好な住環境の維持と有効活用】

- ・地区計画や景観計画などの制度を活用し、用途地域に応じた良好な住環境を維持・保全します。未利用地や空家の有効活用、狭隘道路の改善など都市基盤整備を進め、健全な市街地形成を図ります。

【中心エリア：町の核としての機能強化】

- ・行政・商業・業務などの中心機能を集約し、防災機能を含む公共空間の充実を図り、町の顔としてふさわしい空間を創出します。

【歴史交流エリア：歴史的資源を活かした交流拠点の形成】

- ・叡福寺や竹内街道といった歴史的資源を中心に、まちなみや景観を保全しつつ、安全な歩行空間と周辺景観との調和を図り、魅力ある交流拠点の形成を図ります。

【農地保全活用エリア：田園環境の保全と計画的活用】

- ・農業基盤の整備と田園環境の保全を基本に、必要に応じて地区計画制度を活用した住民主体のまちづくりを推進します。

【地域活性化エリア：幹線道路沿いの活力創出】

- ・幹線道路沿道やポテンシャルの高い区域に、商業・業務・医療・文化スポーツ施設などを計画的に誘導し、生活利便性と地域経済の活性化を図ります。

【産業エリア：広域交流拠点の形成】

- ・太子 I.C. や幹線道路の利便性を活かし、工業・流通・教育文化・集客施設などの立地を促進します。沿道利用を含め、地域振興に寄与する産業拠点づくりを進めます。

【森林保全エリア：自然環境の保全と活用】

- ・豊かな森林資源を守りつつ、登山口やキャンプ場などのレクリエーション施設を整備・誘導します。

3-2. 基本方針（整備・開発・保全）

①【市街地エリア】

①-1：地区計画等各種制度の活用による住環境の維持・保全

- ・住居系市街地については、用途地域に基づき、低層住宅、中高層住宅などからなる良好な住環境の維持・保全に努めます。
- ・聖和台地区については、「聖和台地区地区計画」により戸建住宅を中心とした良好な住環境の維持・保全に努めます。
- ・叡福寺周辺地区については、歴史的なまちなみ景観を残すため、「叡福寺周辺地区地区計画」、「太子町景観計画」により、戸建住宅を中心とした良好な住環境の維持・保全に努めます。
- ・磯長台、いわき台等の戸建住宅を中心とした住宅地については、都市計画法、建築基準法等の適正な運用に努めるとともに、地区計画や建築協定等各種制度の活用などにより、良好な住環境の維持・保全に努めます。
- ・竹内街道周辺区域については、歴史的なまちなみ景観を残すため、「太子町景観計画」により、良好な住環境の維持・保全に努めます。

①-2：未利用地への住宅等の誘導

- ・住宅地内の未利用地については、当該用地の用途地域に基づいた住宅等の誘導を図ります。
- ・市街化区域の空閑地（農地）においては、地権者の意向や土地利用の状況を踏まえながら、健全な市街地の形成を図るため、面的な整備事業等を促進するとともに、道路計画等による都市基盤の整備、誘導に努めます。

①-3：空家の利活用の推進

- ・近年空家の増加が顕著になってきていることから、「太子町空家等対策計画」に基づき、空家の利活用を含めた対策に努めます。

①-4：狭隘道路などの整備推進

- ・既成市街地や集落地で家屋が密集しているところでは、住民との協働による狭隘道路の整備手法の検討など都市基盤の整備に努め、良好な市街地への誘導を図ります。

①-5：近隣市町との連携による町域境周辺の整備検討

- ・町の玄関口となる上ノ太子駅周辺においては、近隣自治体の土地利用との整合を図りながら、周辺地域との調和を保った市街地の形成・土地利用の誘導を検討します。

②【中心エリア】

②-1：中心拠点にふさわしい環境整備

- ・役場を取り囲む街区及びこれにつながる沿道については、中心商業・業務地として位置づけ、町の中心としてふさわしい環境整備を図ります。

③【歴史交流エリア】

③-1：叡福寺周辺の歴史的環境等の保全・整備、安全な歩行空間の創出

- ・叡福寺周辺では、「叡福寺周辺地区地区計画」や「太子町景観計画」に基づく景観形成のための行為の制限により、歴史的環境等の保全、整備に努めます。
- ・また、安全な歩行空間の創出や景観に配慮したまちづくりに取り組みます。

③-2：竹内街道沿道の歴史的景観と調和した道路空間の整備

- ・竹内街道沿道では、「太子町景観計画」に基づき、歴史的景観や周辺のまちなみと道路空間が一体となる調和のとれた景観形成に努めます。
- ・まちなみに調和した道路空間の整備を進め、歴史的環境の保全・活用を図ります。

④【農地保全活用エリア】

④-1：地区計画制度の活用による住民主体のまちづくり

- ・農地保全活用ゾーン（市街化調整区域）においては、必要に応じて、「太子町市街化調整区域における地区計画ガイドライン」に基づき、地区計画制度を活用した住民主体のまちづくりを促します。

④-2：必要に応じた農地保全活用ゾーンにおける開発

- ・六枚橋太子線以北、太子中央線以西の地域については、今後の開発ニーズによっては、必要に応じ検討します。その場合においては、本町の活性化に必要不可欠なものであることを前提とし、周辺との自然環境に十分に配慮したものとします。

④-3：農業的土地利用の保全

- ・農業基盤の整備を進めながら、良好な田園環境を形成している農業的土地利用の保全を図ります。

④-4：南河内フルーツロード沿道

- ・太子 I. C. 以南の南河内フルーツロード沿道では、農業関連施設や林業関連施設など農用地利用計画で指定された施設の誘導を図ります。

④-5：歴史軸（葉室）沿道

- ・地域の暮らしと歴史的資源が共存する葉室地区等においては、既存集落の維持・発展を図るため、周辺環境との調和を図りながら、適切な土地利用の誘導に努めます。

⑤【地域活性化エリア】

⑤-1：府道美原太子線（旧）以北

- ・府道美原太子線（旧）以北では、太子西条線の開通により、開発ポテンシャルの高い区域となるため、良好な田園環境との調和を図りながら、農業関連施設、医療施設、流通業務施設などによる計画的なまちづくりを促進します。

⑤-2：府道美原太子線（旧）以南

- ・府道美原太子線（旧）以南では、商業施設や業務施設などまとまりのある良好な都市的土地利用を誘導します。

⑤-3：府道美原太子線沿道

- ・太子中央線との交差点周辺区間では、幹線道路沿道のポテンシャルを活かし、沿道系土地利用（小売店、事務所、倉庫、飲食店など）、地域活性化施設（文化スポーツ施設等）、医療施設など地域振興に寄与する土地利用の誘導を図ります。
- ・府道美原太子線の西側については、沿道系土地利用（小売店、事務所、倉庫、飲食店など）や工場など地域振興に寄与する土地利用の誘導を図ります。

⑤-4：府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線（山城バイパス）沿道

- ・新たなバイパスの整備効果を活用し、沿道系土地利用（小売店、事務所、倉庫、飲食店など）や工場など地域振興に寄与する土地利用の誘導を図ります。

⑤-5：近隣市町との連携による町域境周辺の土地利用検討

- ・町西部地域などの町域境周辺に位置する市街化調整区域については、近隣自治体との連携を図りながら、土地利用の調整や地域特性を踏まえた整備の方向性を検討します。

⑥【産業エリア】**⑥-1：太子 I.C. 周辺**

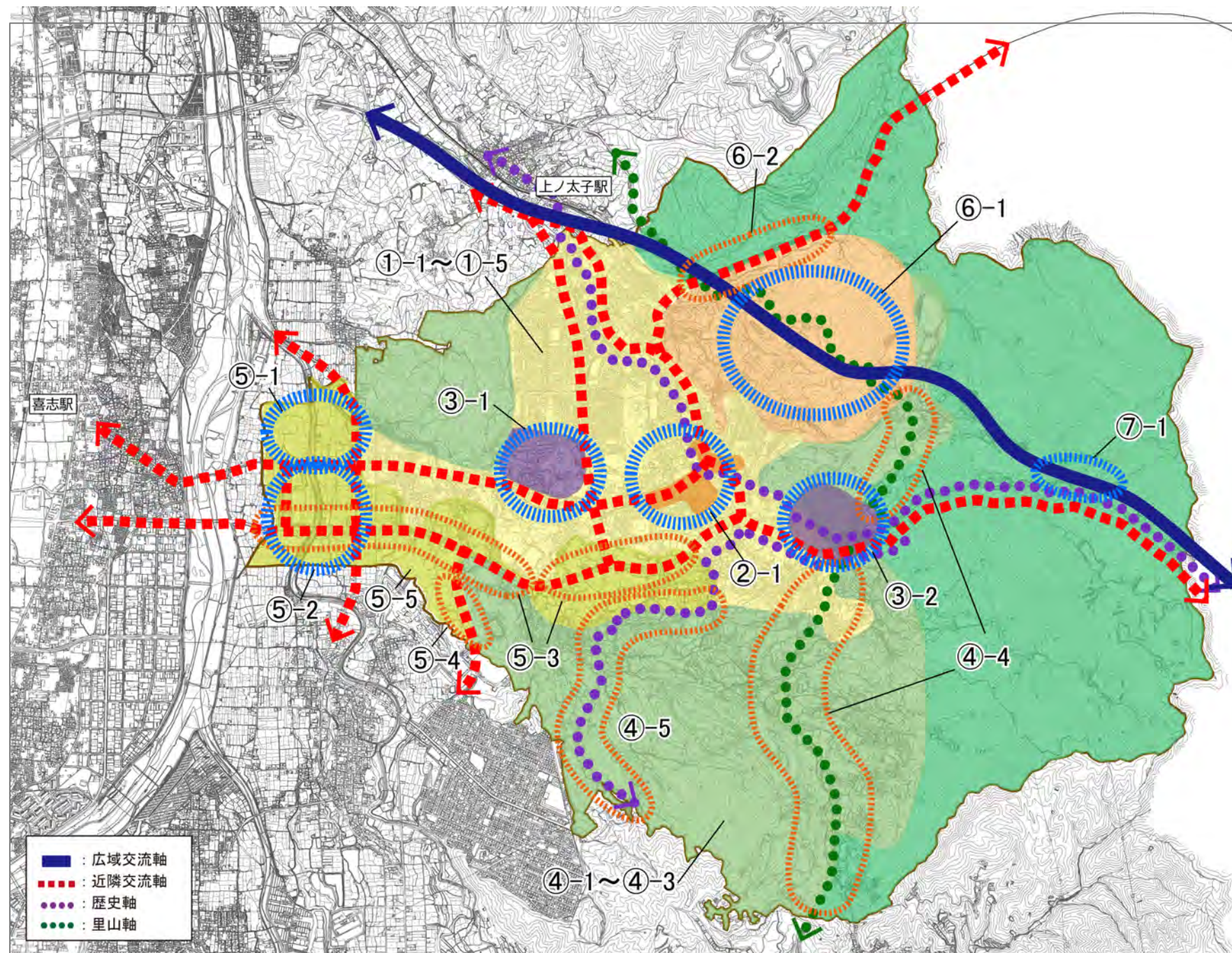
- ・太子 I.C. 周辺では、インターチェンジを活かした工業系施設、流通系施設、教育文化施設、集客施設、研究機関などを誘導するとともに、農業との調整を図りながら、福祉施設、医療施設や沿道系土地利用（小売店、事務所、倉庫、飲食店など）も併せて誘導します。

⑥-2：府道香芝太子線沿道

- ・インターチェンジを活かし、工業系施設、流通系施設、教育文化施設、集客施設、研究機関を誘導するとともに、沿道系土地利用（小売店、事務所、倉庫、飲食店など）も併せて誘導します。

⑦【森林保全エリア】**⑦-1：二上山万葉の森登山口周辺**

- ・二上山万葉の森登山口を中心とした地区では、豊かな自然資源を活かし、キャンプ場などのレクリエーション施設の整備や誘導、既存施設の維持管理を図ります。



①【市街地エリア】	
①-1	地区計画等各種制度の活用による住環境の維持・保全
①-2	未利用地への住宅等の誘導
①-3	空家の利活用の推進
①-4	狭隘道路などの整備推進
①-5	近隣市町との連携による町域境周辺の整備検討
②【中心エリア】	
②-1	中心拠点にふさわしい環境整備
③【歴史交流エリア】	
③-1	観福寺周辺の歴史的環境等の保全・整備、安全な歩行空間の創出
③-2	竹内街道沿道の歴史的景観と調和した道路空間の整備
④【農地保全活用エリア】	
④-1	地区計画制度の活用による住民主体のまちづくり
④-2	必要に応じた農地保全活用ゾーンにおける開発
④-3	農業的土地利用の保全
④-4	南河内フルーツロード沿道
④-5	歴史軸（葉室）沿道
⑤【地域活性化エリア】	
⑤-1	府道美原太子線（旧）以北
⑤-2	府道美原太子線（旧）以南
⑤-3	府道美原太子線沿道
⑤-4	府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線（山城バイパス）沿道
⑤-5	近隣市町との連携による町域境周辺の土地利用検討
⑥【産業エリア】	
⑥-1	太子 I.C. 周辺
⑥-2	府道香芝太子線沿道
⑦【森林保全エリア】	
⑦-1	二上山万葉の森登山口周辺

||||| 拠点整備方針：将来都市構造で設定した拠点に関する主な整備方針
 ○○○○ 沿道整備方針：将来都市構造で設定した軸の沿道に関する主な整備方針

図4.6 市街地及び周辺地域の基本方針図

4. 都市基盤施設の整備方針

4-1. 基本的な考え方

【道路・公共交通：安全性と利便性を高める交通ネットワークの形成】

- ・道路については、幹線道路の機能強化やバイパス整備、歩道の整備などを通じて、交通の円滑化と安全性の向上を図ります。また、狭隘道路の拡幅や生活道路の改良を通じて、防災性や地域内交通の利便性の確保に努めます。
- ・公共交通については、鉄道駅や地域拠点へのアクセス性を高め、地域住民の移動手段を確保・維持するため、「太子町地域公共交通計画」に基づき、公共交通の確保・維持を図ります。

【公園：地域資源を活かしたみどりと憩いの空間の形成】

- ・都市公園については、老朽化施設の計画的な改修を進めるとともに、地域特性を活かした利活用を推進します。また、自然環境や田園風景の保全を図りながら、都市的な生活環境に必要なみどりの確保、公共空間の緑化を進めます。
- ・あわせて、住民参加による維持管理や緑化運動の促進、安全で快適な歩行者ネットワークの整備を通じて、うるおいと活力あるまちづくりをめざします。

【下水道：ストックマネジメントによる持続可能な下水道整備の推進】

- ・既整備区域については、下水道施設の老朽化や更新需要に対応するため、ストックマネジメントの考え方に基づき、適正な維持管理を推進します。また、未整備区域においては、整備効果や住民ニーズを踏まえた優先順位づけのもと、計画的に整備を進めます。

【河川：安全と自然共生を両立した水辺空間の整備】

- ・河川については、安全・安心な生活環境を確保するため、治水対策としての改修事業を着実に進めるとともに、水辺空間におけるレクリエーション機能や生態系への配慮を重視した整備を行います。

【その他公共施設：持続可能な公共施設マネジメントの推進】

- ・公共施設については、施設の統廃合や再構築など、効率的な施設配置の検討を進めるとともに、長寿命化やユニバーサルデザイン化による機能向上を図ります。

4-2. 基本方針（整備・開発・保全）

①【道路・公共交通】

①-1：南阪奈道路：広域ネットワーク機能強化のための4車線化要望

- ・南阪奈道路は、今後とも、広域ネットワークの機能強化を図るため、国・府などに対し4車線化を要望していきます。

①-2：国道・府道など：道路機能強化のためのバイパス整備、歩道整備、道路整備の誘導

- ・国道166号、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の計画的な歩道整備を大阪府に要望していきます。
- ・南北方向の交通軸の機能強化を図るため、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線（山城バイパス）の整備を大阪府とともに、進めていきます。
- ・インターチェンジ周辺において、新たな市街地形成にあわせ、幹線となる道路整備の誘導を図ります。

①-3：その他の主要な道路：道路の安全性・快適性の向上

- ・歩行者の安全を確保するため、歩道の設置や交差点改良などの道路構造の改善に努めるとともに、信号機等交通安全施設の整備を推進します。
- ・周囲の環境との調和を図りながら、地域等との協力により、植樹、植栽などによる緑化を進めます。
- ・旧街道などについては、まちなみの景観に配慮したうるおいのある道路空間の確保に努めます。

①-4：生活道路：狭隘道路の拡幅・交差点改良、道路の改良・整備

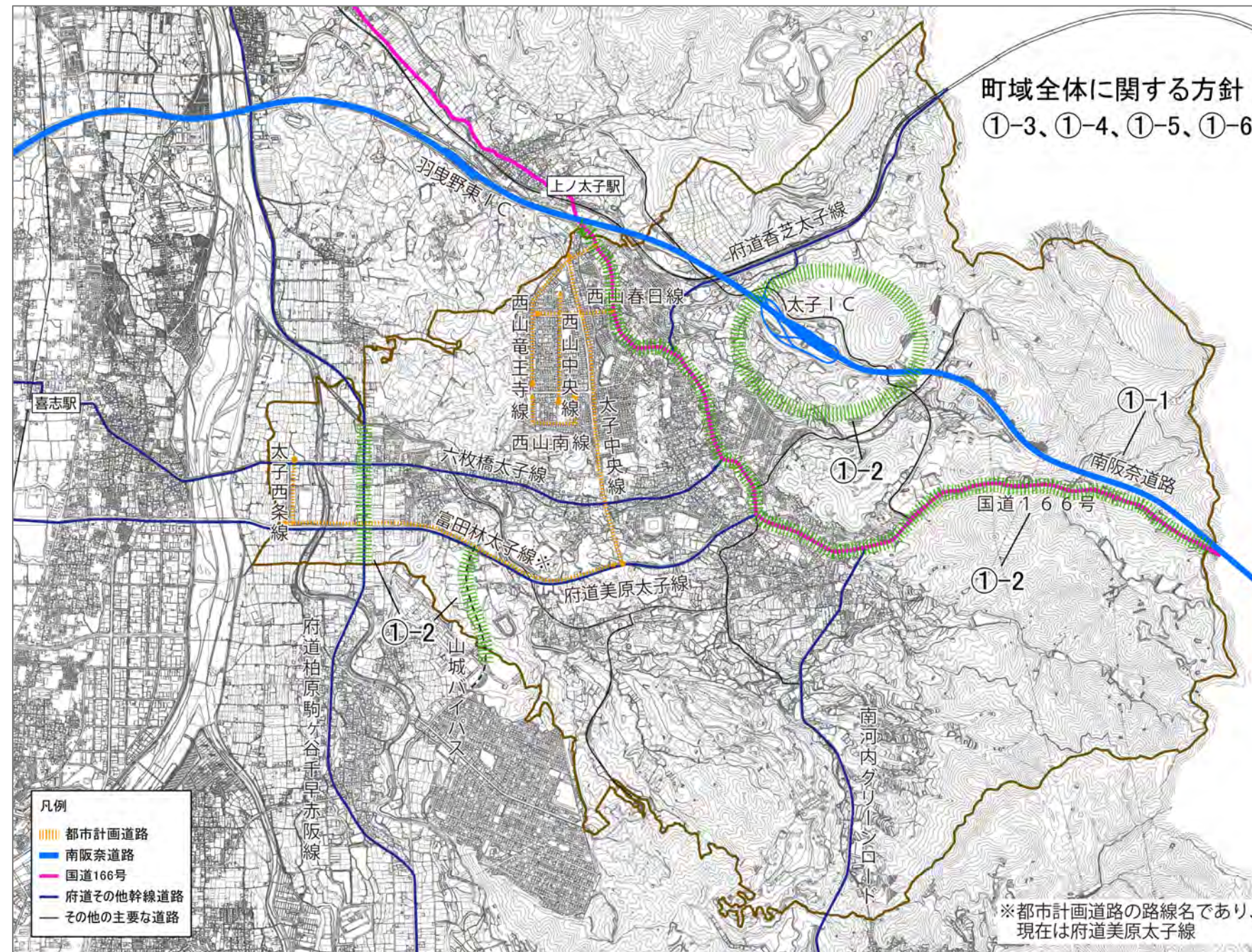
- ・市街地の狭隘道路については、交通面での機能強化を図るほか、防災性の向上を図るため、住民の協力を得ながら拡幅整備や交差点の改良に努めます。
- ・集落内の主要な道路や地域間を結ぶ道路については、地域の実情にあわせて改良・整備に努めます。

①-5：鉄道駅へのアクセスや拠点間の移動手段の確保・維持

- ・近隣市町と連携し、鉄道駅と町内拠点等をつなぐ地域間交通、町内拠点と地域をつなぐ地域内交通の確保・維持を図ります。

①-6：地域公共交通の継続的な検討

- ・地域住民の移動手段を確保・維持し、持続可能な公共交通とするため、地域公共交通会議で協議し、地域状況にあった公共交通を継続的に検討します。



①【道路・公共交通】	
①-1	南阪奈道路：広域ネットワーク機能強化のための4車線化要望
①-2	国道・府道など：道路機能強化のためのバイパス整備、歩道整備、道路整備の誘導
①-3	その他の主要な道路：道路の安全性・快適性の向上
①-4	生活道路：狭隘道路の拡幅・交差点改良、道路の改良・整備
①-5	鉄道駅へのアクセスや拠点間の移動手段の確保・維持
①-6	地域公共交通の継続的な検討

図4.7 道路・公共交通の基本方針図

②【公園】**②-1：都市公園の利活用と老朽施設の計画的な改修**

- ・街区公園等住区基幹公園については、老朽化した施設の計画的な改修を進め、公園施設の充実に努めます。
- ・太子・和みの広場（近隣公園）については、本町の歴史・文化的特性を活かした地域振興、観光振興に寄与する利活用に努めます。

②-2：二上山の山林や山麓部の農地の保全

- ・二上山などの山林や山麓部の果樹園等の農地のみどりは、本町を特徴づける貴重な資源として、自然公園法、農用地区域などの制度を活用して保全します。

②-3：快適な都市生活に必要なみどりの確保

- ・市街地周辺においては、快適な都市生活に必要なみどりの確保に努めます。

②-4：公共施設や街路の緑化

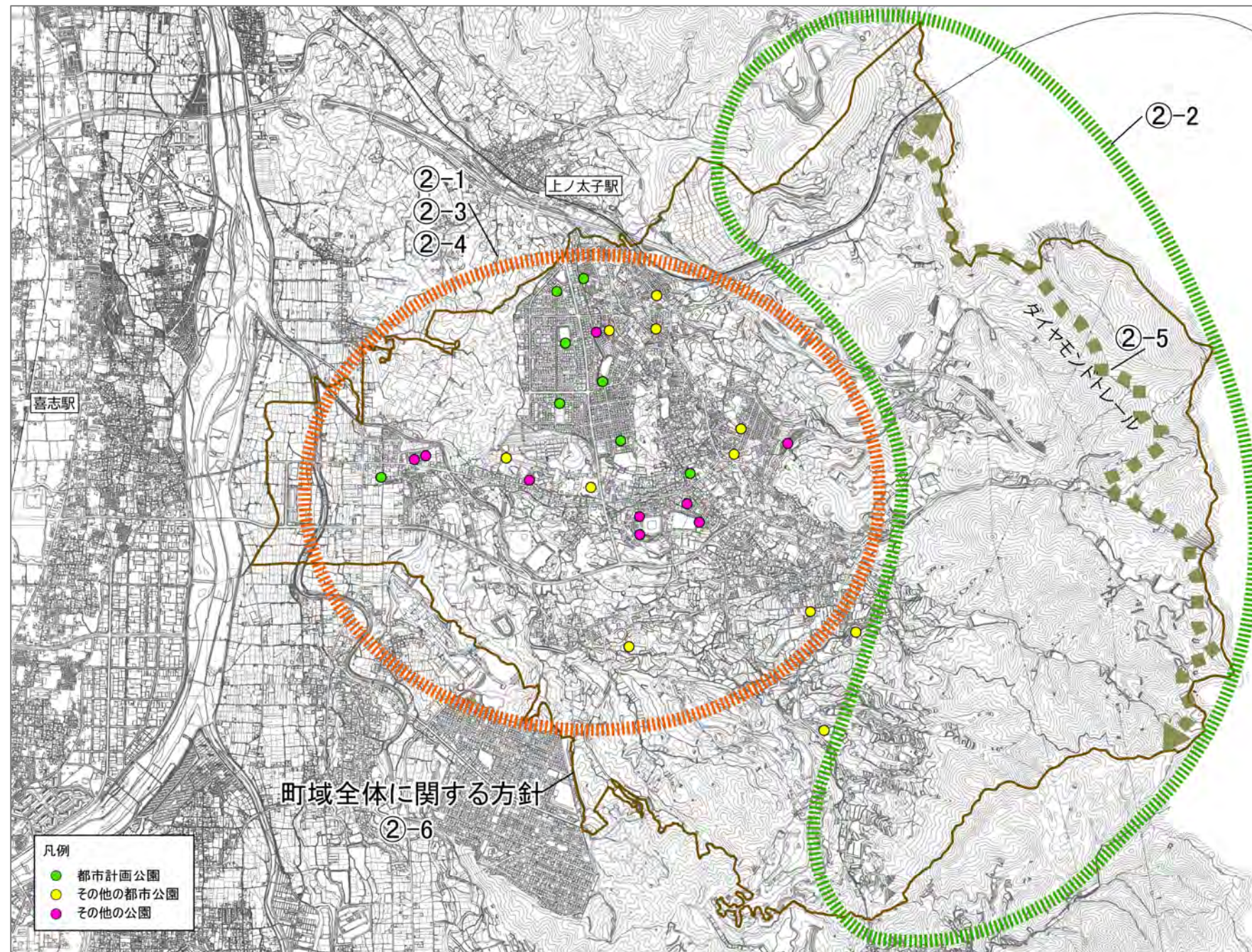
- ・市街地において、うるおいのある環境づくりを進めるため、公共公益施設や街路の緑化に努めます。

②-5：歩行者空間のネットワーク情報の提供

- ・ダイヤモンドトレール、竹内街道、河内ふるさとの道、道の駅などと連携しながら、安全で気軽に散策等を行うことができる歩道ルート情報等を提供し、観光振興につなげます。

②-6：住民参加による維持管理の推進

- ・住民主体の緑化運動等の促進を図るため、啓発活動を進めながら、アドプト制度等の活用を図っていきます。
- ・「花のあるまちづくりの会」など地域住民参加による身近な公園・緑地の維持管理を推進します。



②【公園】	
②-1	都市公園の利活用と老朽施設の計画的な改修
②-2	二上山の山林や山麓部の農地の保全
②-3	快適な都市生活に必要なみどりの確保
②-4	公共施設や街路の緑化
②-5	歩行者空間のネットワーク情報の提供
②-6	住民参加による維持管理の推進

図48 公園・緑地の基本方針図

③【下水道】**③-1：ストックマネジメントの推進と整備方針の検討**

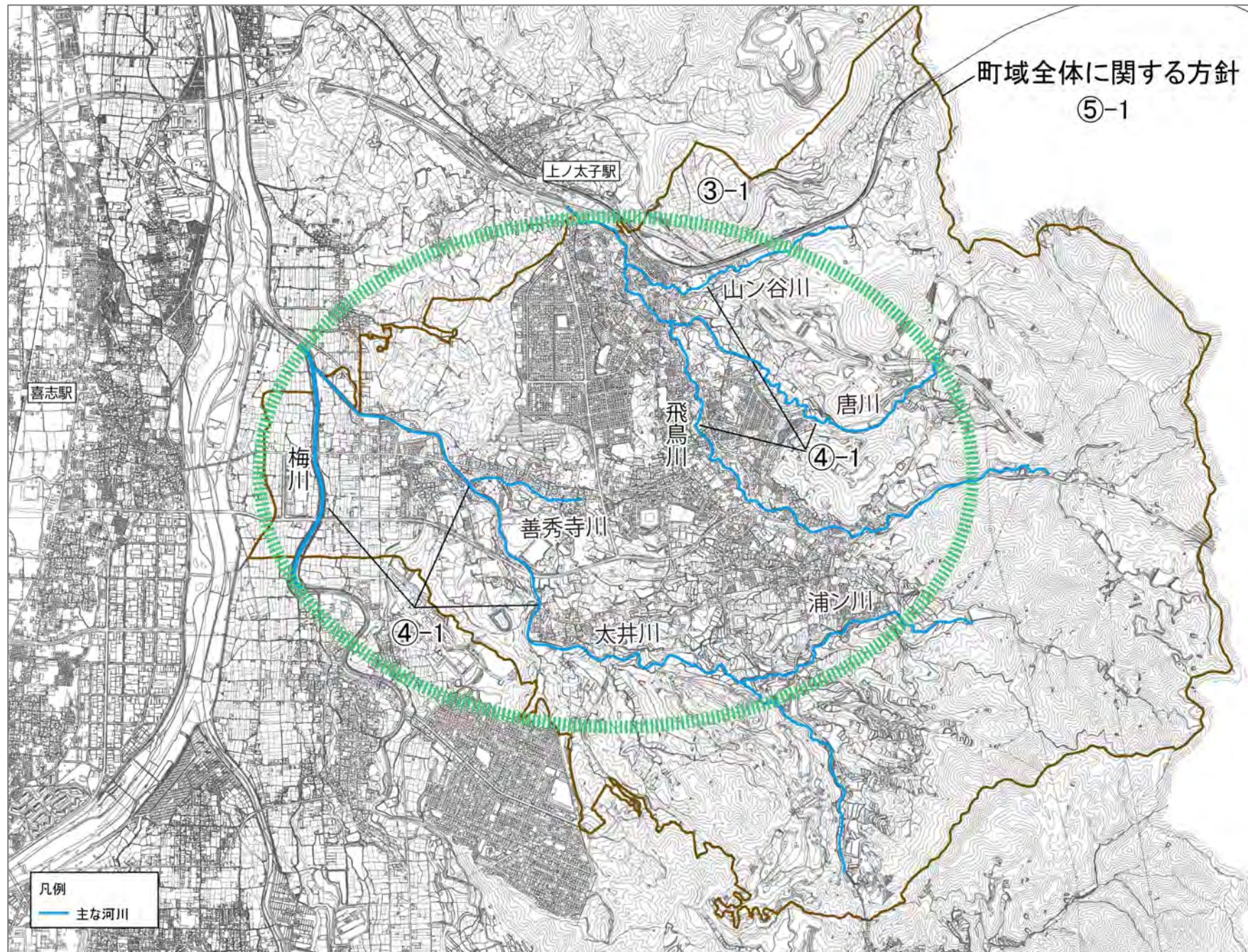
- ・市街化区域での下水道はほぼ整備済みであり、「下水道事業経営戦略」を踏まえ、施設の適正な維持管理などストックマネジメントを進めていきます。
- ・下水道の経営状況を考慮して整備方針の検討を行い、整備効果の高い区域から優先的に住民の協力を得ながら、順次整備を進めていきます。
- ・下水道事業、費用負担に対する住民の理解が得られるよう、積極的な啓発に努めながら、水洗化の促進を図ります。

④【河川】**④-1：河川整備の推進と水辺環境の保全**

- ・太井川改修事業並びに飛鳥川改修事業を引き続き促進します。
- ・河川整備にあたっては、レクリエーション機能や生態系等に配慮しながら、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

⑤【その他公共施設】**⑤-1：既存公共施設の適切な維持管理と機能の充実**

- ・既設の公共施設については、施設の老朽化状況を踏まえ、公共施設の統廃合などによる再構築を検討します。
- ・今後とも必要となる公共施設については、適切な維持管理を行うとともに、長寿命化対策の実施、ユニバーサルデザイン化などにより、公共施設の機能の充実に努めます。



③【下水道】
③-1：ストックマネジメントの推進と整備方針の検討
④【河川】
④-1：河川整備の推進と水辺環境の保全
⑤【その他公共施設】
⑤-1：既存公共施設の適切な維持管理と機能の充実

図4-9 下水道・河川の基本方針図

5. 環境・景観の方針

5-1. 基本的な考え方

【自然環境・景観：自然との調和による魅力ある景観の創出】

- ・自然環境の保全と活用を両立させながら、周辺との調和に配慮した整備を進めることで、うらおいとやすらぎのある景観の形成を図ります。また、レクリエーションや環境学習の場としての利活用も推進し、住民や来訪者に親しまれる自然景観の保全に努めます。

【歴史的環境・景観：歴史資源と共にある風景の保全と活用】

- ・文化財とその周辺環境の調和を図ることで、太子町ならではの歴史的風景の保全と活用を進め、観光振興や地域の特色を活かしたまちづくりにつなげていきます。

【都市環境・景観：都市機能と調和した快適で魅力ある景観形成】

- ・利便性や防災性といった機能面の充実とともに、街路樹や公共施設周辺の緑化により良好な都市景観の形成を図ります。みどりや公共空間を活かしながら、安全で活気ある都市環境づくりを推進します。

【住宅環境・景観：安全・安心で地域に調和した住環境の形成】

- ・周囲の自然・田園・歴史的環境と調和した住まいのあり方を誘導することにより、地域にふさわしい景観の形成を図ります。
- ・防犯性に配慮し、見通しの良い安心・安全な空間づくりを進め、誰もが快適に暮らせる住環境の実現をめざします。

【共通施策：地域全体で取り組む景観づくりの推進体制の構築】

- ・地区計画や建築協定、緑地協定等の制度活用に加え、景観条例の検討や景観づくりに関する啓発活動を通じて、住民・事業者・行政が連携して景観形成に取り組む体制の構築を進めます。

5-2. 基本方針（整備・開発・保全）

①【自然環境・景観】

①-1：山林等における自然環境の保全と活用

- ・金剛生駒紀泉国定公園、近郊緑地保全区域については、林業振興との整合を図りつつ、自然環境の保全に努めます。
- ・治山事業、治水事業など各種公共事業においては、生き物の生息に配慮しながら整備を進めます。
- ・南河内地域における環境学習の拠点として、ダイヤモンドトレールなどの維持管理・活用を図ります。
- ・レクリエーション空間等の整備にあたっては、周囲の景観と調和するように努めます。

①-2：水辺環境・景観の保全と活用

- ・唐川をはじめ河川については、生態系に配慮しながら、人と生き物にやさしい水辺空間として維持・保全に努めます。
- ・ため池などを活かして豊かな水辺環境の維持・保全に努めます。

①-3：田園景観の保全と活用

- ・良好な田園景観を形成している田畑、果樹園などを、農業振興と連携しながら保全・活用していきます。

②【歴史的環境・景観】**②-1：竹内街道の保全と活用**

- ・日本遺産に認定された竹内街道について、歴史的意義を踏まえ、景観法や太子町景観計画に基づく修景やまちなみの保全に努めます。
- ・「太子町観光まちづくりビジョン」に基づき、観光まちづくりの取り組みを行います。
- ・府県を越えた沿道自治体と連携し、日本遺産に認定された竹内街道とその周辺の魅力発信について、引き続き取り組みます。

②-2：叡福寺周辺などでの歴史的景観を活かしたまちなみ形成

- ・叡福寺や天皇陵などの周辺では、修景施設の維持管理を行います。
- ・叡福寺周辺については、景観法や太子町景観計画に基づき、住民と協働し、無電柱化整備などを通じて歴史的まちなみ景観の保全・形成に努めます。

②-3：古墳群の歴史的環境の保全と活用

- ・国史跡一須賀古墳群や葉室古墳群など歴史的資源が集積している箇所については、二子塚古墳等との関連を踏まえ、近つ飛鳥博物館や近つ飛鳥風土記の丘と一体となった歴史的環境の保全・活用に努めます。

②-4：歴史的環境維持のための現況土地利用の保全

- ・御嶺山古墳の周辺地区では、史跡や古墳等の歴史的環境を守るため、資源の特性を踏まえ、現況の土地利用を保全します。

②-5：歴史資源と周辺環境・景観との調和

- ・歴史資源を散策する道すじに残るまちなみなど、趣のある景観の保全や周囲の環境と調和した景観の形成を図ります。

③【都市環境・景観】**③-1：街路、公共施設における都市的景観の形成**

- ・主要な道路では、住民との協働を図りながら、みどり景観の軸として街路樹の植樹や植栽などにより、良好な街路景観の創出を図ります。
- ・役場など主要な公共施設を核として、その周辺を含め、活気にあふれた都市的景観の形成に努めます。
- ・本町の玄関口となる上ノ太子駅前広場については、住民との協働により緑化を推進し、うらおいのある都市景観を推進します。

④【住宅環境・景観】**④-1：地区計画等の活用による景観形成**

- ・住宅地においては、周囲の環境と調和した良好な景観が形成されるよう、地区計画や太子町景観計画等により、家屋の形状や色彩、デザインなどの誘導に努めます。

④-2：集落地における田園景観、歴史的景観との調和

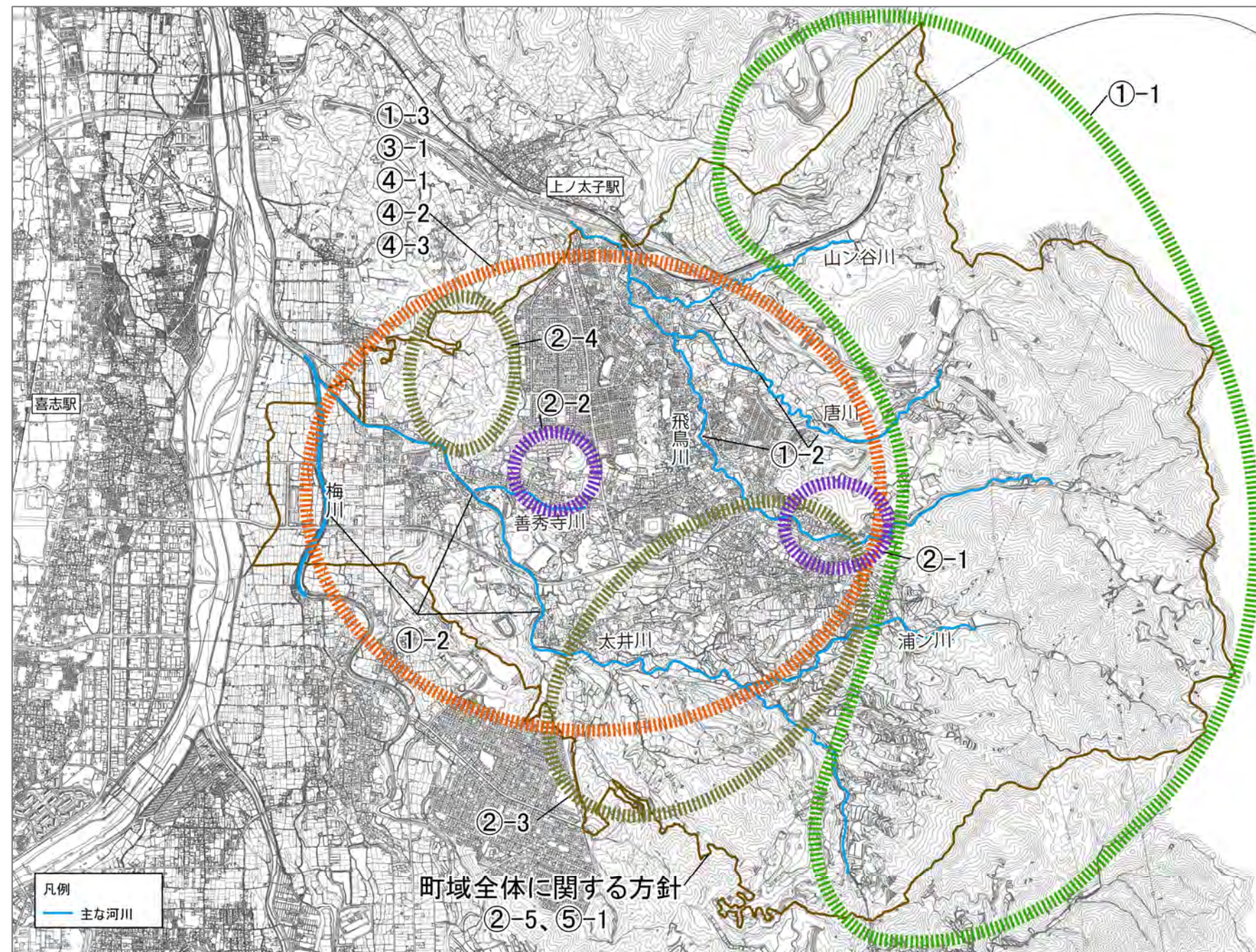
- ・集落地においては、建て替え等にあたって、周囲の田園景観、歴史的景観と調和した景観の保全、形成が図られるよう、地域になじむ建て方などによる誘導に努めます。

④-3：防犯に留意した生活環境の確保

- ・道路、公園などの適正な配置、植樹の工夫、照明施設の設置などによる見通しの良い空間づくりなど、防犯に留意した生活環境の確保に努めます。

⑤【共通施策】**⑤-1：景観形成に向けた誘導・規制及び推進体制づくり**

- ・建築物の誘導・規制、屋外広告物などの規制を行うため、地区計画制度や建築協定制度、緑地協定制度等の活用を図るとともに、条例の制定などを検討します。
- ・景観づくりに関わる人、組織の連携や助言、指導が行える体制づくりに取り組みながら、地域特性に応じた各種景観施策の導入に努めます。
- ・景観区域の拡大へ向け、住民の景観保全・形成に対する認識を高めるため、景観づくりの啓発活動を推進します。



①【自然環境・景観】	
①-1	山林等における自然環境の保全と活用
①-2	水辺環境・景観の保全と活用
①-3	田園景観の保全と活用
②【歴史的環境・景観】	
②-1	竹内街道の保全と活用
②-2	叡福寺周辺などでの歴史的景観を活かしたまちなみ形成
②-3	古墳群の歴史的環境の保全と活用
②-4	歴史的環境維持のための現況土地利用の保全
②-5	歴史資源と周辺環境・景観との調和
③【都市環境・景観】	
③-1	街路、公共施設における都市的景観の形成
④【住宅環境・景観】	
④-1	地区計画等の活用による景観形成
④-2	集落地における田園景観、歴史的景観との調和
④-3	防犯に留意した生活環境の確保
⑤【共通施策】	
⑤-1	景観形成に向けた誘導・規制及び推進体制づくり

図50 環境・景観の基本方針図

6. 都市防災の方針

6-1. 基本的な考え方

【あらゆる災害に備えた安全・安心なまちづくり】

- ・建築物の耐震化・不燃化やオープンスペースの確保による延焼防止、河川改修や下水道整備、ため池の保全による浸水対策、砂防事業による土砂災害対策など、災害特性に応じた対策を計画的に進め、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・あわせて、避難施設や避難路の整備、地域主体の防災訓練の実施、地区防災計画の策定支援を通じて、防災体制の強化と住民の防災意識の向上を図ります。

6-2. 基本方針（整備・開発・保全）

①【あらゆる災害に備えた安全・安心なまちづくり】

①-1：建築物の耐震化・不燃化の促進

- ・災害に強い市街地の形成をめざし、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、「太子町耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化の促進啓発に努めるとともに、市街地内における建築物の不燃化促進を図ります。

①-2：オープンスペースの確保

- ・水辺空間、公園、緑地と連携したオープンスペースの確保により、広域火災時の被害防止及び被害の拡大防止に努めます。

①-3：河川の改修

- ・大阪府の管理河川については、計画的な河川改修、ダムの建設、治水施設整備の実施を要望していきます。
- ・本町が管理する河川については、準用河川・普通河川等の改修や貯留施設の整備を推進していきます。

①-4：下水道の整備

- ・市街地における浸水被害の解消を図るため、必要整備箇所について検討します。

①-5：ため池の保全

- ・ため池の洪水調節機能などを確保するとともに、その安全性を高めるため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく「ため池の届出制度」を活用し、ため池の保全に努めます。

①-6：砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業の推進

- ・唐川砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業実施を大阪府へ要望していきます。

①-7：土砂災害情報相互通報システムによる注意喚起

- ・緊急時の避難活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、土砂災害情報相互通報システムに基づき注意喚起を継続して行います。

①-8：避難施設、避難路の充実・確保

- ・公共公益施設について、「太子町公共施設等総合管理計画」に基づいた公共施設の計画的な整備、避難所としての充実、狭隘道路の整備に努めるなど避難所、避難路の安全確保対策を実施します。
- ・太子町役場北側の公民館跡地を活用した防災公園の整備を計画します。

①-9：防災訓練の実施、地区防災計画の策定

- ・社会福祉協議会や消防団と共催して地域主体の防災訓練の実施の働きかけなどを行い、地区防災計画の策定の推進に努めるとともに、避難計画等の検討を行います。

第8章 計画実現に向けた方策

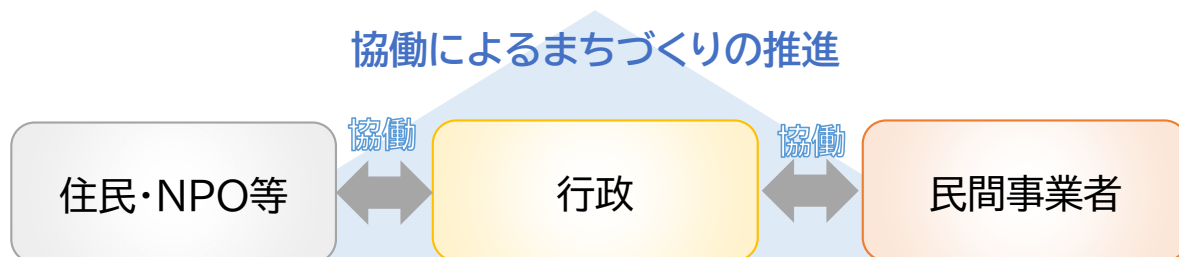
1. 住民等との協働によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランに掲げるまちづくりの計画は、住民やNPO、民間事業者などと行政がそれぞれ役割分担を行い、連携しあって進めていくことが大切です。

住民は、地域の現状や課題を理解し、地域の特性を踏まえた自主的な取組を行うことが重要です。本町においては、住民主体の活動が展開されており、こうした活動が地域の魅力や愛着の醸成につながっています。今後は、町会・自治会、NPO等と連携しながら、既存の活動を継続するとともに、活動の幅を広げる仕組みづくりや、町の貴重な自然資源や文化資源を活用した景観づくり、町の活性化、防災・防犯などの各部門において、住民と協働の魅力あるまちづくりを進めていきます。

民間事業者は、地域経済を支える存在として、事業や活動を通して行政との協働によるまちづくりへの参画が必要です。

行政は、社会基盤の整備や維持管理などを担うとともに、制度運用を通じて、各主体の活動を支援・調整する役割を担います。また、地区計画等の制度を活用し、住民参加によるまちづくりの推進に努めます。



2. 計画の進行管理

本都市計画マスタープランで策定した都市づくりの方針に基づく各施策を着実に実行していくために、その進捗状況及び実現性を評価するため、P D C Aサイクル手法を用いた進行管理を行います。



3. 見直しの方針

本都市計画マスタープランは、上位計画である第6次太子町総合計画に即して、本町を取り巻く社会情勢の変化、人口、土地利用動向の変化などに対応し、必要に応じて適宜見直しを行います。

		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
		2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
総合計画		基本構想										
		前期基本計画					後期基本計画					
都市計画マスタープラン	PLAN	年度ごとに実施計画の策定										
	DO	事業の実行、改善による事業の実行										
	CHECK	必要に応じて評価										
	ACTION	評価を踏まえた実施計画の見直し										

資料編

資料 1. 策定の経緯

日程	内容
令和 6 年 11 月 18 日	令和 6 年度第 1 回太子町都市計画審議会 ・太子町都市計画マスタープランの変更計画の策定について（諮問） 基礎条件の整理/住民アンケート調査結果 等
令和 7 年 2 月 27 日	令和 6 年度第 2 回太子町都市計画審議会 ・太子町都市計画マスタープランの変更計画の策定について（諮問） 現行計画の進捗状況/課題と基本的方向性 等
令和 7 年 8 月 29 日	令和 7 年度第 1 回太子町都市計画審議会 ・太子町都市計画マスタープランの変更計画の策定について（諮問） 課題と基本的方向性/整備方針 等
令和 7 年 11 月 19 日	令和 7 年度第 2 回太子町都市計画審議会 ・太子町都市計画マスタープランの変更計画の策定について（諮問） 太子町都市計画マスタープラン（案） 等
令和 8 年 1 月 5 日 ～2 月 5 日	太子町都市計画マスタープラン(案)に対するパブリックコメントの実施
令和 8 年 2 月 25 日	令和 7 年度第 3 回太子町都市計画審議会 ・太子町都市計画マスタープランの変更計画の策定について（答申）

資料 2. 太子町都市計画審議会名簿

(令和 8 年 3 月現在)

氏 名	役 職
○ 吉 川 寿 一	学 識 経 験 者
伊 勢 昇	学 識 経 験 者
上 田 知 美	学 識 経 験 者
中 村 直 幸	町 議 会 議 員
斧 田 秀 明	町 議 会 議 員
村 井 浩 二	町 議 会 議 員
金 谷 和 美	関 係 行 政 機 関 職 員
楠 本 肇	町 住 民
羽 田 妙 子	町 住 民
土 井 武 久	町 住 民

注) ○は会長

資料 3. 用語集

用語	説明
あ行	
アイデンティティ	アイデンティティの直訳は「同一物であること」であるが、まちづくりの分野では、まちの個性や地域の特性の意味で用いている。
アドプト制度	アドプトとは、「養子にする」という意味で、ボランティア活動を行う団体が「里親」となり、公共が管理する河川、道路、公園等の活動区域を「養子」のように清掃・美化活動などの保守管理を行う制度である。
インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、公園・緑地、上下水道、港湾、空港、河川等の産業や生活の基盤となる施設。
オープンスペース	主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。
か行	
街区公園	都市公園の種類の一つ。もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置することが基準とされている。
環境学習	持続可能な社会の構築をめざして、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育や学習。
近郊緑地保全区域	近郊緑地保全区域は、無秩序な市街化の防止や住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として、近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、国土交通大臣が指定する良好な自然環境を有する緑地の区域をいう。
近隣公園	都市公園の種類の一つ。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所あたり面積 2ha を標準として配置することが基準とされている。
景観行政団体	景観計画の策定等景観法に基づく景観行政を行う地方公共団体であり都道府県、政令市、中核市のほか、都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村を指す。
景観計画	景観行政団体が、良好な景観形成を図るため、その区域、良好な景観形成に関する基本方針、行為の制限に関する事項（行為ごとの景観形成基準）等を定め、届出勧告制（建築物及び工作物の形態意匠（色彩やデザイン）については変更命令制）により、景観上の規制誘導を行っていくもの。
耕作放棄地	1 年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のこと。
交流人口	定住人口ともいわれる住所地人口とは異なり、通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流によりその地を訪れた人口のこと。
さ行	
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
市街地開発事業	都市計画法第 12 条に定める市街地再開発事業、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業。

市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。事業種別には第一種（権利変換方式）と第二種（管理処分方式）がある。
自然公園	国立公園、国定公園、府立自然公園の総称。すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、自然公園法や大阪府条例で指定された地域。
ストックマネジメント	施設の機能がどのように低下していくのか、どのタイミングで、どのような対策を取れば効率的に長寿命化できるのかを検討し、施設の機能保全を効率的に実施することを通じて、施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する取り組み。
生産年齢人口	15歳～64歳の人口。
た行	
地区計画	地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、特定の地域を対象として、建築物に関するきめ細やかなルールと生活道路や公園などの公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。
治山事業	治山事業とは、山地の崩壊や土砂災害を防止するため、森林の整備、砂防堰堤の整備、地すべり対策等を行う事業である。
治水事業	治水事業とは、洪水、高潮、土砂災害などから人の生命や財産を守るために、河川の整備や管理を行う事業である。具体的には、堤防、ダム、放水路などのインフラ整備、河川の掘削や流路の付け替え、近年では「流域治水」として流域全体の対策を協働で進める取り組みなどが含まれる。
都市計画区域	自然的、社会的条件等を勘定して、一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として定める区域。
都市公園	都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が設置する公園又は緑地で、基本的には都市計画区域内に設置される。良好な都市環境の提供、都市の安全性の向上、市民の憩いの場、地域の活性化などに不可欠な都市施設として位置づけられている。
都市構造	都市を形づくっている交通ネットワークや土地利用等の物理的な構造で、都市空間の骨組みとなるものを指す。
土砂災害情報相互通報システム	土砂災害から人命を守るため、平常時から災害時を通じて、土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互通報するシステム。
土地区画整理事業	都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
な行	
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。
は行	
バリアフリー	高齢者や障がい者をはじめ、誰もが社会生活を行う上で障壁（バリア）となるものを、ハード・ソフトの両面から除去すること。
ま行	
未利用地	居住、業務、その他の用途など適正な利用が図られるべき土地であるにも関わらず、長期間に渡り利用されていない土地をいう。

や行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。
用途地域	都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。
ら行	
ライフスタイル	仕事の取組や暮らし方等、それぞれの価値観に基づいて主体的に選択される生活の様式、生き方をいう。
レクリエーション	レクリエーションとは、自由時間などに娯楽として行われる、自発的・創造的な様々な余暇の活動のことである。レクリエーションの種類は多岐にわたり、自然観察やハイキングなども含まれる。
わ行	
ワークライフバランス	仕事と生活の調和を図ることで、個人の健康・生活の質を向上させ、職場の生産性向上にも資する考え方。
A～Z	
AI	人工知能 (Artificial Intelligence) の略称。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念。
DX	デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略で、「デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへ変革すること」を指し、単なるアナログ情報のデジタル化にとどまらず、プロセス全体もデジタル化することで新たな価値を創造し、社会的な影響・便益をもたらす。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術の総称。コンピューター・インターネット・携帯電話等を使う情報処理や通信に関する技術。
IoT	Internet of Things モノのインターネットの略。コンピューターなどの情報・通信機器だけでなく、様々な「モノ」に個別のアドレスを付加し、インターネットの仕組みを使い相互に通信することにより、各所のセンサー、カメラなどからの情報を集めるとともに、各種装置の操作・制御も行い、時間や空間を超えて、多様な装置の状態を把握しコントロールすることができる仕組み。
NPO	Non-Profit Organization 民間非営利組織の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで営利を目的としない社会的な公益活動を自主的・自発的に行う組織・団体。



太子町都市計画マスタープラン

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

太子町まちづくり推進部地域整備課

TEL 0721-98-0300 (代表)

FAX 0721-98-4514